

化学物質にかかる環境汚染対策の強化等に関する陳情書（愛知県岡崎市十五町二の九岡崎市議会内都築末二（第一〇四号）は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

自然環境保全法等の一部を改正する法律案（内閣提出第三七号）
水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案（内閣提出第四一号）

〇戸塚委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、自然環境保全法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。築瀬進君。

〇築瀬委員 本日のトップバッターとして、自由民主党の築瀬進でございます。テーマは自然環境保全法等の一部改正ということで、それに関連する質問ということでありますけれども、まず北川環境庁長官に大いに語っていただきたいということで、長官の環境哲学等について冒頭にお尋ねをしたいと考えております。

科学技術の進展により、産業、経済が大変発展をいたしてまいりました。これは、十八世紀のいわゆるワットの蒸気機関の発明とそれに伴う産業革命というように、我々の社会生活が大変向上させてきたわけでありまして、そういう意味で十八世紀以来のいろいろな社会の進展、経済の進展というようにあるわけでありまして、けれども、一方において最近、そのような産業革命以来のいろいろな経済発展を支配してきた基本的な理念といえますか、哲学といえますか、そういうようなものについて大変な反省というものが叫ばれるようになってきたのではないかなと思うわけでありまして、というのは、例えば成長はすべて

いいんだとか、経済成長率が高い方が非常にプラスなんだ、そういうようなことを無前提に考えてしまつて果たしていいものだろうか、こういうふうな反省があるわけでありまして、そして、それと同時に経済の発展が、今まで地球の閉じられた循環系の中で、例えば水の一生をたどつても最終的にはまた水に戻っていく、こういう循環がうまくいっていてきていたわけでありまして、産業発展に伴つてこの循環系ではどうしても消化できないような物質を生み出してしまつた。例えばPCBにしてもプラスチックなどにしても自然に分解するものではない。自然に帰れというふうなことでできない物質を生み出してしまつたわけでありまして、そういう意味では、産業発展というふうなものは我々の社会、経済、文化的な生活の進歩のためには絶対に必要なことではありますけれども、それと同時に、それが我々の住んでいるこのかけがえのない地球に大変大きな負担を強いてきている、こういうふうな状況があるわけでありまして、そういう意味で、最近になって環境行政が非常に重要な課題になってきているというふうなことの一つの歴史的な意味がここにあるのではないかと。環境行政を積極的に展開していく必要性というふうなものは、言うならば、十八世紀以来の産業革命を推進してきた我々の哲学というふうなものについて一つ大きな反省を迫っている部分があるのではないかと、これが考えられるわけでありまして、

そこで環境庁長官の、環境行政をこれからどのように進めていくのか、そういう点についての理念あるいは哲学を存分に語っていただければと思うわけでありまして、

〇北川国務大臣 ただいま築瀬委員の環境に対する御理解とまた環境哲学ということ、我々人類が十八世紀より、どんな欲というか、飽くなき経済発展の中に人類の幸福を求めながら環境を破壊してきたことは事実であると言つていいと思うのでございます。そういう中で地球環境を憂へての委員の御質問でございます。私に存分に語れと言われると、大変な自分の重責を担つておる今日、今までは発展であり、また相対する民族の相克の中にあったのでありますが、だんだんこれが融和されてきた、しかし、その融和されてきた以上に地球というものは病んできているのではないかと、そうすると、世界を挙げてこの地球環境というものをよくしなければいけない、こんな思いを痛感いたしておる次第でございます。

先ほど御指摘のありました水一つをとりましても、昔は、水三尺流れば清し、このように言われて、水そのものの素質からいって三尺流れば還元力によつてきれいになった。ところが、このころは水の中にメタンガスが発生するほど汚濁されてしまつておる、そういう状態でございまして、生きとし生ける万物の大自然、地球がその還元力を失つてしまつたならば、人類のみならずすべてが滅亡するときに来つてしまつたのではないかと、それを来させてはならない、私は、こんな思いをいたしますと環境のこれからの取り組んでいく重要性を痛感いたしますのでございまして、今こそ土の還元力、水の還元力、そして空気の還元力、大気自然が持つところの還元力というものをいかに保ちながら地球を保全していかなければいけないかと、私はこのことが大事だと思つております。

と申す、今日まで伸びてまいりました人間のわがままと経済というものが、ここでこれを圧縮してしまつてはまた幸せもないのではないかと、思いますと、やはりこれから経済を伸ばしながら環境もよくしていく、この地球保全、持続に対する科学的な研究も、人間の英知そのものが地球環境をよくするために、今までは経済発展に尽くしてきたのですが、このためにやつていかなければいけない、こんな思いをいたしておる次第でございます。そんな思いの中で、日本は経済大国になりましたからと言つてそれに甘んじて、その上にあらをいかしてしまつてはならない、今こそ世界に「世界に貢献する日本」というものを環境を通じてなさなければならぬ、こんな思いをいたしております。

〇築瀬委員 今の大臣の御発言の中にもありましたように、言うならば環境行政というのは経済政策と環境政策の整合性、これをどのように図ろうとしていくのか、これが大変難しいテーマである、私は思うわけでありまして、

最近、「エントロピーの法則」という本が出ておりまして、これなどを読みますとやはり非常に文法的な発想の転換というふうなものをこれからなしていかなければ、本当の意味で二十一世紀の地球というふうなものがどんなふうになるか大変心配だというふうなことも考えるわけでありまして、例えばその「エントロピーの法則」の中で指摘されていることは、人類の利用可能なエネルギーの総量は有限である、エネルギーをもう一回循環をしてもとに戻して使うというふうなことはできない、一たん形を変えたエネルギーにしてしまつと、後はなくなつてしまつてしまふんだ、こういうふうなものを基本的なきちん認識をして考えていかなければならないんじゃないか。政治家としても大変大先輩の東洋の大政治家、マハトマ・ガンジーという方がおります。ガンジーがこんなことを言っているんです。文明の本質というのは欲望の拡大にあるのではないんだ、文明の本質というのは欲望を意図的にかつみずから進んで捨て去ることにある。極めて東洋的な、仏教的な哲学に基づくような考え方がここに述べられているわけでありまして、けれども、まさにこれは二十一世紀の経済政策と表裏の関係にある環境政策をどのようにやっていくのかというふうなことの大変重要な示唆を私たちに与えてくれているのではないかと、このように考えられるわけでありまして、

そこで、経済政策、これは環境庁の成立の当初から、いろいろと他省庁との絡み合いをどのように整えていくのかというが大変難しい問題として存在をしているわけでありまして、歴代環境庁長官、それに積極果敢に挑戦をしていった名長官が大変多かったわけでありまして、そういう意味で、環境保全の責任官庁としての北川環境庁

卷之六

自然を楽しむ自然との触れ合いを求める、これは特に都会生活の中で常にストレスがたまる生活を強要されている国民にとって当然必要になってくるわけでありませうけれども、そういう意味で、例えばスノーモービルとか四駆が自然の中に入ってきたがるというのは、言うならば今の現代社会では必然的にそこに追い込まれてくるのではないかな、そういう部分もあるわけでありませう。

でありますから、次に質問をいたしますけれども、今回車馬の制限というふうなことでいろいろな制限がなされるようになりまして、それはやはり、いろいろな新しい交通手段が生まれれば今後とも自然と接触をしたいという国民の気持ちが高まるのは目に見えているわけでありませう。でありますから、単に規制をするという発想だけではちよっと問題だな、むしろ規制をする面もあると同時に、もっと合理的な形で新しい交通手段を持つて自然とのアクセスをつけるような、そういう新しい仕組みというふうなものも必要なのではないかな、そういうふうなことも考えられるわけでありませう。単に規制をするだけではないと思ふのです。

でありますから、自然を楽しむ自然との触れ合いを求めるという国民のニーズ、これを新しい現代的な状況に応じてどのように的確に対応していくのか、この点の行政側の対応をちよっとお尋ねしたいと思ふます。

○山内政府委員 お答えいたします。

確かに今回、具体的な改正内容として、スノーモービルとか四輪駆動車に例示されるような車馬の乗り入れの制限区域をむしろ拡充といえますが、広げる面だけが法改正になっているわけではございませんが、これの検討の過程では、私も内部あるいは外からもむしろ積極的に、じゃスノーモービルはここなら走らせてもいいというふうなところを国立公園の中に設けられないかというお話もございました。現時点では必ずしもそこまで積極的な具体的な案を考えるに至っておりませんが、大きな方向としては、例えばちよっと

種類は違いますが、最近では車ごとキャンブを楽しむというところもございませうので、従来国立公園の中では車、キャンピングカーの立ち入り地域というものは必ずしも前提になつていなかったのございませうが、今後は単なる野営場建設に対する整備だけではなくて、そういうものを考えていかなければいかぬと考えております。これは私どもの観念的な用語でいいますれば適地適利用ではないかと思ひまして、一昨年以来一年八カ月ばかり実は私も自然環境保全審議会の中で国立公園の利用のあり方について議論いただきまして、過程でも、その利用の面だけ余り走つては困るという議論が審議会の中でも強かったのございませうが、あくまでもそれは適利用、しかもそれは適地において行われる適切な利用であるならば大いに進めてもいいのではないかとということでございませうので、私もその具体化に向かっては二、三少しか考へていふこともございませうので、今後御指摘のこととも十分念頭に置きながら対応してまいりたいと思つております。

○審議委員 時間が余りなくなつてまいりましたのであれですが、アウトドアライフをこれから国民がどんどん望みだしたというのことはこれは自然の趨勢だと思ふのです。でありますから、その点を単に規制をするという発想だけではなくて、もっと新しい、例えばキャンピングカーなんかはどうぞん出でくるわけでありませうから、そういう点についての対応も今後御検討いただきたい、このように要請をいたしたいと思ひます。

もう一つ、今回の車馬の使用等の制限、現実には大変乱暴な四駆あるいはスノーモービル、こういうふうなものによりまして自然環境が確実に損傷されている部分があるわけでありませうけれども、具体的にどの地域でどのような問題が生じているのか、この辺ちよっとお尋ねをしたいと思ひます。

○山内政府委員 実は、今回法改正のきっかけにもなりました二、三の事例としては、具体的なものがあつたわけではございませう。まず一般的な点を申

し上げますと、今回四輪駆動、スノーモービルの規制の基本的な考え方は、その場所における貴重な植物への踏み荒らし、それから実は動物に対する騒音等による影響も考えなければいかぬというのが基本論でございませう。具体的に地名を挙げると、例えばかかと思ひますが、やはり北海道でいえば知床、阿寒のようなところ、それから南の方でいいますと、たしか北九州の国立公園などでは四輪駆動車が樹林の中の下の方の植生をなぎ倒してしまつたというふうな例がございませう。

そんなことで、今挙げましたものをすべて今回指定するかどうかはまた別問題といたしまして、法改正の前提となりました事例としてはそのようなものがございまして、これを踏まえては、そのようになつては、これから新たに車馬の使用等が制限される場所、地域、どんなところを御想定になつておられるのか、あるいはこの法改正に従つていろいろな規制がされるわけでありませうけれども、これを実効あらしめるためにどのような取り組みをなさうと思ひますのか、この点についてお尋ねをいたします。

○山内政府委員 車馬の乗り入れにつきまして、先生が先ほど冒頭にお挙げになりましたいろいろなゾーニングの中で、いわゆる国立公園でいえば特別保護地区あるいは原生自然環境保全地域、こういうところではもう既に一切禁止に近いわけではございまして、これは現在でも既に禁止されている、これは国土の面積の約一割弱になると思ひます。今回検討しておりますのは、そうではなくて、従来は必ずしも全面的な規制ではなかつたけれども、国立公園の特別地域の中でどうもやはりこういうものを指定して規制しないと問題が起ころうだということを取り上げることになつていられるわけではございませう。先ほど言いました二、三の例は、そのすべてを指定するわけではございませうが、やはり今後ともそういう事例が起ころうか、つまりスノーモービルとか四輪駆動の乗り入れが起ころうか、これは蓋然性の高いところは逐一指定を考えなければいかぬと思ひ

ます。

ただ、実はその問題が、後段に先生がおっしゃいました、どう実効ある手段でそれを規制していくかというところに絡みますから、そういう意味からも、まずこれは地元の方で町村あるいは都道府県といった公共団体の協力がなければできないわけではございませうので、まず指定に当たっては地元の自治体あるいは関係方面との調整を図つていくというところでございませう。そんなことで、今日現在では、第一号をどこを指定するとか、幾つくらい一年間に指定するといふところまでは詰めて切つておりませんが、そう全国網羅的にいふことではなくて、やはり問題の起つたところを的確にとらえながらやつていかなければいかぬと思つております。

なお、規制の徹底につきましては、市町村の協力のみならず、標識の設置といったことでは、これは国立公園であれば国が管理して責任上具体的な標識の設置についても対策をとらなければいけないと思ひますから、管理官による巡視なども含めまして具体的な対策を考えていきたいと思つております。

○審議委員 ありがとうございます。一応改正法関係についてはその程度にいたしまして、もう一つ、最近私大変関心を持つていて、これはマスコミ等でも大変関心がある地球温暖化の問題について若干聞かせていただければと思ひます。

先ほど言いましたように、産業革命以来の経済発展が化石燃料を消費することによって進進してきて、このような歴史的な事実が皆さん御承知だろうと思ふわけでありませうけれども、この結果、結局地球温暖化というふうな状況になつてしまつていられる、まさに大変皮肉な結果になつていられるわけでありませうけれども、この地球温暖化の問題をめぐりまして世界は二つの見解に分かれていられるといふふうに聞いております。例えば、オランダ、フランス等は二酸化炭素排出量を即刻凍結せよ、そして低減させるべきだなどと大変強硬なことを言

うわけでありませうけれども、それと同時に、アメリカ、ソ連等は二酸化炭素の排出規制には大変慎重だ、このように聞いております。

いずれにしても、経済成長あるいは近代文明そのものを考え直していくような政策的決断も必要とされるんじゃないかな、このように言っても過言ではないと認識しているわけですが、現在、この温暖化問題について科学的知見はどの程度まで明らかになっているのかということであり、子供のころからいろいろ言われていることを総合しますと、もうこの辺は海の底になっていなければならぬはずなんですが、結構水面も上がっていないというふうなことでありますので、科学的知見、通説的なところは一体どんなところなんだろう、また、これに関する国際的な対応の方向はどこまで着詰まってきたのか、今後我が国はどのような対処方針を考えてきているのか、この辺について、時間がありませんので簡単に御説明いただければと思います。

○古市政府委員 温室効果ガスが二酸化炭素を中心として確実にふえてきている、その結果、来世紀にかけて地球の平均気温が数度上昇する、また、これは北半球の高緯度地方で著明にあらわれるのではないかと、そのために人間の社会経済に広範な悪影響が出てくる、これはおおむね共通の認識となっております。それが、何度、いつごろ、海面が何センチ、何十センチ、一メートルに及ぶかということにつきましては現在IPCCの方で各級の作業が行われておりまして、これらがことしの秋に中間報告として出される、こういうような状況になっております。私どもは、昨年十一月のノルトベイク宣言に示されましたように、この国際的な温暖化対策につきまして枠組み条約が早期に締結されるように日本としても引き続き努力をしていく、こういう立場であります。

○薬瀬委員 もう一つ、最近環境庁は、温暖化対策をしっかりとやっても経済成長とは相矛盾しないんだ、そういうふうな方法もあるんだというふうな御見解を示したそうでありませうけれども、そ

の考え方は一体どんなものなのか、御説明いただきます。

○安原政府委員 ただいま御質問の点につきましては、先般のホワイトハウス会合で北川長官の方から見解を明らかにされたわけでございます。その要点を御紹介いたしますと、我が国におきましては御案内のとおり、かつて非常に厳しい公害を経験したわけでございますが、官民挙げての改善努力の結果、大気汚染対策等の公害対策が著しく進展したわけでございます。しかし、その間におきましても経済成長および年率四％を持続してきたという事実があるわけでございます。地球温暖化問題というのは、これまでの問題以上に広範な問題、非常に難しい問題をばらんでいるわけでございますが、我が国の経験に徴しまして、地球環境保全に向けての対応に当たりまして適切な対策を講じていくならば、今後におきましても経済成長を損なうことなく環境政策を推進していくことは可能であるという見解を申されたわけでございます。

その場合の適切な対策というのは何であるかというところでございますが、これは具体的には政府部内でまさに今検討を進めておられるわけでございますが、柱を申し上げますと、省資源、省エネルギーの徹底でございます。広く国民の御支持を得ましてもう一回徹底してそういう対策を講じていくというのが一つの柱でございます。それからもう一つは、CO₂の排出の少ない、あるいはCO₂の排出の全然ないようなエネルギー源にできるだけ転換を進めていくというのが第二の柱でございます。それからさらに、エネルギー分野が中心になります。長期的な視野に立って技術開発を進めていく、その技術を進めるだけ早期に活用できるようにしていく、そしてまた必要な場合には諸外国にもできるだけ移転していくという方策でございます。それから第四に、やはりCO₂の排出にも関係いたします植林、森林の保全、創出をできるだけ進めていく、そういういわば四つの柱でございます。この具体的な中身につきましては現

在検討を進めているという状況にございます。

○薬瀬委員 もう持ち時間が終了いたしましたので、最後に大臣に対して御要望申し上げます。

温暖化問題あるいは熱帯林の問題、酸性雨の問題等地球環境問題、他の政策分野とも重なり合っている、場合によってはぶつかり合わなければならぬという大変難しい問題があるわけでありませう。そういう意味では他省庁との調整がますます大変になってくると思われませうが、地球環境問題が、日本が世界の政治あるいは経済の中で本心に独自のリーダーシップをとれるのは、あるいはもしかしら二十一世紀にはこの部分しかない、このように考えることもできるわけでありませう。でありますから、今後積極的に政府内でのリーダーシップを発揮いたしまして、場合によっては奮勇を振るうというふうなことで御活躍を心から御期待を申し上げます。質問を終わらせていただきます。御回答をいただければ……

○北川国務大臣 薬瀬委員の非常に熱誠なる環境に対する御支援、また激励を賜りまして、私は、国は異なれども地球は一つということも申してまいりました。この際、環境庁が、今日まで進んでまいりました先人たちのとうとい業績も踏まえながら、今置かれておられる立場をよく認識し、そして環境庁の位置づけをしながら、関係閣僚会議の中で環境の重要性を推進するために全力を挙げてまいりたい、こう思っております。

○薬瀬委員 ありがとうございます。

○持永委員長代理 時崎雄司君。

○時崎委員 五十分間時間をいただきましたので、自然環境保全法等の一部改正について冒頭質問をさせていただきます。

今回の一連の改正の期待するところ、目的というのは何なのか、簡単に聞かせをいただきます。い、こう思います。

○山内政府委員 今回お願いしております法改正は、主として国立公園とか自然環境保全地域に立ち入る人の行動の規制を強めるという内容でございます。具体的には、動物、植物の損傷行為のよ

うなものが今までの法令では十分規制されていなかったもので、その行為についても罰金、場合によっては懲役刑がかかるような改正をお願いしているのが一つ。もう一つは、先ほどもお話し出ておりましたような、最近、四輪駆動車とかスノーモービルによる自然の楽しみ方がふえた反面、一部に無秩序な乗り入れが目につくことが出てまいりましたので、これについては少し新たな観点から同じような規制措置を加えたものでございます。

ねらいとするところは、恐らく国がこういう法律改正をしただけで事終わりとするのではなく、やなかりという御指摘もあらうかと思いますが、やはりこの種の法規定は、表現が不適切かもしれませんが、国民に対して樹木なり動物を大事にする前提としての自然公園なり自然環境保全地域内での規制の厳しさを知ってもらうという点では、私ども、罰則が適用になるということとを期待するのではなくて、そういうものであるということとをこの機会に大いにPRをさせていただきたいと考えております。

○時崎委員 概要としては理解をいたしますけれども、具体的にだれがどこでどのような行為をするなどのような処罰をされるのか、今回の法改正とあわせてもう少し具体的にお知らせをいただきたい、こう思います。

○山内政府委員 この点につきましては、自然環境保全地域とか自然公園の場所、先ほどお話のございましたゾーニングによってや規制が違いますが、それに分けて申し上げさせていただきます。第一のグループは、全国で五カ所しかござい

ませんが、原生自然環境保全地域として定められた場所の中では、動植物の殺傷行為とか損傷行為が、捕まえることは今でも規制されておりますが、捕まえることと同じように、一年以下の懲役または、今回罰金が上がって、五十万円以下の罰金になるというかなり厳しい規定がござい

ます。これに準ずるグループとして自然環境保全

地区、これは実は原生は五カ所でございますが、ただの自然環境保全地区は国が全国十以上指定しておりますが、その野生動物植物保護地区とか海中特別地区というところ、それから全国に二十八カ所あります国立公園の特別保護地区あるいは五十四カ所あります国立公園の特別保護地区では、認可を受けないで動物を殺傷したり損傷しますと六カ月以下の懲役または三十万円以下の罰金になるという第二のランクがございます。

それが主として動植物の損傷行為の關係でございますが、もう一つは、先ほど申し上げました車の馬の乗り入れに關することでございますが、自然環境保全地域の特別地域とか国立公園、国立公園の特別地域の中で、どこでもということではなくて、これから環境庁長官が指定をしますエリアでの規制でございますが、そのエリアに許可を得ないで四輪駆動車とかスノーモービル、あるいは湖の上であればモーターボートを使用したりする、あるいは場所によってはヘリコプターを着陸させるといふようなことをしますと、六月以下の懲役または三十万円以下の罰金になるということでございます。

以上が典型的な例を申し上げた、だれがどのような行為に対して罰を受けるかという概況でございます。

○時崎委員 私なら私が、指定したエリアの中へ行って動植物を損傷した場合に処罰を受ける。それも一年以下の懲役とか五十万円ですが、処罰が大変重いわけですが、誤って損傷した場合も含まれるのですか。

○山内政府委員 この点は、自然環境保全法と自然公園法の特典の問題ではなくて一般論として当然に、こういう罰則の適用は意図的、故意に中心でございますし、通常理由があつて誤つてということまでを刑事手続で訴追することは余りないとお考えいただきたいと思いますが、ただ問題は、ある事例が発見された場合、それが御本人の誤つた非常な善意の過失なのか誤つたふりをしてあるケースなのかは、やはり管理官なり場合によ

つては警察当局が事情を聞かないといけない場合があると思います。最終的な罰則の適用はないかもしれないけれども、ある場合には事情を聞かしていただくというところは出てくると思います。

例えば、ある車が通った後で道路外のところで地元の人々が倒れた事例があった場合に、あなたはさつきあそこを通りになったようだけれども、あそこを道路をそれて指定区域に入りませんでしたかというのを聞かしていただく。そういう意味では事情を聞かしていただくこともありますが、罰則の適用そのものは、過去の例からいって、明らかに過失については懲役とか罰金をかけた例はない性格のものでございます。

○時崎委員 誤って損傷した場合、罰則適用になるかどうかというのは微妙だ、こういうことだろうと思ひますが、これまではほとんど、損傷しやうというよりもその植物を採取をして持ち帰るとかこういう場合が対象でございましたから、ある程度罰則というものは、やる意思のあつた、すなわち故意のあつた者を対象にしておつたようにこれまでの一連の法律解釈から理解できるのですが、どうも今回は、損傷というものを新しく規定の中に入れたということですから、過失の場合でも場合によっては処罰の対象になるのではないかと、う心配が一つあるわけですので、この辺をきちんと明確にしたいのだと思います。

それから、指定場所が我々国民大衆に理解できる、告知されている、このことが私は必要だろうと思うのです。そうしますと、その指定場所にさかかにかつくるつもりですか。例えば、バラ線でも張りめぐらして、ここから先へ入つたら今度は損傷の処罰の対象ですとやるつもりなのか。これまでの環境庁なりの対応としては、例えば道路わきにこの地域はこうだという立て看板一つぐらいで指定地区がそれほど明確にされてない、こういう状況にあると思うのです。したがって、今回損傷まで含めるとすれば、一般国民に對する周知の方法、これについてもお知らせをい

ただきたいと思ひます。

○山内政府委員 まず第一におつしやいました法律論と申しますか、立法論として確かに、捕獲するあるいは採取するということは定義の上からも意図的なものでございますが、特に殺傷、殺すまは意図的だと思ひますが、損傷となりますと先生御指摘のような点もあろうかと思ひます。ただこの点は、政府の法制局の議論の段階でも一応吟味したのでございますが、やはり同じような罰則適用、法令に書くこと自体には問題ないのであるけれども、ただし運用といひますか、その罰の適用の一般原則については当然従来の刑事罰と同じような考え方では先ほど申し上げましたようなことを議論したわけでございます。問題は、そういうものであるということを、我々が行政上これを施行します場合に十分留意してPRしていかなければいけないと思ひますので、十分気を付けたいと思ひます。

第二の問題。今回の改正、特に車馬の乗り入れなどでは非常に大きな問題を御指摘になつたわけでございますが、先ほど議論がございました地域割、ゾーニングの中で、例えば事業者が建物建てるのと川を埋め立てるといふ場合は、市役所の役場に行つて図面を見て、公園を見て、そこで判断するというのができるわけでございますが、先生御指摘のように、個人がたまたまスノーモービルで出かけていく、あるいはたまたま山に入つてきれいな花を見つけてみてみるというふうな場合は、一々役場に行つて図面を見るわけにもいきませんので、やはり大きなことは現地でわかるような標識の問題だろうと思ひます。その点、これは線を張つてしまつて立入禁止にするというのは地面の所有権の問題もありますから困難に近いのですが、やはり効果的な標識を考えなければいけないと思ひます。それから、それから、これは国立公園内の利用の一般論でございますが、利用者がどこ国立公園に行つたときには、そこにあるビジターセンターに立ち寄つてパンフレットぐらいは見ながら中を歩くというふう

なことに、我々も努力をしたいと思ひます。そういうパンフレット類の中で、この国立公園の中にはこういう種類の植物についてはこういう禁止がありますというのをPRすることも大事だと思ひますので、標識の面あるいは利用者に対する個々のお知らせの面から十分配慮していきたいと思ひます。その意味では、先ほど先生のおつしやる過失の議論につきましても、そこがそういう禁止区域であつたかどうかかわつたかわからぬかということも当然これは問題になる性格でございますので、そういう意味からも実効を上げるために適切に対応していきたいと思ひます。

ただ、まことにどういふようでございますが、どうも国立公園という中ではうっかり植物を傷つけると罰則があるものだといふ常識も実はある程度皆さん方に知つてもらいたい。スノーモービルでも道路以外のところにみだりに入れるとひよつとすると懲役刑かもしれぬという気持ちも、ある程度、そのことを前面に出して言うことはどうかと思ひますが、知つていただきたい気持ちも我々の中にはございます。

○時崎委員 環境庁が意図する法改正、おおよそ理解できました。そこで厳しくしないと日本の自然環境保全ができない状況に今日来ている。大環境庁長官以下の決意のほどがこの改正条文で理解できるわけでございます。

次に、ゴルフ場関係についてお尋ねをいたします。ことしの三月末現在の全国のゴルフ場の数、それからその面積、そしてそれが国土に占める比率、既に営業中の既設のゴルフ場、今造成中のもので、それから申請もしくは計画で、これはなかなか調査しにくいところもあると思ひますが、これを知り得る範囲でお知らせをいただきたい。それから、もう一つあわせて関東一都六県、これについても既に営業している既設のもの、造成中のもので、そして申請、計画中のもの、こういう内容でお知らせをいただきたい。

○山内政府委員 お答えいたします。

とおむね三月現在の数字でお答えしてよろしいかと思いますが、まず全国でございしますが、既設の、でさうがってしまっているゴルフ場が約千七百カ所、その面積を加えまして約十六万ヘクタールで、国土面積の〇・四％でございします。それから、現にもう造成にかかっている造成中のゴルフ場が約三百カ所、これが面積で全国の〇・一％に相当いたします。したがって、造成中を入れてみますと、千七百と三百で二千カ所になるわけでございします。それから第三のグループ、先生御指摘のように正確にこれをとることが難しいのでございしますが、手続の上でもうこれはゴルフ場として手続が始まっているとみなせるものを集計いたしますと、全国で八百カ所になります。この面積は、手続中でございしますので非常に推計も入るのでございしますが、やはりそれだけで国土面積の〇・三％ぐらいになるのではないかとということでございします。もしこれを単純に足し合わせますと、手続中まで入れると全国で約二千八百カ所、国土面積の〇・八％になるという状況でございします。

次に、関東と申しますか、一都六県という御指摘でございしたので、これと同じような時期のものから集計いたしますと、既設のゴルフ場が約四百四十カ所、これを一都六県の面積を分母にして割合を出しますと、約一・三％でございします。それから、同じように造成中のものが約九十カ所、〇・三％、手続中のものが約二百二十カ所、〇・八％、合計いたしますと約七百五十カ所、一都六県の面積の約二・四％になっております。

○時崎委員 それでは、続きまして同じゴルフ場の問題で、ゴルフ場先進国と言われるイギリスとかフランス、アメリカ、こういうところでは国土の何％ぐらいが今ゴルフ場として既にあり、または今造成中か。計画はなかなか他国は無理でしょうから、既設と造成中だけを割合をお願ひしたいと思ひます。

○山内政府委員 外国の例につきましては、まことに残念でございしますが、現にでさうがっているゴルフ場の数でしか実は数字をつかむことができませんでしたので、それを前提に御説明させていただきます。まずイギリスのゴルフ場が、資料によりまして二千カ所と伝えられております。面積は、これはなかなか数字はないのでございしますが、仮に一カ所を百ヘクタールの規模と考えますと、イギリスの国土面積の〇・八％に相当すると思われまします。それからアメリカでございしますが、資料によりますと全国一万二千カ所あるようございします。これに同じように一カ所百ヘクタールという推計を用いますと、アメリカの場合は国土面積の約〇・一％に相当すると思われまします。最後にフランスでございしますが、フランスのゴルフ場は、フランスのゴルフ連盟の数字などでは約二百カ所と発表されておりますので、これも同じように一カ所百ヘクタールとして試算をいたしますと、フランスの場合は国土面積の〇・四％となっております。

とに残念でございしますが、現にでさうがっているゴルフ場の数でしか実は数字をつかむことができませんでしたので、それを前提に御説明させていただきます。まずイギリスのゴルフ場が、資料によりまして二千カ所と伝えられております。面積は、これはなかなか数字はないのでございしますが、仮に一カ所を百ヘクタールの規模と考えますと、イギリスの国土面積の〇・八％に相当すると思われまします。それからアメリカでございしますが、資料によりますと全国一万二千カ所あるようございします。これに同じように一カ所百ヘクタールという推計を用いますと、アメリカの場合は国土面積の約〇・一％に相当すると思われまします。最後にフランスでございしますが、フランスのゴルフ場は、フランスのゴルフ連盟の数字などでは約二百カ所と発表されておりますので、これも同じように一カ所百ヘクタールとして試算をいたしますと、フランスの場合は国土面積の〇・四％となっております。

○時崎委員 次に、ゴルフ場を建設する場合に、どちらかという山岳地帯とか、平地でも森林、それから雑木とか、そういう地域が多くゴルフ場開発をされるわけですが、森林の場合と違って、その保水力とかさらには炭酸ガスの吸収力というものは、ゴルフ場開発に伴って相当変わってくると思うのです。そこで、森林の場合と芝の場合で、炭酸ガスの吸収度というのか吸収力というのか、どう違うのか、研究された結果があればお知らせをいただきたい、こう思ひます。

○山内政府委員 この点につきましては環境庁みずから研究データを持っているわけではございませんでしたが、実はこの点についての学術的な文献も入手できまして、御説明させていただきます。先生の御質問の趣旨は、森林として維持された場合の炭酸ガスの吸収率と申しますか効用と、芝生として管理された場合、どう違うかがあるかという御指摘だと思ひますが、この点につきま

ては、二つの面から御説明をしなければいけないと思ひます。

まず、植物が一年間に吸収して固定する二酸化炭素の量というものが調べられるわけではございませんでしたが、吸収、固定して枝になったり、樹木であれば木になったり実になったりするわけではございませんでしたが、これは実は森林と芝地と比べますと余り差がないというデータを学識的な論文で見受けることができます。具体的に申し上げますと、よく管理された芝地が一年間に吸収する二酸化炭素の量は、炭素の量、CO₂のうちのCの量に換算して一ヘクタール当たり約七トンであつて、森林でも大体このくらいの程度であるという点でございませんでした。

ただ、これは私は一年間のCO₂の吸収面から御説明して差がないと申し上げておるのでございませんでしたが、問題は、吸収、固定された炭酸ガスというものが植物の体となって長期間蓄積される必要があるわけではございませんでしたが、この蓄積という点になりまして、森林と芝生では明らかに差があるわけではございませんでした。つまり森林の場合は、秋になれば葉が落ちるということではございませんでしたが、やはりかなり長い間におたつて幹とか根とか枝の形で蓄積されるわけではございませんでしたが、どうしても芝生の場合は、これは自然に伸びていつても枯れましますし、またゴルフ場の場合ですと年間何回刈り取るといふことになりませんでした。そうなりますと、刈り取られた草の葉は枯れて、地中で微生物によって分解されてCO₂を逆に発生するわけではございませんでした。その意味では炭素を蓄える量と比較しますときには明らかに差が出てまいります。これについてはいろいろな芝の刈り方とか管理があるようではございませんでしたが、私も入手しました文献では、例えば三十年以上ぐらいたつたカラマツの林であれば、一ヘクタール当たり九十トンの炭素、Cの量に換算しました貯蔵量が言えるのじゃないか。それに対して芝地の場合ですと、刈り取り方その他にもよりますが、こちらの方はヘクタール当たり四トンから七トン、つまり十倍以上の

差が、逆に森の方が長い間炭素を蓄えているということが言えるようではございませんでした。

○時崎委員 ありがとうございます。

次に、鳥獣などの生息の状況というのは、これまでの森林であつたものとそれから開発をされてゴルフ場になった場合、私もゴルフ場の建設現場を何回か見てまいりましたが、最近のゴルフ場の建設の現場ではブルドーザーでまず木をなぎ倒すというのか切り倒して根ごと造成をする、その後には芝を植え、さらには必要な樹木をよそから移植をするというやり方、これが一般的なようではございませんでした。そして完成した後も、芝に農薬を使うだけではなくて、殺虫剤などはその移植をした木にも使うようではございませんでした。私の考えでは相当鳥獣生息の状況は変わってしまったのではないかと、もっと極端に言えばほとんどないのではないか、こう思ひますが、これらについて調査をした形跡なり、またそういう専門的な調査があればお知らせいただきたいと思ひます。

○山内政府委員 ゴルフ場を対象にいたしました先生、先生の御指摘は開発の前と後の鳥獣の生息状況への影響調査という意味だと理解いたしますが、この点は環境庁みずから調査したデータは持ち合わせておりませんでした。ただ、都道府県で鳥獣の生息状況の変化を一部調査した事例もあつたので、ある県におきまして事例を紹介させていただきますと、これはあるゴルフ場が工事完了後と完了前と比較した数字でございませんでした。

鳥の種類につきましては、工事前には五十六種類ぐらいたつたけれども、工事完了後といひますかゴルフ場になった後で調べてみると、四十五種類ぐらいに減少したようである。具体的に、鳥の種類にもよりますが、ミズドリのカモ類とかオオタカというようなものはどうもその後には消滅していったというふうな報告がございませんでした。それから種類だけではなく鳥の生息の量もやはり問題になるわけではございませんでしたが、これについても同じ事例では、工事開設前には一ヘクタール当たり約六羽ぐらゐの密度であつたものが、開設後には約三

羽に減っているというデータでございいます。

今申しましたように私も自身生息調査についてのそういった意味でのデータを持たないのではございいます、もう一つだけ紹介させていただきます。これは、実は私も所管します鳥獣保護の法律の中で鳥獣保護区という制度があるわけですが、これはまた逆の言い方かもしれませんが、既にあるゴルフ場を、ある年数がたった状態ではございいます、鳥獣保護区に指定したという例が実はございいます。そんなことで造成そのものが鳥獣に対する影響はプラス、それ自身がプラスであるという意味で申し上げるわけではございしません、で、でき上がったゴルフ場につきましても運営管理によつては鳥獣保護区にしてみてもいいような生息状況のところもあるということも一つ紹介させていただきます。これはたしか国会議員の先生方の加わっていらっしゃる鳥獣保護議員懇話会などもバックアップなさったようで、愛鳥ゴルフコースを選ぶというふうな試みもございいますので、造成による減少を否定する趣旨ではなくて、造成後のゴルフ場についても鳥類の生息についていろいろな配慮が可能であるという意味で御紹介させていただきます。

○時崎委員 次に、環境庁が直接管理をする、または都道府県にお願いをし管理をしております国立公園それから国定公園のゴルフ場問題についてお尋ねをいたします。

先ほどの全国のゴルフ場の状況と同じような考え方で、既設のゴルフ場がどの程度あるのか、それから今造成中かどうか、申請中かどうか、まずゴルフ場の数それからその面積、国定公園、国立公園のものについてお尋ねをします。そしてそのゴルフ場のうち、現在は普通地域であるのものが過去には特別地域であったもの、これについてもあわせてお聞かせをいただきたい、こう思います。

○山内政府委員 この点につきましては、数、面積の御説明をいたします前にひとつ経緯を紹介さ

せていただきたいのでございいます、実は昭和四十九年までは国立公園、国定公園の特別地域でもむしろ公園の事業として環境庁、それ以前は厚生省時代もございいます、そういう当局が認めてゴルフ場を特別地域の中でも事業として認めてきた時期がございいます。しかし四十九年以降は特別地域に関する限り新しいゴルフ場は認めないという方針で所要の政令も改正し、また方針も確定しておるわけではございいます。その意味で、現在でもその当時認められた特別地域内のゴルフ場は国立公園にも国定公園にもあるということをやまず御説明させていただきます。

その上に立って現状を申し上げますと、国立公園の今言いました四十九年以前の事例として特別地域の中に四十九年時点でも認められており、またその後も認められております普通地域につきましては二十六カ所のゴルフ場が現在ございいます。同じような意味で、国定公園の場合は特別地域で四十一カ所、それから普通地域で五カ所となっております。これを公園の面積でゴルフ場の面積を求めますと、国立公園の場合も国定公園の場合も全公園面積の約〇・三％程度という現状になっております。

次に、建設中あるいは手続中のものはどうだという御指摘でございいます、現在いろいろなゴルフ場の構想として普通地域について計画あるものがございいます、これはいわゆるリゾート構想などにありますものが十数カ所現在までに私どもに相談が参っておりますので、この数のほかにそういった構想が加わる傾向にあるわけではございいます。

○時崎委員 長官に今から言うことをじつと聞いていただきたいのです。

平成元年度の公害の状況に関する年次報告、いわゆる環境白書と言われているものですが、これの五十三ページから五十四ページに「ゴルフ場と自然環境等の保全」というところがあるのです。五十四ページの上段にこういことが書いてある

のです。今局長が言われたように、昭和「四十八年にゴルフ場を公園事業の対象となる施設から削除し、翌年から」、すなわち昭和四十九年ですね、「特別地域内でのゴルフコースの造成を目的とした土地の形状変更は許可しないこと」にされた。こうなりますと国立公園と国定公園の特別地域にはゴルフ場をつくってないというふうに理解するのです。ところがよく考えてみると、今普通地域で工事をしていくのが十数カ所ある。特別地域にはつくらないが普通地域では十数カ所つくります。特別地域から普通地域に変更してゴルフ場をつくるのは簡単なことですね、考えてみれば。要するに特別地域はできないのだけれども普通地域はできる。そこで政府なり環境庁がこれまで特別地域であったものを普通地域に直せば簡単にできるということになってしまふのです。

そのケースを申し上げます。昭和六十三年五月十八日環境庁告示第十六号、茨城県鹿島郡神栖町日川ゴルフ場、この例はそうでしょう。特別地域を普通地域に環境庁が六十二年五月十八日に変更しているのです。長官、ちょっと聞いていただきたいのですが、その六日後に既にゴルフ場の事前協議準備書が関係者から神栖町に提示をされている。六日後ですよ。昭和六十三年五月二十四日付なんです。この環境白書を読む限り、私も国民はよもや特別地域にはゴルフ場などをつくってないかと解釈しているのです。ところが、昭和六十三年の五月の段階でそれを普通地域に直して、その一週間後にゴルフ場の事前協議申請が出され、そしてその九月にゴルフ場の開発許可がおりている。こういうことになればどうも、この環境白書なるもの、もう少し記載の方法があるのではないかと、国民に十分実情をお知らせするという意味では、これは記述が不適切ではないか、私はこう思うのですが、この点について。

○山内政府委員 今お読みになりました環境白書の記述の部分は、私も自然保護局としても見させていた表でございいます、一つは、この表現だけでは四十九年以前に認められた特別地

域内のゴルフ場が今でもあるという事実が何か浮かび上がってこない記述になっておりますので、その点はまず工夫が必要かと思ひます。

それから、二番目に御指摘になりました具体的な事例につきましては、非常に大事な要素が含まれておりますので御説明させていただきます。

今先生特別地域を普通地域にするのならば簡単なこととおっしゃいましたが、実はこれは非常に大変なことではございまして、もちろん国立公園と都道府県知事が主として監督していらっしゃる国立公園では手前は違いますが、いずれも地域のゾーニングの種類を変えます場合は環境庁の自然環境保全審議会の答申を得ないといけないことになっております。今お挙げになりました神栖町の事例は、実は国の審議会に説明したときに私も立ち会っておりますので記憶はありますのでございいます、国立公園でございいますので、地元、知事から地域の變更についての公式の申し出があったわけではございいます。申し出があつて、私も現地も確認いたしましたし、また県の申し出に基づき実情の具申も審査したわけではございまして、またそのことを審議会に報告したわけではございいます。その場所が河川のしゅんせつ土砂で既に堆積もしているし、今後堆積が続くので、いわゆる特別地域としての風致と申しますか、景観と雰囲気を含めた風致の維持の必要性が薄められたという申し立ての理由でございまして、審議会でも、現地のスライド写真なども判断いただきまして、その理由でこれを普通地域に変更することはやむを得ないという判断をいただいて、手続をとったわけではございいます。

実はこの事例ではございまして、二、三の国立公園あるいは場合によっては国立公園でも、ぜひゴルフ場にしたい、場合によってはゴルフ場ではないけれども一つのレクリエーションランドのようなものに変えたいから、規制が厳しいので特別地域を格下げあるいは除外をしてほしいという要望があることはございいます、これを一々取り

上げておきますとせっかくの国立公園の地域がだんだんやせてまいりますので、開発を理由にする区域の除外、格下げは一切認めない方針で臨んでおります。その意味でこの審議会審議の際も、これをそうではなくて現状が風致維持の必要がなくなくなったという判断をすることについては審議会の委員からの厳しい御指摘もございましたので、私も現状を確認して、その時点で普通地域に相当するかどうか判断で認めさせていただいたという例でございます。

〔持永委員長代理退席、鈴木（恒）委員長代理着席〕

○時崎委員 どうも言われている回答が十分理解できないですね。特別地区に指定したということとは、その当時するだけの理由があったというわけでしょう。だが考えてもそう考へる。ところが、その後実態が特別地区に指定しておく必要性がなくなったので普通地域にした、こういうことですね。そうすると、特別地区に指定をされておったものが途中で普通地域に変更するような形状に変わってしまった、こういうことなんですね。そうじゃないですか。そういう形状に変わるのを簡単に野放しにしておいていいのですか。

これは昭和五十八年十月十一日に、既に当時の環境庁長官堀木又三さんに当時の町長、町議会議員からの陳情書があったわけですね。環境庁、これは調べればすぐわかるでしょう。ところが、その当時はだめだと断られているのですね。そういう経過があるわけでしょう。だめだと断るからには、特別地区として当然それは保全をしようというところでしょう。途中から形状を変えてしまいう。そんなに特別地区というのは勝手に形状を変えられるのですか。そして、現状がこうなっているからそれは普通地域に変更する。どうも理解に苦しむのです。

〔鈴木（恒）委員長代理退席、委員長着席〕

○山内政府委員 この点は、実は先ほど申しました国の審議会でも毎年一、二例、例が出てまいりまして、ちよっと他の例を持ち出すようで恐縮で

ございますが、例えば海岸の漁村地域などで特別地域にしていたけれども、家が次から次に建っていくて、もうそこが市街地になってしまった。それでこれを普通地域にする、場合によっては除外するということも審議会の答申を得て、実はこれは狭い面積でございますけれども、実施している例があります。

その際にも必ず審議会が議論になりますことは、ではなぜ一軒一軒の家が建つ段階で手続を認めてきたのかということでございます。先生御指摘のように、この神栖町の事例につきましても、しゅんせつ土を積み上げるといふことを実は県知事の土地形状に関する権限で認めたからそういうことが行われたという面もございまして、もちろん自然的な流量というものは若干はあると思いますが、そんなことで、私が先ほど御紹介しました審議会におきましても、ここまでやってきた県のやり方についての議論があったのは事実でございます。その意味では、県知事さんが所管される国定公園だからというわけではございませんが、やはりそれまで国定公園を管理していただいた県の一つのやり方の結果生じた、まさに先生のおっしゃる形状の変更が起った、それが実は普通地域に変えた理由にもなったわけでございます。

○時崎委員 時間もありませんから、この件についてはこの程度にしますが、環境庁が直接管理をする国立公園、そして各都道府県にお預けして管理していただいております国定公園の中でも、今言われたようにゴルフ場なりその他開発がどんどん進んでしまっている。そして前段お伺いをいたしました自然環境保全法等の一部改正の法律といかに落差があるかということなんです。環境庁みずからが法律案を提案をしておいて、片一方で、国立公園や国定公園が一方所百ヘクタール、最近では百五十ヘクタールというのが通常になってきました。そういうところがブルドーザーで森林が切り倒されたり、そして根まで完全に掘り起こされて入る。一方で、私も国民が国定公園内の指定地域に入つてなに植物を損傷した場合に、それは

過つてであれ損傷した場合、これは一年、五十万円以下の懲罰に処せられるのですか、いかに格差の大きいこと。どちらか同じところがやるのですよ、関係官庁は。

事務当局にお聞きすることはこのぐらいいにして、次に長官にお尋ねしたいのですが、長官、「主要関係機関」という新聞で、これは私の地元（の地方版に載つた）長官の大官になったのインタビューですが、読ませていただきました。昭和四十七年に初めて国会に出たときにお孫さんが一歳になつておつて、次の時代を考へる政治というものを訴えて当選をなさつた、こう言っている。実は私も、二月十八日に当選したその前に孫が一歳になりました。その孫を抱きながら、二十一世紀の子供のために何ができるか、その最大の課題は、今の地球なり私どもの住んでいるこの日本というものを今以上に悪くしないでこの子供に渡したいものだと思つておられます。この新聞を見て、長官には大変親しみを覚えたところでございます。

そこで、長官はこれの中で「二十一世紀はいかに地球環境を良くするにかかっている。環境面、健康のために特に水が大切。」こう言っている。きょうは時間もありませんので、農業問題その他については二十九日、水質汚濁法の審議がありまして、そちらに譲りますけれども、長官、今言われて、そして聞いたように、環境庁みずからの力で何でもできる国定公園や国立公園、こういうところの地域内でのゴルフ場はもう禁止したほうがどうか。おやめになった方がいいと思つたのです。特別地区だけはやめるといつたて、先ほどのようにほとんど普通地域に変更できてしまったのではありません何にもならないと思う。ゴルフ場全体の抑制についてもお願いしたい。特に首都圏、国土面積に占める全国の平均よりも関東はそのパーセントが四倍も高いという実態ですから、ゴルフ場の全体の抑制を図ると同時に、当面環境庁みずからが何とかかなりそうなどころ、国立公園、国定公園の地域内でのゴルフ場開発を規制をし禁止

をする、この考えございませんか。お尋ねいたします。

○北川国務大臣 時崎委員の環境をよくするためにはゴルフ場によって損なわれていくものがあるとは思つております。そういう中で、環境庁みずからが規制できる特別公園、国定公園については現在まで、先ほど指摘なさつていらっしゃる点を考えますと、甚だ遺憾の意を表明してはいかぬという思いをいたします。これは率直に申し上げて、官僚行政の中で行つたからそれは責は負いていかなければならない、こういうことでは私はよくないと思つておられます。そういう点につきましても、これは地方公共団体がいろいろの実情に応じて許可をいたしておりますが、環境庁としては、環境を損ねるということが前提に参りました点については厳しくこれから対応していくべきでない、それではないかという思いもいたします。ただ、ゴルフ場を決して否定するものではありません。ゴルフのニーズというものは考えなくちゃなりません。ただ環境を損ね、大変な御迷惑を与えるものについてはやはり前向きな姿勢で当たつていかなければならない、こういう思いをいたしております。

○時崎委員 長官、気持ちばかりですが、今ゴルフ場という問題を一言言うときに、最近の新聞はどれも農業問題に歪曲化されているような傾向がございまして、ゴルフ場を開発するということが大変ないろいろな問題を引き起こしているのではないかと思つたのです。私が再三言うように、これまでである森林、または雑木でも何でもいいのですが、それを全部切り倒してしまふ、そして根っこからブルドーザーでそれを掘り上げて裸山にして、その上で芝を張り、必要な箇所に木を植える、こういうことですから、相当の地形の変更ということができるわけですね。これは大変な自然環境の破壊だろうと私は思つてます。後で芝を張つたからそれは見場がいいというだけですか

ら、保水力は森林に比べて四分の一程度だ。特に最近のゴルフ場の開発面積というのは一場当たり従来に比べると約五〇％ぐらい面積が大きくなっている。こういうデータもあるわけだ。それはなぜかという、余り上手でない人がどんどんゴルフをやるようになったからだというのですね。フェアウェーというのですか、芝を張ってあるところ、あれがどんどん広がっているということなんですね。そしてすり鉢状になっておいて、どっちに打っても真ん中に転がってくるように、下手な人用にゴルフ場が——そこで笑っている人もあるが、大体そういうことですね。そうしないと次から次へと前に順序よく進んでいけない。立ち木がたくさんあったのでは前へ進まないということ、だんだんそういうゴルフ場のつくり方になっ

て、不幸にして現職中にお亡くなりになりました。茨城県選出の参議院議員若上二郎さんも、奥さんから聞いたところそういうこともあったそうです。何か、何も富士山の自然水を飲んでいることをとやかく言うつもりはないのですが、一億三千万、この地域でもこの富士山の自然水と同じように健康に心配なく十分に私どもが飲めるような自然環境をお互いにつくっていくことを、私も頑張ります。長官もぜひ頑張ってくださいことをお願いして、質問を終わります。どうもありがとうございます。

そういう点で、それぞれの地域のニーズということもあると言われます。それはそのとおりですが、しかし私の選挙区内に桜川村というところがあるのです。小さい村ですけども、既に五カ所ゴルフ場があるのです。村の面積の一二％を超えているというのですが、私どもの調査では、市町村の面積中全一のゴルフ場の面積を持っているところは千葉県にあるそうで、二十数％というのです。それは地域の開発とか事情に任せるのではなくて、そういうところには一定の網をかぶせる、もしくは国立公園、国定公園、つまり特別地区を普通地区に変更してゴルフ場をつくるようなことはやらせない、このぐらいは決意のほどを示していただきたいのです。いかがですか。

○北川国務大臣 ただいま委員から水の点で御指摘を受けて、率直に言いますと私は水道の水が大変自分の体に反応が悪いように感じましたので、水を買うことはぜひいたくだと思つたけれども、自分の健康を維持するためにはやはり富士山のミネラルを買おうということでお断りです。そうしたら、おやじ、ぜいたくじやないかと息子に言われたので、何を言ってるんだ、この方が健康を維持するためには必要なんだと。といって今の水道が悪いと一概に言ってしまうと問題がありますから、それは慎重ななければいかぬと思います。が、そういうことで自然に出る水のよさというものは、私はやはり環境の中でこれを生かしていくような政治をやっていかなければならない、こういう思いをいたしております。

○北川国務大臣 ただいま委員御指摘のように、今後はそういうふうな特別区を変更してゴルフ場にする、そういうことはしないように厳正にこれに対処していきたい、こう思っております。

○戸塚委員長 午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。
午前十一時五十七分休憩

○北川国務大臣 ただいま委員御指摘のように、今後はそういうふうな特別区を変更してゴルフ場にする、そういうことはしないように厳正にこれに対処していきたい、こう思っております。

午後一時開議
休憩前に引き続き会議を開きます。

○時崎委員 それでは、最後に長官にお願いして終わりにしたいと思います。長官は、新聞報道によりますと、ぜいたくなようだが私は富士山の自然水を飲んでいましてということなんです。私、このことを揚げ足をとるつもりはないので

○宇都宮委員 日本社会党の宇都宮真由美でございます。自然環境保全法等の一部を改正する法律案につきまして質問をさせていただきます。

まず初めに、今回の改正のうちで動植物の殺傷、損傷行為を制限することにつきまして、四輪駆動の自動車とかスノーモービルのそういう行為によって環境が破壊されるということについては新たに最近できてきた行為だと思つたのですが、動植物の殺傷とか損傷行為というのは以前からあった行為ではないかと思つた。このような行為は特に最近になって発生した行為であるということではなくて、例の沖繩の、新聞社のカメラマンがサンゴを傷つけた、そういう事件が報道され、そしてそのカメラマンの行為が今の法律では損傷行為は罰せられないということでは不処罰になった、そういう事実が報道されました。したがって、そのことによって損傷行為というものが規制の枠外にあるということがはつきりしたため、今回の改正になったのではないかと思つていま

採集するというものであったわけであり。ところが、これは今回改正の直接目に見えた背景でないにしても、その後自然公園の中に延べ九億人という人が入ってまいりますと、実はそういった業として捕まえるだけではなくて花を折り取るとか幹に落書きをするという、それ自身は非常に残念なことではございますが、数ある利用者の中にはそういう事例がふえてきたのは、強いて言えば戦後の傾向の中にあつたと思つた。

○山内政府委員 今回改正の、特に動植物の損傷、殺傷の部分についてだけまず申し上げますと、確かに先生の御指摘のような事実が法改正のきっかけになったことは事実でございます。ただ、私も実は自然公園法、自然環境保全法だけではなくて、他省庁の所管の、例えば火薬類取締法とか銃刀法規則とかそういう法律でも実は依然として捕獲とか採捕という言葉しかなかったこと、その背景を私なりに調べてみたのでござい

○宇都宮委員 そうすれば、損傷行為と、採取です。その行為とでは自然環境を破壊する、この点においては差がないと思つたのですけれども、この法改正がなされる前と後では環境庁の指導、管理等については変化はないというふうにお聞きしてよろしいのでしょうか。

○山内政府委員 動植物の損傷行為をできるだけ慎んでいただくという点においては今までの実態的な指導と変わりないことではございますが、けさはとも申し上げましたように、こういうことは法律的に当ではめれば罰則がつく行為でございますという点をPRの種として使わせていただく点では今後少し変わってくると思つた。

○山内政府委員 動植物の損傷行為をできるだけ慎んでいただくという点においては今までの実態的な指導と変わりないことではございますが、けさはとも申し上げましたように、こういうことは法律的に当ではめれば罰則がつく行為でございますという点をPRの種として使わせていただく点では今後少し変わってくると思つた。

〔委員長退席、鈴木(恒)委員長代理着席〕
○宇都宮委員 この衆議院環境委員会調査室の資料によりますと、「昭和四十八年には、当時、全国的に進行しつつあったゴルフ場別荘地などの無秩序な開発に対処して、自然環境の保全に万全を期するため、自然環境保全地域の普通地域の土地の形状変更などの行為については、届出後三十日を経過した後でなければ、当該の届出に係る行為に着手してはならない、などの改正が行われた。」ということが記載されております。また、「昭和五十三年には、国土開発の進展に伴い、鳥獣の生息環境及び狩猟の実態が大きく変貌してきたため、それらに対応して、鳥獣保護の充実、狩猟者資質の向上及び秩序ある狩猟の確保を主眼とした制度の大幅な改正が行われた。」というふうに記載されております。このような記載を見ましてもわかりますように、国土の開発ということによって自然は害される、そのように考えるのが一般の認識ではないかと思えます。この点につきまして環境庁はどのようにお考えでしょうかということがまず一点。

そして私は、極端に言えば国土の開発ということとは必ず自然の破壊ということを伴うものだと考えております。自然の破壊という一つのマイナス面と、そして開発によって得られるプラス面とを比較考量して、後者が大きい場合にのみ開発が許される、このように解釈しておりますけれども、このような点についてはいかがお考えでしょうか。環境庁の方と国土庁の方にお尋ねしたいと思います。

〔鈴木(恒)委員長代理退席、委員長着席〕
○山内政府委員 今過去の法律改正の事例として四十八年の例をお挙げになりました。経緯は確かにそのとおりでございますが、制度の説明として申し上げたいのでございますけれども、実はその時点でも特に普通地域の場合はやはり許可制にできないという、これはある意味では土地を中心とする所有権、私有権とのバランス論であったと思えます。三十日たたなければ着工できないとい

いまして、じゃ三十日の間に知事なり環境庁長官が何ができるかといふと、そのでき上がる建物とか土地形状変更によって風景が大きく変わる場合は差しとめができるけれども、それを限度として注文がつけられるという規定になっているわけでございます。私が申し上げたいことは、余りにも事務的な言い方になってしまふかもしれませんが、やはりその地域によってバランスのとれ方が違う。つまり罰則までつけて木一本折ってはいけない特別地域と、そういった大きな建物でも届け出程度でしか規制できない普通地域というものは、もちろんこれは指定の段階でのいろいろな利害調整の結果でもございまして、やはり同じ自然公園のエリアの中でも守るべき風景について地域によって差を考えると、やはりあるのじゃないかと思えます。したがって私どもは、特に自然保護局としての立場は、できる限り国土開発にわたることを抑えられれば抑えたいという気持ちには満ちたものがございますが、同時に現行のいろいろな制度の中で実際に行政的判断をします場合にはそこにおのずからランクが出てくるというののも実情でございます。

○岩崎説明員 開発と自然環境保護の関係についてお尋ねがございました。

私たち総合保護地域の整備に当たっているわけでございますが、それに即して申し上げますと、総合保護地域というものとしましては良好な自然環境が不可欠の資源であると私ども考えております。したがって、その整備に当たりましては自然環境の保全に十分配慮をしなければならぬ、これは当然のことというふうに考えております。

○宇都宮委員 その場合に、その開発される地域に住んでいる住民の意思というものは、その開発がなされる場合に考慮されるべきだと思お考えでしょうか。それとも考慮しなくてもよいと思お考えでしょうか。やはり両方の方にお聞きしたいと思おます。

○山内政府委員 今のような御質問をいただきますと、私自身はいろいろな事例を頭に置きながら答弁せざるを得ないのでございすけれども、はっきり申し上げまして二通りの立場の幅みと申します。一つは、私の判断に苦しむところがございます。一つは、今住民とおっしゃいましたが、ぜひここにスキー場をつくりたい、場合によってはゴルフ場をつくりたいという住民のお声と、それに対して非常に疑問を持つお声とがダブって私の耳に入るケースがあるわけでございす。その意味で私はやはり、決して環境庁のいろいろな助言の責務を逃れる意味ではなくて、そういった住民のいろいろな考え方を誤りなく判断できるのは一つは自治体の首長さんではないかと思つたりします。と、やはりその調和、統合を図ることが開発と自然を調和させていく道、やり方ではないかなといふふうな感じを持っております。

○岩崎説明員 私どもの総合保護地域整備法の枠組みで申し上げますと、基本構想というのは都道府県が作成するものとされておまして、また基本構想の作成に当たりましては都道府県は関係市町村に協議しなければならぬ、こういうようにされておるわけでございす。したがって私どもは、私たちが県がリゾートの基本構想を作成するに当たりましては地元市町村とか民間事業者等の地元関係者と十分話し合いをするように指導しているところとございまして、そういった形で住民の意向等もくみ上げられておると考えておるわけでございす。

○宇都宮委員 今、国土庁の方が県の方、自治体の方に基本構想を作成する際に地元住民の意思、意見は十分に聞くようにというふうな指導をなさっているというふうにお聞きしたのですけれども、地元愛媛のことを申し上げて恐縮なのですが、昨日の新聞にも、愛媛県に越智郡弓削町というところがあるのですが、その弓削町の自然を考える会というその会のメンバーが住民など約八百人の署名を添えて、えひめ瀬戸内リゾート開発構想の見直しと弓削リゾート開発事業を認めないように、という陳情書を県知事あてに提出したという事実が報道されているのですけれども、この事実につきましては国土庁の方ではお知りになっておますか。お知りになっておるとすればどのように認識を持っておりますか。運動の規模とかに対する評価なども含めて、国土庁の方、それから環境庁の方にお聞きしたいと思います。

○岩崎説明員 ただいま住民の一部の方々から県の方に陳情があったことを承知しているかということでございますが、私も何とておりません。

また、先ほど私が答え申し上げましたのは、県が住民の意向を直接に聞きなさいということを指導しているとは申し上げておきませんで、地元市町村、民間事業者等の地元関係者と十分話し合いをするように指導をいたしているところでございす。県が基本構想の作成に際してどういった形で住民の意向を反映させようかというのとは県独自の判断によるものと思おますけれども、市町村の意向を反映するということもその一つの方法かもしれないと、いろいろな形で住民の意向が反映された計画、構想というものができているものと考えております。

○山内政府委員 今先生御指摘の、具体的な会の名前を挙げての御要請書のこととは私も聞いておりません。

○宇都宮委員 そういふふうなあれですと、要するに規定上、手続上基本構想というものは県民あるいは住民の意見を聞くように、聞いておるはずだ、したがってそれができて提出された以上は住民の意思あるいは意見等はお聞きしたものである、住民の了解は得られているものだ、そういうふうにお考えなのではないか。環境庁あるいは国土庁としては、何らその点に関する独自の調査というものはなされないのでしょうか。

○山内政府委員 具体的ないわゆるリゾート法と言われていると申します法令に基づく基本構想の制度の前提でお答え申し上げますけれども、確かにこの法律は立法過程でいろいろな議論もございまして

て、事柄を進める主務官庁は国土庁はか六省庁ではございませうが、環境庁長官には例えればこの法律に基づく基本方針を定める場合あるいは各都道府県の基本構想に六省庁がオーケーを与える場合は事前に協議をするという法律の明文の規定がございませう。ただ、これは私も当然のことながら、協議なりを環境庁長官が受ける趣旨は、構想のすべての細部にわたって環境庁が審査するという意味ではなくて、環境庁の所管する自然保護を中心とする環境保全行政の立場から、特に何か意見を申し上げなければならぬ場合に法律に基づく意見なり同意としてこれを与える趣旨と理解しております。そのような意味で、先生の御指摘のような事柄について、我々が一般的な意味で無関心でいいという意味ではございせんが、リゾート法という法令の運用の中で環境庁長官の権限あるいはそれを私も補佐します自然保護局としての権限を發動します場合には、主務省庁の方で所管の観点から判断を差し上げて意見を申し上げるなり同意を与えるということにとどまるのではないかと理解しております。

○岩崎説明員 先ほどから県が基本構想を定めるということになっているわけではございませうが、私も主務六省庁といたしましては、県が作成した基本構想について、これが総合保護地域整備法に定めるところに該当するかどうか、またこの法律に基づきまして主務六省庁でつくりました総合保護地域整備法に関する基本方針に適合するものであるか、こういう点を審査することになるわけではございませうが、私も実際の業務の上でいいますと、まず基本構想の作成主体たる都道府県におきまして、総合保護地域の整備を行うという場合には事前にその地域についての基礎調査を行うことになっているわけではございませう。そして、都道府県は基本構想の承認申請に先立ちましてその基礎調査結果を主務六省庁に提出するということようにされているわけではございませう。私も、県から主務六省庁に基礎調査結果が出された場合につき

ましては、ヒアリングなどを通じて県と主務省庁とでその内容について必要な協議、検討を行うということにいたしておるわけではございませう。したがって私どもは、構想の作成主体たる都道府県からその構想の内容、中身等につきましてヒアリングを行い、適切な意見を申し述べるという形で関与いたしておるわけではございませう。

○宇都宮委員 基本構想を作成するまでに基礎調査をするということではございませうけれども、国土庁は基礎調査の段階で都道府県とはどのようなかわり方をするのか、またその際にどのようなことが調査されるのか、もう少し具体的に教えていただきたいと思います。

○岩崎説明員 基本構想といふのは、総合保護地域の対象地域とか整備の方針とか、整備する施設の種類、規模とか、整備に際しての自然環境保護、保全等の配慮事項等、そういったリゾート地域として整備するに当たっての基本的な事項について県が市町村と協議して作成するものであります。したがって私どもは、基本構想を正規に申請していただく前にそれらのものをば盛り込んだ基礎調査を県に実施していただきまして、その調査結果について法に定めるリゾート地域としての地域要件に適合しているかどうか、また私たちが定めている基本方針に適合しているかどうかということについて意見を述べ、さらにいい構想にまとめていただくということにいたしているわけではございませう。

○宇都宮委員 リゾート法の基本方針に決められている条件を満たしているかどうかというの、例えば良好な自然条件であるかどうかとか、地域的な一体性を持っているかどうかとか、土地の確保が容易かどうかとか、民間の事業進出が確実であるかどうかとかいうことをおっしゃられるのでしょうか。それとも、もう少し具体的な個別の地域についての調査というのを行っているのか。その際に地元住民の意思等のチェックは全く対象外なのではございませうか。

たように対象地域とか整備の方針あるいは整備する施設の種類、規模、整備に際しての配慮事項等を定めるものであります。こういったことについて基礎調査もほぼ同様のことを盛り込んで、私どもと内容について検討するものであります。その際に、私も基本方針におきましても自然環境の保全との調和というのを最も重視すべき配慮事項としておりますので、その点について、具体の地域等を前提といたしまして十分な配慮がなされているかどうかということも私もチェックをいたしているわけではあります。ただ、その方法は、私も構想の作成主体たる県からヒアリングを何度か行いまして、それに基づいて私どものいろいろな意見を申し上げて、そういった自然環境保全との調和にも十分配慮された構想となるように努めているものでございませう。

○宇都宮委員 県を通して、自治体を通してということであって、国土庁としては、例えば基礎調査の段階では基本構想に対する承認を行う段階で現地を見るということはお考えになつていないのでしょうか。それとも現地を見る場合もあるのでしょうか。

○岩崎説明員 私たち基本構想の承認に当たりましては、県のリゾート地域の整備につきまして主務大臣の定めた整備に関する基本方針に適合して妥当なものとの判断を求めるに必要は検討をなすものでございまして、通常その判断をするには現地を見る必要はなからうかと私ども考えております。

○宇都宮委員 ちょっとよくわからなかったのですが、県が地元の市町村と十分連携をとって、しかも正式に協議してまとめた構想であり、県が各方面の意向等を十分に踏まえた形で責任を持って作成したものでございまして、当然そうしたものとして県は個々に協議してくる。また私たちが、自然環境保全とかいろいろな関係者の意向等を十分に反映したものをつくるように指導もいたしておりますので、そういったものとして出てきているものと理解をいたしているわけではございませう。

○岩崎説明員 県が作成します基本構想が十分自然環境保全等に配慮された構想であるかどうかというところを見るのに、通常の場合は現地を調査する必要があるのだらうと思つておるわけではございませう。

○宇都宮委員 私としましては、それを判断するためにぜひ現地を見た方がいいのではないかと考

えていられるのですけれども、要するに、地元住民に対して非常な影響、環境の変化というものをたやすこのような開発を行うおそれがある際に、地元の声というものはどの段階でくみ上げられているのか、またくみ上げようとしておられるのか。ちょっとそのあたりをお聞かせ願いたいと思ひます。

○岩崎説明員 私たち、地元の意向を最も適切に反映しているものはやはり住民の身近に位置する市町村だろうと思つております。それで、県が基本構想を作成するに当たっては十分その市町村と話し合いをして、市町村と協議の上で私どもの方に構想として正式に承認申請になるものでございまして、やはりしかるべきように住民の意向が反映されたものというように理解しているわけではございませう。

○宇都宮委員 そうすれば国土庁としましては、地元住民の意思を反映しているはずである、市町村等自治体で作成して提出した基本構想、それには十分な地元の意思が反映されているというふうにお考えなのでしょうか。

○岩崎説明員 先ほどからお答え申し上げておりますように、リゾート地域の整備に関する基本構想は、県が地元の市町村と十分連携をとって、しかも正式に協議してまとめた構想であり、県が各方面の意向等を十分に踏まえた形で責任を持って作成したものでございまして、当然そうしたものとして県は個々に協議してくる。また私たちが、自然環境保全とかいろいろな関係者の意向等を十分に反映したものをつくるように指導もいたしておりますので、そういったものとして出てきているものと理解をいたしているわけではございませう。

○宇都宮委員 今のお答えですと、結局、県から提出された以上はもう地元の意思というものは組み込まれているものだ、そのようにお考えであるというふうに聞くことができるのですけれども、そうだとすれば、もし自治体の方で私たちの意見が取り上げられない場合は、直接国土庁の方に行

て、事柄を進める主務官庁は国土庁はか六省庁ではございませうが、環境庁長官には例えればこの法律に基づく基本方針を定める場合あるいは各都道府県の基本構想に六省庁がオーケーを与える場合は事前に協議をするという法律の明文の規定がございませう。ただ、これは私も当然のことながら、協議なりを環境庁長官が受ける趣旨は、構想のすべての細部にわたって環境庁が審査するという意味ではなくて、環境庁の所管する自然保護を中心とする環境保全行政の立場から、特に何か意見を申し上げなければならぬ場合に法律に基づく意見なり同意としてこれを与える趣旨と理解しております。そのような意味で、先生の御指摘のような事柄について、我々が一般的な意味で無関心でいいという意味ではございせんが、リゾート法という法令の運用の中で環境庁長官の権限あるいはそれを私も補佐します自然保護局としての権限を發動します場合には、主務省庁の方で所管の観点から判断を差し上げて意見を申し上げるなり同意を与えるということにとどまるのではないかと理解しております。

ってその声を言うしかないと思うのです。もしその声が国土庁の方に届きましたらどのような対応をなさっていただけるのでしょうか。

○岩崎説明員 私たちは県とともにできるだけよいリゾートの基本構想をつくっていかねばいけません。そのリゾート地域の方々のどれだけの声は承知してありませんが、声が直接私どもへ参りました場合には、やはりそういう点について基本構想で十分配慮されているかどうかという点について県には当然に照会をし、十分そういった点にも、自然環境の保全にも配慮された基本構想になるように努めていくものというように考えておるわけでありませう。

○宇都宮委員 次に、環境庁の方にお聞きいたしますけれども、リゾート法四條の四項には、基本方針を定める際には環境庁長官と協議しなければならぬという旨の規定がございます。もうこの基本方針というのにはでき上がっておりますけれども、その際、環境庁といたしましてはどのようなスタンスで臨まれたか、そしてまたどのような意見を述べられたかにつきましてお尋ねしたいと思います。

○山内政府委員 今のお尋ねは各県の基本構想についてのスタンスであろうかと思いますが、実はそのスタンスは、今先生もおっしゃいました基本方針を定めるときに私も受けました協議あるいはその結果成立いたしました基本方針にもあらわれているわけでございます。

基本方針について全部を紹介することは差し控えますが、特に基本方針の中では、先ほども国土庁から御答弁ございましたように配慮すべき重要事項の筆頭に自然環境の保全との調和が挙げられておりますこととか、同じ環境庁所管では、特に特定施設の整備に際して周辺の自然環境の保全との調和だけではなく、例えば水質の保全、良好な景観やアメニティーの保持についても十分配慮されたものであるということが基本方針に盛り込まれております。そのことは、先ほど私が答弁申し上げ

ました、環境庁が環境行政として所管するスタンスで判断をして基本方針にも御意見を申し上げたし、個々の県の基本構想にも御意見を申し上げる、そのような立場になっておると理解しております。

○宇都宮委員 それから、同じくリゾート法の五條五項には、都道府県から出された基本構想を承認する場合にも環境庁長官に協議しなければならぬ旨の規定がございます。そのような際には、環境庁といたしましてはどのようなところをチェックなさいますのか。また、この場合には各都道府県から地域などある程度具体的な構想ができてきていると思うのですけれども、その際、基本方針の際の協議と基本構想を承認する場合の協議というものでは多少具体的な差があると思うのですけれども、その点少し教えていただきたいと思

○山内政府委員 今、基本方針につきましては確かに事柄としての自然環境保全との調和を筆頭に挙げた規定を申し上げましたが、これが各県から出され、国土庁を通じて環境庁に協議されます各都道府県別の基本構想になりますと、かなり具体化されることは当然でございます。むしろ例示的に申し上げた方がわかりやすいかと思いますが、県にもよりましますけれども、国立、国定公園内に私どもの取り扱える範囲内でのいろいろな施設を設置することをリゾート構想の内容にしておられるような県の場合には、特に基本構想の段階ではどこから何メートル先の地面を何平米使つてというものがまだ決まっていな

場合が多いものでございませうから、例えば意見としては、今後事業実施をなさいます際に私どもの所管する自然公園法の手続の中で個別的には審査をさせていただきますというのを公式に申し上げた例もございませう。あるいはすべてのリゾート構想ではございませうが、県の構想によつては海岸景観の保全とか海に対する汚濁物の排出が懸念されるような事例もありま

す。ただ、基本方針と比べれば基本構想はかなり具体的でございますが、もう一つだけ追加させていただきますことは、今も申しましたように、基本構想といえども国立公園の中のどこに何ヘクタールの建物を建てるということが決まっていな

場合が多うございませう。そうなりますと私どもはやはり所管する自然公園法なりその他の法令による手続でもう一度チェックをしなければいけない場合もあるわけでございますから、その意味では先生のおっしゃいます具体的であるという点、どの程度の具体性で理解するかによつてやや申し上げ方が違つてくると思ひますが、確かに基本方針に比べれば基本構想ではかなり具体的になっております。

○宇都宮委員 愛媛の場合にも整備の対象地域の一つに瀬戸内海国立公園が含まれております。その点からしますと、具体的にどこが何平方メートルというふうなことはまだ具体化されてないという点、それもよくわかるのでありますけれども、瀬戸内海国立公園がそっくり入つていてと考えても間違いないくらいなのですが、その点をどういうふうに環境庁としては考えておられるのか。そして、ちょっと地元のことになって申しわけないのですが、これからのどういうふうな具体的な対応なさつていかれるのかということをお聞きしたいと思ひます。

○山内政府委員 リゾート構想の各県別の基本構想を、これまで既に二十以上になりますか、私ども意見を出させていただいておりますが、それを比べましても、実は国立、国定公園とリゾート構想との関係はいろいろなケースがございませう。わかりやすく言いますと、ある県ではむしろ、国立、国定公園の区域は既にいわば一種の利用計画があるからそれ以外のところに新しいリゾート構想でエリアを決めようという、大きな意味では国立公園以外のところにリゾート構想をおつくりになつた県もございませう。しかし、かなり多くの県

では、やはり県内で良好な自然環境を求めるとすれば国立、国定公園あるいは県立自然公園に近いところ、あるいは場合によっては一部重複してでも使いたいという御判断もあつて、多くの県では国立、国定公園にかかわつてリゾート構想をお決めになる場合がございませう。

愛媛の場合につきましては、まだ私も正式に協議を受けている段階ではないので個別的に申し上げるわけではございませうが、私もリゾート構想のすべてとは申しませんが、県下のあるエリアは、普通地域ではございませうがかなり国立公園にかかつていることは認識しております。ただその場合も、先ほど御紹介しました基本方針を決める段階で私も六省庁とのいろいろな御相談がございまして、例えば先ほど問題になりましたゴルフ場のようなのは特別地域では一切認めない。その意味では、具体性があろうとならうという構想が含まれたものは私もとしては受け付けられないという仕組になつております。例えば普通地域の中に何とか一定の条件の中でゴルフ場を整備したいというケースがある場合には、私も、これは確かに広がりとか建物の高さ等は決まつていなくても、一つの自然公園の運用の問題としては少し濃厚な審査をすることはございませう。

ただ、私の段階でまだ正式に御見解を申し上げる段階ではないかもしれませうが、愛媛の構想につきましてもそういう意味で私どもの所管する国立公園にかかわつてくるものがございませう。その辺は事実上県の自然公園を担当しておりますが、余り大きなところで私どもも自然公園法上受けとめることができないようなことにならないよう調整をしているのは事実でございます。そんなことから、一応この県の基本構想には同意をするけれども今後事業実施に際しては自然公園法の手続の中で個別に審査をさせていただきますという

ことを、わざわざといいますか、念のためといいますか、国土庁の方に公式に申し上げたような実例もございいます。

○宇都宮委員 そうしますと、基本構想の段階で協議する際に環境庁の方が考慮されるというのは、要するに、例えば国立公園、国定公園などの自然公園の区域、あるいは自然環境保全地域に含まれるような区域、その地域についてだけ環境庁としては考慮されるのか。一般の全く関係ない普通の地域の自然というものについては環境庁としては考慮の外に置かれてはいるわけなんですか。

○山内政府委員 今私、特に自身が自然保護局の所管の中で協議に対応していますものですから、自然公園法のことを特に印象強く申し上げましたが、確かに全体の協議を受けとめる中で、みずから所管する法令の手続がその次にもう一回必要なものにつきました。我々も事前にできるだけ調整しておくことがお互いにとって妥当でございします。早目早目にチェックするわけでございします。もちろん環境庁はそのほかにも水質保全行政、場合によっては大気汚染行政、騒音行政などもやっておるわけでございしますから、非常に一般的ではあるかもしれませんが、自然公園の内外を問わず、先ほども例示いたしましたように、海に対する汚濁水の排出とか、場合によっては道路の混雑なんかのことも念頭に置きながら基本構想を見させていただいております。

ただ、これは二つの面から、一つはその基本構想というのが先ほど言いましたようにどこに何を建てるということが必ずしも決まらないでいい性格の面があることとから、もう一つは、これは尺度のあるものあるいは地域が決まられておるものにつきましては私ども意見をはっきり申し上げることができるとございしますが、そうでないものについて一般的に意見を申し上げるとなると、実は先ほど国土庁からの御答弁にございしましたような、最終的には都道府県知事さんの基本構想をおまとめになる過程での御判断に我々と

しても依拠せざるを得ない面があるかと思ひます。

ただ、最近の実例で申し上げますと、特に自然公園法の地域でもない、あるいは鳥獣保護区などの地域でもないけれども、まあそのあたりに貴重な植物あるいは貴重な昆虫の生息が認められるというようなことがかなりはつきりしたデータで示されております場合には、そういうことについて私どもも十分関心を持って事前調整を進めたような例もございしますし、先ほど例示も排水だけを申し上げましたが、その他の点についてもアメニティーの造成といった点からの私どもなりの感覚で物を見て御意見を申し上げたことはございします。

○宇都宮委員 よくわかりました。そうしますと、環境庁といたしましては、先ほど国土庁の方にしたのと同じ質問になるのですけれども、基本構想というものが県から上がってきた場合に、ある区域が自然公園の中に含まれるか、あるいは自然環境保全地域の中に含まれるか、ある程度の状況というのを書類の上でもわかんと思うのですけれども、それ以外に現実に環境に対するどのような影響があるかということをお調べするために現地に行く、そういうお考えはないのかという点。

もう一つは、県から申請が上がってきた以上は、その中に地元住民の意思というものが既に反映されているものとお考えなのかどうか、この点お願いいたします。

○山内政府委員 まず後段の方からのお答えになります。私どもとしては住民の御意向がどういう形で盛り込まれたかということと環境庁の行政の立場から審査する立場ではないと理解しておりますので、先ほど国土庁から御答弁ありましたように、国土庁なり主務省庁としてお受けとめになる基本構想としての妥当性は私どもは疑ってかかることはできない立場にあるかと思ひます。

前段の方の現地調査云々でございしますが、私どもとしましては、基本構想に対する意見を申し上げる

るために現地の調査をするということは、少なくとも過去の事例としては全くございしません。

ただ、誤解があるといけないんですが、先ほど来言っておりますように、みずから所管する国立公園あるいは都道府県に管理をお願いしている国定公園の中のことであれば、これは言いかえれば常時そういう状態を知った場所のほうでございしますから、事前調整の過程で、ここはどういう場所であるかということをお私どもが直接あるいは場合によっては同じ県庁の中でも自然公園法を所管しておりますセクションの者がその現地の状況を調べながら基本構想をまとめる、あるいは基本構想の国土庁なり場合によっては環境庁の調整にデータをつけてくるということもございします。ただ、私どもが基本構想を審査するために現地に調査することは通常考えられないと思ひますし、また少なくともこれまでの二十件を超える実例の中では全くございしません。

○宇都宮委員 現在のようにリゾート法に基づくような国土の開発が進んで、自然が破壊されようとしている今、例えば自然公園に指定されているような区域あるいは自然環境保全地域とされているような地域だけが自然ではなくて、もっと私たちの日常の生活の中にある身近な自然というものがやはり大切にしていかなければならないのじゃないかと思うのですけれども、そのような観点から、例えばゴルフ場の面積を国土の何%とか県土の何%、いわゆる総面積規制というふうなことを今お考えになつていらっしゃるのかどうか、国土庁の方と環境庁の方にお聞きしたいと思ひます。

○岩崎説明員 ただいまお尋ねになりましたゴルフ場の問題につきましては、現在ですとそれぞれかなり地域性のある問題だろうと思ひます。環境に与える影響等もかなり地域性があると理解しておりますが、各都道府県の方でそれぞれ、こういったゴルフ場等の大規模な開発事業についてこれをどう考えていったらいいのかわからないので、その一部の指標に総面積規制の考え方を取り入れてい

る県もありますし、またその必要を感じない県もあります。あるいはゴルフ場ごとに大規模開発事業として個々に環境アセス等を義務づけまして、それに基づいて環境面の配慮が十分であるかどうかを個別の事業に際してチェックする、いろいろなやり方があるだろうと思ひます。

しかし、私ども総合地城整備法を所管している六省庁といたしましては、ゴルフ場というのは私どもの体系の中で特定民間施設の中のスポーツ施設の一つとして位置づけて考えていく、全体のリゾートの大きな整備方針の中で、先ほどから言っておりますように自然環境の保全と十分調和のとれたような形でございしているかどうか、そういうようなことについて私どもいろいろチェックをいたしているわけであります。私ども、地域の中で重点整備地区というのを設けてリゾート施設の整備を進めているわけでありまして、そこでゴルフ場しかないような重点整備地区というようなことは私どもも考えておりませんで、全体の中にくきちっとおさまって、自然環境の保全と十分調和されているかということについて見ているものでございします。

○安原政府委員 ゴルフ場の立地、建設に対する規制の問題でございしますが、現在十九都県におきまして、地域の実情等踏まえて開発の凍結とか県土面積中の割合の設定等による規制が行われておるところでございします。ゴルフ場につきましては、もう御案内のとおりでございしますが、各地域の置かれてある自然的あるいは社会的な条件が区々でございします。このような規制につきましては、地元地方公共団体におきまして地域の実情を踏まえて適切に対応していただくのが最も適当ではないかと考えているところでございします。環境庁としましては、関係省庁とも十分連絡をとり、関係の地方公共団体における取り組みの支援を含めまして、ゴルフ場問題には今後とも適切に対処してまいりたいと考えております。

○宇都宮委員 結局総面積規制については自治体に任せるというふうな形で、国としては特に今の

ところは考えていない。関与して自治体を指導していくとか、総面積規制の対処の仕方としてはそういうふうなお考えはないということなんでしょ

○安原政府委員 ただいま申し上げましたとおりでございます。地域の実情に即しまして当該地方公共団体の方で適切な対応をさせていただくのが最も適当ではないかと考えておるところでございます。先ほど来御議論がありましたように、国立公園とか国立公園の特別地域でのゴルフ場の建設は、もちろん認められておらないところでございます。

○宇都宮委員 最後の質問に入らせていただきますけれども、私たちとしては、リゾート法において、その基本方針を定める際にも、そして基本構想の承認をする際にも、環境を守っていくという立場の協議を環境庁にしなければならぬ、このように定められているというところは極めて意義があると考えておりますし、また私たちはそこに期待もしているわけなんです。また、それだけに環境庁としての任務は重大であると考えておりますけれども、今後この協議等に関して、あるいは環境庁の役割としてどのようにお考えになっておられるか、長官にお尋ねしたいと思っております。

○北川国務大臣 守都委員の自然環境を愛する考えの中に立って、リゾート法によってゴルフ場がつくられるときに環境庁長官は協議の中でどう対応するか、こういうことだと思っております。協議をしなければならぬとはつきりとうたっておりますので、環境庁といたしましては、自然環境を破壊しないように事前に十分な協議をして、そして環境を破壊することのないよう、その保全をするという観点から適切に対処してまいりたい、このように考えております。

○宇都宮委員 期待しております。どうもありがとうございます。

○戸塚委員 長谷百合子君。

○長谷委員 まず初めに、今法案の改正の趣旨は

自然環境保全地域等における自然環境の適正な保全を図ることであると理解いたしておりますが、それでよろしいのでしょうか。

○山内政府委員 改正の大きな目的はそのとおりでございます。

○長谷委員 その環境保全を図るために四輪駆動車、スノーモービル等による動植物の生息環境破壊を防ぐという趣旨に反対するものではありませんが、それならば、国立公園である高尾山に大きなトンネルを掘り無数の車を公園内に通すということは、環境保全の立場からすると比喩物にならない大きな環境破壊をもたらす行為であるというふうに考えます。そうしますとこの行為は法律の改正の趣旨に反すると考えておりますが、いかがでしょうか、ぜひ長官の御見解を聞かせていただきたいと思っております。

○山内政府委員 経緯ということで私から答弁させていただきます。この改正は、国策として、自然公園法の手続に入っていないケースでございますけれども、それ自身身は東京都の段階におきましてかなり慎重な環境影響調査の手続を踏まえた上で進められている事象でございます。一方、今回お尋ねしております改正というのは、先ほど過失不注意の議論もございましたが、いわば意図的にそういうた動植物に損傷を与える行為の規制でございます。その点はこれまで既に捕獲とか採取は同じように罰則を課せられていたということでございます。現在の自然公園法の法体系の中で認めるべき道路とかトンネルといった事業に対する手続も決められておるといふこともございますので、この両方の考え方は私は法体制としてはなじんでいる事柄であるというふうに考えております。

○長谷委員 私は、長官がいろいろなところで経済優先ではなくて環境を保全する立場でやっていきたいということをおっしゃっておりますので、ぜひということでも伺いたいと思っております。長官の方の御答弁、ぜひお願いいたします。

○北川国務大臣 長谷委員の環境を大切にしろと

いう御質問の中で、トンネルが自然環境を破壊するじゃないか、こういう御質問でございますので、この点についてはなおよく検討しなくてはならない、地域的に自然環境を破壊してその美を破壊することもあると思っておりますけれども、どうしても必然的にそれをつけなくてはならないというふうなときもあるだろうと考えております。私としては今初めて聞きました問題でございますので、十分に一応皆さんの意見を聴取したい、このように思っております。

○長谷委員 今初めてということでの答えになるかと思うのですが、建設省、運輸省と違った立場で環境庁はやっていただきたいというふうなことでお願いいたします。

それ、建設省の方にお聞きいたしますが、具体的な国策道についてお尋ねいたします。一番最初に、進捗率はどのくらいになっておりますでしょうか。

○藤田説明員 お答えいたします。国策道全体計画としては、東京都心から半径四十キロないし五十キロメートルの地域に位置しております。横浜、八王子、川越、成田、木更津等の近郊都市を連絡する延長約二百七十キロメートルの環状の高規格幹線道路でございます。この道路は、東名、中央、東北等の放射の高速道路から都心に集中します交通を分散導入するということで、首都圏の効率的な道路網を形成する上で非常に重要な路線でございます。さらに都心に集中しております諸機能を再編成するというようなことで首都圏の均衡ある発展にも資する重要な道路であると考えておるところでございます。

ただいま進捗状況についてのお尋ねでございますが、先ほど申しましたように一都四県にまたがってこの道路は進んでおりますが、昭和五十一年に第三次首都圏基本計画で提唱された路線でございますので、建設省におきまして昭和五十四年度から本格的な調査を推進してきております。このうち、並行します国道の混雑の状況とか地域開発の動向等を勘案しまして整備の必要性の高い区間

から順次整備を進めてまいりたいという基本的な方針に立って進めてまいっております。まず国道十六号の混雑が非常に顕著になっております八王子市から埼玉県川島町間について早期に整備を図るために重点的に調査を進めております。埼玉県内の都県境であります入間市から川島町までの間、これが約二十八キロございますが、昭和六十一年三月に都市計画決定をいたしております。

それから、東京都内分につきましては都県境の青梅市から八王子の国道二十号までの間二十二キロでございます。これが昨年、平成元年の三月に都市計画決定をいたしたところでございます。この区間につきまして現在埼玉県内では、入間市都県境から鶴ヶ島まで、関越道でございますが、につきまして用地買収中でございます。用地は大体平成元年度末で面積にして五五〇の契約済みになっております。なお、昨年から一部工事にも着手しております。また、東京都内の八王子市から青梅市の間につきましては、地元の測量、調査の地元説明会を行っておりますが、その了解が得られたところから測量と地質の調査を実施しておるところでございます。そのほかに、国策道としましては、神奈川県内では横浜市の金沢区から戸塚までの九キロ、それから茅ヶ崎市から厚木市の間二十一キロにつきまして、都市計画決定のための準備を進めております。茨城県内では筑波市から千葉県境までの二十九キロにつきまして、今月中には都市計画の手続に入ることができるといふ見通しでございます。その他、千葉県内とそれから各県のたいたい申し上げませんでした区間につきましても、順次調査を進めておるところでございます。

以上でございます。

○長谷委員 今、その中で二十号線から神奈川県境というところですが、都市計画決定を進めているというお話ですが、環境アセスも含めて、具体的にいつごろということと答えていただきたいと思います。

○井上説明員 二十号から神奈川県境までの都計並びに環境アセス、いつごろかというお尋ね

でございますが、御指摘の二十号から神奈川県境につきましましては、神奈川県内厚木市までの区間を含めまして国道二十号から厚木市国道百二十九号に至る十五キロを一つの区間といたしまして、都市計画決定及び環境アセスメントに必要な具体的調査を重点的に実施しております。今後調査を一層推進するとともに、東京都並びに神奈川県など関係自治体との調整を図りまして、できるだけ早い時期に都市計画決定の手続に入るように努めてまいりたいと考えております。

○長谷委員 できるだけ早いということでは決まっていけないというふうに理解してよろしいですね。

○井上(啓)説明員 さようでございます。

○長谷委員 それから、秋川市牛沼地区では地元説明会が済んでおります。しかし今もって測量、調査に入っていないということですが、一体これはどういうことなんでしょうか。計画自体に問題があるのではないのでしょうか。

○藤田説明員 秋川市を含めました圏央道の東京都区内につきまして、平成元年度から測量、調査のための地元説明会を行っております。現在、全延長の九四％につきまして立ち入りの了解を得られております。測量、調査を進めておるところでございます。

今御質問のありました秋川市の牛沼地区につきましては、平成元年九月に測量、地質調査の地元説明会を行ったところでございますが、当時この一部の地権者の方から立ち入りについて了解が得られていないという状況でございまして、私どもとしましては、できるだけ早く地権者の方に御理解いただいて測量に入りたいと考えております。

○長谷委員 計画に問題があるんじゃないかというのとはちょっとわかりませんでしたけれども、急ぎますので、では次に行きます。

八王子市高尾地区では説明会が三度も流会しております。地元の反対が大きいんじゃないでしょうか。どうしてこんなことになっているのか、ちょっと説明していただきたいと思っております。

○藤田説明員 八王子の高尾地区につきましては、これまで関係地権者の皆さんに測量、地質調査の立ち入りの説明会を、最初に平成元年の八月二十五日にお願ひいたしました。実はその後、平成二年の一月三十日から平成二年の四月二十七日と、三回開催しております。説明会としましてはこのほかに、地権者以外の方も含めまして地元の町会に対する事業説明でございまして、これを、ちょうど圏央道が通ります荒井町会と摺差町会に平成二年一月に説明会を行っております。

それで、説明会の件でございしますが、今の荒井町会と摺差町会につきましては説明会は終了しております。ただ、御指摘のありましたように、関係地権者への測量立ち入りの説明会につきましては、どうも一部の方による会場の混乱というふうなことで、三度説明を行おうとしたが、いずれも実質的な説明、質疑を行うに至っていないというふうな状況でございまして、この背景としましては、圏央道の建設による周辺環境への影響を皆さん方が心配しておられるためであらうというふうに認識しております。

私も建設省としましては、かねてから高尾山付近の自然環境の保全は重要な課題であると考えておりまして、昨年の六月にトンネル検討委員会等学識経験者を含めた四つの環境に対する委員会を私どもの内部で設置いたしまして、より詳細な環境保全対策について検討を進めておるところでございまして、事業の実施に当たりましては、これらの委員会の検討結果を踏まえまして十分な環境保全対策を講ずる方針でございまして、今後地元に対する、関係地権者に対する再度の説明会を開催するつもりでございまして、その際にはこの方針の内容につきましても関係の皆さん方に御説明して、ぜひ御理解を得てまいりたいと思っております。また、より具体的な説明を聞きたいという方もおられますので、いろいろな機会をとらえて、説明会を開けなかつたかわりに詳しく御説明してまいりたいというふうに考えております。

〔委員長退席、鈴木(恒)委員長代理着席〕
○長谷委員 そのことなんですけれども、五月の十三日の新聞報道によりますと、こういった流れが続いておるといふことで、地元への説明の方法を変えたいと検討しているといふことですが、どういふ内容でしょうか。まさか説明会をやめて戸別訪問でやるというふうなことなのじゃないでしょうか。それを確認しておきたいと思うのですけれども。

○藤田説明員 測量並びに地質調査についての個人の方への土地への立ち入りの調査でございまして、個人の御了解を得られればよろしいわけですが、そういうことで内容をもう少し聞きたいという方があれば、個人の方にも御説明してまいりたいと思っております。

○長谷委員 要するに、どうかちょっとよくわからなかったのだけれども、例えば戸別訪問でやるということとは、今は選挙法なんかでも非常に裏取引というふうなことが行われる可能性がありまして、あくまで公式な、相当大きな集会でやっていただきたいといふことをここで重ねてお願いをしておきます。

それと、先ほどトンネル検討委員会、そういうものがございまして、今度のことし予算なんですけれども、高尾山部分にトンネルを掘る、この工事についての予算はどういうふうになっていきますか。具体的に要求されているのですか。

○藤田説明員 高尾山を含めます国道二十号から中央道の間につきましては、これまで都市計画は済んでおるのですが、まだ事業化していませんところとございまして、今国会で審議していただいております予算が成立いたしますれば、この間についても事業化して測量、調査等に入つてまいりたいと考えております。なお、この間は、都市計画では先ほど申しましたように中央道の以北の部分と一体として機能する区間でございまして、当然事業を進める必要がある区間であると考えております。

それからトンネルにつきましては、主として一

番重要なのは地質調査であらうと思っておりますが、これはできるだけ早く調査を行いまして、対策工法についても十分検討をして、その検討に時間をかけて万全の態勢でトンネル工事に着手したいというふうな方針でおります。

以上でございます。

○長谷委員 そうすると、具体的に幾らとか、そういうことは出てないということですね。

○藤田説明員 まだこのトンネルの調査費が幾らというふうな形では決めておりません。これから問題でございまして。

○長谷委員 それからアセスメントのことですが、アセスメントの基準として用いられた資料が一九八〇年度のものであるということですが、これでも、今の社会は非常に大きく変わっている時代でありまして、例えば自動車保有台数だけで見ても三十七万台、これが一九九〇年度は五千八百万台になるだろう、こういったような大きな変化がある。こういった状況でございまして、現在南浅川の地域もまだアセスがやられていないわけですが、これも、このアセスがやられることになりまして、要するに今度使われる資料は、ことしのものが使われるということにはならないかもしませんけれども、少なくとも一九八〇年のものではないというふうには理解するのであれば、古い資料に基づいたアセスというものが今後有効なのかどうか、こういった大きな問題があると思っております。アセスメントをぜひやり直さなければいけないんじゃないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○井上(啓)説明員 お答えいたします。

首都圏中央連絡自動車道のたたいま先生が御指摘になつておられます高尾山の区間を含みます区間の環境影響評価に当たりましては、人口それから自動車保有台数などの自動車交通に関連する社会経済指標、これをもとに西暦二〇〇〇年の交通量を推計したわけでございます。この推計値をも

先生ただいま自動車保有台数の伸びが近年非常に著しいということで御指摘いただきましたけれども、現時点では、自動車保有台数の伸びが予測に用いたものより若干大きく推移しておるとことはございますが、実態の道路交通量をあらわす自動車の走行台キロ、これに関しましては、一台当たりの走行距離の低下等がございまして、予測に用いた伸び率とはほぼ同程度で推移しておるということでございます。したがいまして、交通量の予測が大きく異なっておるといふうには考えておりません。

○長谷委員 これは私も自動車の台数だけで一応説明しましたけれども、そうじゃなくて、この地域に実は圏央道を見越して大規模な開発というのが計画されているわけです。そういたしますと、この地域自体に対して全国的な――台数とか、何ですか今おっしゃったのは、運行している距離が短くなったとか、そういうふうなことでなくて、この地域において非常に大きな交通増加というものが起こるんじゃないかということで大変心配しているのですけれども、その計画は、秋留台なんかも含む秋留台新都市計画というのとそれから秋川市などを中心としたニュータウン構想、こういったものが見込まれていなかったと思うんですね、前のアセスのときには。そういったことで地域特有のことに關しまして大変大きな変化があるんですけれども、その辺のところはどういうふうに評価されますでしょうか。

○井上(啓)説明員 先ほど環境対策室長がお答えしましたように、首都圏中央自動車連絡道の計画に当たりましては、国の社会経済フレームとか関係自治体の長期計画をもとに計画を策定しております。なお、関係自治体の長期計画の中で開発計画については考慮されております。このようにして、交通量には開発計画が加味されておりますの

先ほど先生の御指摘の秋留台の計画でござい
ますが、私も新聞報道では承知しておりますけ
ども、私どもの方としては、その開発計画、まだ
熟度が考慮するまでに至つてないというように認
識しておるところでございます。また、そういう
ことで、現在のところは地方自治体の長期計画の
中に含まれている開発計画によって計画を立てて
いるということでございます。

○長谷委員　そうすると、それはもう全く具体的
には何もないというふうに理解しておいていいで
すね。

○井上(啓)説明員 私どもで承知している限りでは、まだ具体的になっていないというふうに認識しております。

○長谷委員 そうしましたらもう一つ、多摩地域総合整備調査というところで出した東京大都市圏西部地域整備構想というのがあるんですけれど、これも、これについてはどのようにしておりますでしょうか。

○井上(啓)説明員 この調査は、今先生の東京大都市圏西部地域整備構想調査ということでございますが、六十三年度に国土庁が、東京大都市圏の西部地域における業務核都市の育成整備を図るための東京大都市圏西部地域として多摩地区、神奈川県西北部、埼玉県西南部を一体の地域としてとらえるとともに、立川、八王子、多摩ニュータウンセンターの三極による多摩中枢都市圏を形成するための重点プロジェクトの戦略的な展開や広域

行政体制の確立等を提唱しているものであるというふうに聞いております。そういうことで、個々のプロジェクトの具体の計画を策定しているものではないというふうに承知しております。

以上でございます。

○長谷委員　具体的にはされたいとしても、こういう構想自体は確定していると思うのです。そ

か、全無視して何も加味されていないということとで理解してよろしいんでしょうか。

○井上(彦)説明員 今地方自治体で持つておる長期構想の中で具体的に構想が出ていような開発計画については、当然含まれております。それから、まだその構想が具体化していないというようなことで私どもとしてはまだ承知していないようなものについて、これから大規模な開発が具体化するというような場合には、その必要な幹線道路網を追加拡充して、その必要な道路網計画を進めるといふ必要があるというふうに認識しております。

以上でございます。

○長谷委員　そうしますと、具体化した段階では、交通量等のことに關してもやり直す、アセス全体を見直すという可能性もある、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○井上(靖)説明員　お答えいたします。

ただいまそのアセスメントを実施いたしましたところにつきましては、国の環境影響評価師要綱であるいは都の条例に基づきまして正規の手続を踏んだもので行ったものでございまして、この手続そのものをもう一度やり直すということはありませんというふうに考えております。

以上でございます。

○長谷委員　でもそれはおかしいじゃないですか。だって手続を踏んだからといったって、環境が全部すっかり変わってしまったらやり直すとい

うのは当然じゃないかと思うのですけれども。

○井上(薙)説明員 先ほど道路経済調査室長の答弁の中にありましたように、今その予測に取り入れられていろいろな社会経済状況が変化した場合にはまた新たな今の圏央道とは異なる道路網の新しい計画といったものが必要であるというふうなことも申し上げましたし、それから、仮に道路

思います。

○長谷委員　今ちょっと説明がややこしいので、わからないので、アセスのやり直しをする可能性があるというふうにおっしゃったんですね。

○井上(達)説明員　既に実施いたしました環境アセスをやり直すということは考えておりません。

○長谷委員　こういった形で地元の反対運動も含めてですけれども大変難しい大きな問題がたかきまありまして、こういった状況の中で、中央道の建設を進めるということ自体が大変無理だということふ

うに思っています。そして、やはり無理を押し切つてやるような計画というものは、しかもこの問題になつているところが裏高尾の地域でいいますと本当に大きな環境破壊ということでございますので、ぜひ計画を中止していただきたいというふうに思うのですが、そういったことに対してはどのようなお考えでしょうか。

○藤田説明員　地元に環境問題に関して反対があるということは十分承知しております。ただ、私も残念なことは、私どもの説明をまだ一度も聞かずにいただけないという状況で推移しているといふこととでございます。引き続き地元の方々に私どもが考えております対策を十分説明させていただいて事業を進めていきたいと思つています。最初にも申し上げましたように、この中央道、首都圏にとりまして非常に重要な道路でございます。ぜひこの地元の皆さんの御理解をいただいて、早期に道路

を整備してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○長谷委員　要するに、ここで議論しても始まりませんので、どうしても、確実に環境が壊れる、その程度のことでも議論があると思うのですけれども、そういうことはここで置きまして、次の島

おることは間違いないと思いますので、その点を申し上げておきたいと思ひます。

○長谷委員　ちよつと期待外れで、私は大変大きな期待を持っておりますのでぜひあれなのですけれども、それで、あれからちよつと時間もたつて調査されたと思うのです。今私が伺つたのは、要するに大きな一つのつながりのところの片一方

を守って片一方を壊せば、やはりこれは全部壊れてしまふ可能性が大きいですよ。そのあたりはどうでしょうか。

○山内政府委員　この点はおねがね国会でも論点になっておりますので私から申し上げさせていただきますのでございますが、旧空港予定地、アオサンゴ、塊状ハマサンゴを中心とします旧予定地の集落は、実は私どももわざわざ異例の実地調査を環境庁みずから行いまして、石垣島二十二カ所の地点の中でも非常にすぐれた組み合わせを持ったところで、そういうところから実は国立公園の海中公園にでも当然すべきであるという判断を持ったのはそのとおりでございます。

ただ、カラ岳東の予定地につきましては、詳細は避けまされども、地形的にもという話でございますが、お言葉を返すわけではございませんが、地形的には確かにサンゴ礁のリーフはつながっておりますが、その間に轟川という川がござい

まして、それ自身は、非常に残念なことなのでございますが、上流からかなり土砂の流出もございいます。それから、実は私も現地を一日かけて踏査したのでございますが、この蘇川の土砂が北へ向かつて流れているという実情がございいます。そんなことで、私自身の感覚から言いましても、蘇川の土砂流出部をまたがって海中公園、国立化するという感覚はちょっと私はとりませんし、その後、帰りました部内の海中公園の専門家にも相談しておりますけれども、やはり海中公園地区として考えられるのは旧予定地を中心とするエリアではないかというところでございます。

ただ、幾つかの団体から非常に御懸念が出ておりますのは、カラ岳東の新しい空港の工事が南側

に及べば、結局今先生がおっしゃいましたようなアオサゴあるいは塊状ハマサゴを地域とするところにも影響が出てくるのじゃないかということとでございませうけれども、これは私も、今申しました現地調査及び航空写真その他によって専門的な分析をした結果、そのあたり考えまして、今言いました藤川の土砂の状況からいってもその工事の影響がもたらすアオサゴの方に及ぶということはないという判断は、私も今のところ自信を持って持つておるつもりでございます。

○長谷委員 世界的な規模が起こる環境破壊、これから人類すべてにかかわるかと思うのですけれども、こういった問題に対して環境庁が本気で、長官はあちこちのところでそういったことを言っておられますので私は期待をいたしておりますが、環境庁は、これまでの経済優先といいますが、そういった形でやられてきた今までの日本の社会、日本だけではいけないけれども、日本の社会のあり方に対して今後きつと環境を守る立場でもって行政を指導していかれるということがおありなのかどうか、また長官御自身ということと申しわけないのですが、ちょっとその決意と抱負といったものも含めましてぜひお聞かせ願いたいと思うのです。

○北川国務大臣 委員の環境を守るための長官としての決意ということの御指摘でございますが、私は、この生きとし生ける万物の大自然を損ねてきた今までの人間の英知といえますか、どんな欲さといえますか、経済の発展の中に大自然を破壊してきたことは否めない事実であると思っております。それがために、これからの人間の英知あるいはケミカルといえますかサイエンスといえますか、いろいろなものがこれから地球環境を保全をし、やはり二十一世紀にいい地球というものを、病んでいる地球を治していくだけの情熱と真心がなくては行けない、こんな思いをいたしておりますので、この任にある間は誠心誠意当たって行く決意であります。

○長谷委員 大変うれしく思いましたけれども、

ということ、場合によってはそういう経済優先、具体的な例でもこの石垣空港のこともありますが、リゾートのこともありますが、きょう先ほどもやっておりますけれども、そういうことに對して、あるところでは敵対してでも環境を守っていく、そういう決意かどうか、もう一度確認させていただきます。

○北川国務大臣 今敵対してでもという御指摘でございますが、私は環境庁長官を拝命したときに中和という言葉を使ったのですが、敵対はまたそこ被害を生んでまいりますから、私は、できればそこにお互いが理解の上に立つて経済も環境も両立していくところの政策をやはり推し進めなくては行けない、このような思いをいたしております。

○長谷委員 敵対という言葉は全く不適当だったというふうに私、今撤回させていただきますけれども、調和という言葉は一般的なことはこれまでもよく言われてきたことだと思っております。その一般的な言い方の中では解決しなくて、ここまで環境破壊が進んでしまったのが現状でございますので、もしそういうところで、どういいますか、敵対と言ったのは間違ひですけれども、どちらをとるかというふうなことになる場合に、環境保全を優先する、そういうお気持ちがおありかどうか、このことでございます。

○北川国務大臣 重ねての御質問でございますが、調和でなくして私は中和と言ったのは、酸性がきつければアルカリを持ってくる中和する、こういうふうにはやはり環境というものは中和が大事だなどという思いをいたしておりますし、例えば通産省と環境庁がぶつかり合っても、その中にやはりよりよい高い点を生むところの英知を傾けなくては行けない、こういう思いを申し上げておる次第でございますので、どうぞよろしく御理解していただきたいと思います。

○長谷委員 もう少し何か聞けるかと思いましたが、今後とも環境を保全するという立場で行政を推

し進めていただくように心からお願ひして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○鈴木(恒)委員長代理 岩垂壽喜男君。

○岩垂委員 最初に自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案を昭和四十八年六月二十八日の環境委員会で議論をいたしました。その際に附帯決議がついていました。幾つかの項目がございませうけれども、これらの附帯決議がどんな形で生かされているかということについて、環境庁はこの法案を提案する前提としてお考えになったことがあるかどうか、点検をしたことがあるかどうか、それらについても御答弁がいただければいたしたいと思います。

○山内政府委員 この点は、附帯決議そのものの一項一項について非常に積み上げた検討はしていません。これは事実でございます。と申しますのは、今回は罰則の規定の整理ということもございまして、その点の技術的なことと、車馬乗り入れにつきまして社会的な実態を反映するというところでございまして、またある意味では自然公園法そのものの非常に大きな改正についての議論をしなればならぬという機運も背景にございまして、個々の点検はしてないつもりでございます。

○岩垂委員 附帯決議というのは満場一致で成立をした国会の意思でもございしますので、立法府の意思でございしますので、いわば法律の性格を特徴づけるものでもございします。十分でないことを補充していくというこれからの期待というものが込められているわけでございます。きょうはそのことに細かくは触れません。そういう意味ではぜひ、附帯決議と言われるものがどのような形でフォローされていくのか、それが法律改正などの機会にどういう形で生かされたかということなどに、今後とも御指摘がいただけるような御配慮をいただきたい、こんなふうに思うのです。これは実は国会全体のことなんですけれども、環境庁だけの問題ではないのでここで申し上げるのは酷でございますが、附帯決議というものはある

以上は、行政はそれをいつもフォローして実現に向かつて努力をしていくという御努力をお願いしたいものだとおもうにとどめておきたいと思ひます。

実は、この間国立公園協会の創立六十周年に当たっての財団法人国立公園協会からいただいた冊子がございします。公園行政のことについていろいろ資料といろいろな見解がずっと述べられています。その中で、これは環境庁の関係の人ではなくて、東京農工大学の御存じの江山さんが「七〇年代における自然公園の課題」ということで昭和四十五年に書いた原稿なんです。その中で幾つかの問題を指摘しています。

きょうは細かくは言いませんけれども、第一は、利用の規制に関する問題。元来自然公園というものは、自然を基調とし、これに対して保護と利用の相反する二つの目的を持つ空間だ。だから自然というものを大事にしたいためには、特定の区域で見られたような過剰利用というものを考えてみなければならぬ。例えば、自動車があふれていく、だから駐車場を幾つ作るというふうな発想ではなくて、逆に、ふえていくことは前提なんだが、だとすればそれを守るためにどうするかということなどが考えられなければいけないというところ。

第二の問題は、自然公園体系の再編成の問題であるということ。これはもう私から申すまでもございませうけれども、海中公園が加わり、そしてその上に国立公園、国定公園、都道府県立自然公園という種類がございします。これは縦割りのということになっている。そういう体系のあり方自身ももう一遍見直して見る必要があるのではないかと。公園が持っている性格というものをきちんととらえた上で、例えばここでは尾瀬と箱根などの特徴を挙げています。そういう問題の立て方で自然公園に対する行政のあり方というものを問い直してみたい。これは私自身も尾瀬などでもしじみ感する問題です。そういう点をぜひ考えるべきだと指摘しています。

第三の問題というのは、自然公園区域の再編成です。これはアメリカやカナダの例を引いてありまして、それぞれ特徴を持った公園を、地域がつながっているのに三つぐらいいの公園にしている。そして、それぞれの特徴を生かしている。あるいは切らないで一つのものにまとめている。そういう形で、公園の機能というものを軸にして区域を特定している。これらも日本の公園行政の中で検討に値することではないかというものを指摘しております。

第四は、自然保護に関する法制、法律や国民の意識の問題だが、自然を守るという以上は、そこにすみついてる例えは鳥であるとか魚であるとか、そういうものをきちんと捕獲できないようにして、自然そのものをトータルな生態系としてとらえていく思想が必要だ、こういう問題指摘をしております。私は非常に卓見だと思います。そういう意味で、長い公園の歴史があるわけでごさいます。私も少し勉強させていただきました。と遠い遠い歴史にさかのぼるわけですが、そういうことをトータルとしてとらえていく視点は今求められているのではないかと思いますので、これは一環境庁の中で御議論をいただきたい。そして公園行政のあり方についても一重点検討を対応をしていく、このことをお願いしたいと思います。いかがでございますでしょうか。

○山内政府委員 今先生がお挙げになりました論文、幾つかの論文の中で、トータルに考えなければいけない、時間の中で考えなければいけない自然公園の問題を非常に要点よくとらえた論文だと私も最近読んだ記憶がございます。ただ、同時に御披露させていただいたことは、その議論は実は私も局内の長く国立公園をやっております者の心の中に非常にこもっていることでございます。そういう意味では、私自身が日々の業務の中でいざわねわれている問題でもございます。ただ、これは先生御指摘のように、形をはっきりさせて行政的な将来の持っていく方として検討しなければいかぬ時期であることは私も感じております。

す。自民党の環境部会の中にも自然公園等充実小委員会ができた。あるいはまた私も自身、自然環境保全審議会の中で一年八か月かけて利用のあり方を答申をいただいたのですが、実はそれと具体化する手だてについて平成二年度ではまだほとんど手を付けられない問題がございます。その中で先生御指摘の方向で局内での議論をまず尽くすこともこの際御答申させていただきたいと思っております。

○岩垂委員 審議会のことを次に言おうと思ったのですが、山内さん要領よく先に触れてしまったので、しかも頭を下げられてしまったのでは、あと文句は言えませんが。こういう法律を直すときにそういうものがどこまで生かせるか。それは一〇〇％とは言いません。やはり一つ一つ積み上げていく御努力をぜひお願いしたい。つまり公園行政というのは国民のある種の協力がなければできない仕事でございます。何事でもそうだけれども。その点ぜひ具体的にそういう作業に取り組んでいただきたい、そのことをお願いを申し上げておきたいと思っております。

実は、きょうはそのことだけではないので、日本の自然、緑、森林を守るために公園という形でカバーしているわけですが、おととい、国際熱帯木材機関、ITTO、横浜に事務所がございしますが、その第八回理事会でいろいろ議論が行われて、西暦二〇〇〇年までに熱帯木材の貿易は再生可能な状態で営まれる森林に限られるという活動計画が決められたことを私は新聞で拝見したわけでございます。これについて日本はどんな対応をなさったのか、そしてそのいざわね御努力をなさるおつもりかどうか、この点の御答弁をいただきたいと思っております。

○石川説明員 お答え申し上げます。先生御指摘のとおり、国際熱帯木材機関の理事會が、この十六日から二十三日までインドネシアで開かれました。先生御指摘のガイドライン採択は満場一致でございます。この国際熱帯木材機

関、ITTOと申しますけれども、これこそは生産国、消費国のみならず、関係の業界の方たち、環境団体のいわゆるNGOの方たちの四者、四位一体と私もよく言わせていただいております。そこでございませうけれども、四者が一堂に会しまして、議論は大変真剣、率直なものがございまして、同時に、プロジェクトも具体的なものを推進させていたただける場として、国際機関では極めてユニークな特色を持っておりますし、意義も深いと認識しているものから、先生御承知のとおり本部も我が国に誘致させていただき、実はこれまで強く支援させていただいてきている機関でございます。

先生御指摘のガイドラインの議論を含めて数年かけて各国専門家がらつておりましたけれども、我が国も率先してこのガイドラインを今後の各国政策に反映させるものとして推してきた経緯がございます。再生可能な森林からの輸入という先生御指摘の点は、まさにITTOが目的の一つの柱として掲げている点でございますので、技術的な問題がいろいろあるようでございますけれども、私も私どもとしても関係国と、研究とか人づくりとか共同して進めておるということでございまして、今後ともこのITTOを大いに私も支援していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○岩垂委員 日本は、この決議が理事会で採択されるときに賛成だという意思表示をなさったわけですね。

○石川説明員 お答え申し上げます。これは採決に付されませんで、議長の方から異議ありませんかということで、各国異議なしという形でございました。

○岩垂委員 ということは賛成だと受けとめておきたいと思っております。

実は私もびっくりしたのですが、世界の丸太の貿易量における日本の輸入割合というのは、これは一九八二年の統計ですから今日どうなっているのかわかりませんけれども、実に四二％輸入しているのです。世界最大の木材輸入国になっているわけですね。地球環境を守るためにとかあるいは温暖化対策をどうやるかというところの特効薬は、やはり緑の再生あるいはそれを破壊から守るということに尽きていると思うのですが、外務省、これに対する具体的な手だてを少しは考えていらっしゃるかどうか。それから、林野庁も諸機関を置いて、大木さんが局長でそんな形で議論をなさっていらっしゃるということを伺いましたので、両方から伺っておきたいと思っております。

○石川説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり世界の南洋材、いわゆる熱帯木材の貿易の中で、丸太換算ですと日本は約四割を占めていると私も承知しております。主に東南アジア方面から輸入させていただいておるのと承知しておりますが、先ほどの再生可能な森林との関連で申し上げますと、私もITTOの中でこういう問題きちんとしていきたいと考えております。ちょうど一年前の理事会、アフリカの象牙海岸で開かれましたのですが、その場で我が国は率先いたしましてマレーシアのサラワク州というところにITTOの調査団を送らせていただきました。その貿易実態等、あるいはその価格的な問題点等を調査して、その結論がようやくまとまりまして今回の理事会に提出されて、この秋に横浜で開かれる理事会で検討される予定になっております。私も、そういうことを踏まえて対処していきたいと考えております。

○田中説明員 先生御案内のように、既に熱帯林では一千万ヘクタールくらいスピードで毎年減っております。そんなことでこの大規模かつ急速な減少といえますものは地球規模の環境問題としてもかなり重要であり、早急な対策を要することと認識しております。このため私も、今までも熱帯林の保全、造成に資するために専門家の派遣でありますとか研修員の受け入れ、あるいは技術協力、資金協力といったような多様な協力を実施しております。また、先ほど御指摘ございまし

というのではなく、やはり政府がそういう姿勢

を国民にわかつていただけるように、やっているだらうけれども、そういう意味で地方自治体が挙げてみんなですれをやるうじやないか、政府もやっているじやないかという姿勢、態度を鮮明にしていただきたいなということでございます。まあ、あなたとやりとりしていると時間がなくなつてしまつてしょうがないから、いいですよ。だから長官、そういうことでできるだけ効果的にきかんとしていただきたいな、こんなふうに思います。

きょうはいろいろなことを伺いたいと思うのですが、世界の文化遺産と自然遺産を守るための文化遺産及び自然遺産保護条約の批准の問題。これは実は私もう十何年前から言ってきたことでして、ことしの予算委員会で山口書記長からも御指摘のとおりでございます。ことしでその批准をした国は百十三カ国になっています。あなたが答弁して以来ふえています。そういう意味では日本がやはりもう批准をすべき時期だな。しかもちょうど十年前に私のところの土井たか子当時の外務委員が予算委員会でのやりとりで、当時の大来外務大臣が次の国会ででも批准の手続をとりたいという答弁をいただいているわけです。十年の歳月が流れていまして、いろいろな問題があるだろうと思いますけれども、この間総理がASEAN諸国を回っているいろいろな遺跡を守ろうということについていろいろな協力を提起していらっしゃるわけですから、やはり日本のそういう文化遺産あるいは自然遺産というものを残していくためにも条約の批准ということを急いでいただきたいと思えます。

実は、きょうは文化庁と外務省にお越しをいただいています。それで、一番最後に大臣に御答弁をいただくことにして、文化庁と外務省の準備の段取りについて御説明をいただきたいな、こういうふうに思います。

○小林説明員 ただいまお話しの世界文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約につきましては、文化庁としてこれまで、批准した場合の文化財保

護法との調整の必要性につきまして具体的な検討を行つてきたところでございます。現在のところ、文化財保護法との関係では特段の調整の必要はない、このように考えておるわけでございます。したがいまして、文化庁としては、この条約を批准することにつきましては特に問題はないものと考えているところでございます。

○鈴木説明員 お答えいたします。

外務省といたしましては、ただいま各国におきますこの条約の実行状況を調査中でございます。さて、さきに予算委員会でも御質問があった点でございますので、それと前後しまして三月の段階で主要三十八カ国に対して訓令を發出しております。特に各国でこの条約に基づいてリストをつくるというところでございますので、リストの整備状況がどうなっておるか、それからエネスコの委員会に対してそのリストに基づいて目録を出す、こういうことになっております。その目録の選定基準等、各国どういうふうな基準でそれを選定しているのか、こういうものを調査中でございます。幾つかの国からは答えが返っておりますので、この答えを見ながら、我が国として具体的にどういふふうに手続を進めていったらいいのか、これを今検討中でございます。

○岩室委員 照会するのは大変結構ですけども、例のユネスコの分担金の、十分の一の財源を負担しなければならぬという意味での財源的な難点というのは、ODAがこれだけの金額になっているときですから、余り問題にしなくていいというふうに考えてよろしゅうございますか。

それから調査と言うのでしたら大体めどを示していただいて、いつごろまでに集約できるかというのを、この際は、十年前からの約束でございすから、お聞かせいただきたいと思います。

○鈴木説明員 この条約に基づきますと、分担金、拠出金の１％ということでございます。そうしますと、我が国の場合には三十万ドル程度のものであるかと思えます。この金額というものはエネスコの本体への拠出に比べますと、先生御指摘

のとおりにそう大きな額ではございませんが、今
ODAの枠が非常に厳しい状況ということもござ
います。その点は関係省庁の方々とも十分御協
議をしながら考えていきたいと思っております。
それから、めどについてでございますが、これ
は国内実施体制をどうするかという問題でござ
いますので、関係省庁の御意見を十分踏まえなが
ら検討していきたいと思っておりますので、めども
その検討を踏まえて申し上げられることになるか
と思っております。

○岩垂委員　文化国家のパロメーターだと言われるかもしれませんが。文化庁の方は文化財保護法との関係で問題ない。環境庁も、これは本当は国立公園の特別区域でダブラせたんじゃない特別な意味はないんですよ。そうじゃなくて、今まで指定していないところも含めてやりながらそういうことを広げていくということが必要だなというふうに思うんです。例えば、さつき林野庁にお礼を申し上げたんですが、白神山地のブナの原生林の残し方というのは、まさにMABのユネスコの提起に基づいて完全に原生を残す、周りにバッファゾーンをつくってそれを守っていく、そしてそのもとに利用をちゃんと対応する、そういう計画を含めてやっていますので、これは割合に指定しやすいと言っておかしいんですが、そういう残し方になっております。私は現場に何回か行きましたが、まさに世界に誇ることができるほどのスケールのブナの原生林だと思います。

そういう意味でも、例えばこれはもう次の通常国会ぐらいには間に合わせないことには、十年前から貯金がおとりしておりませんのでおろしていただきたいと思いますが、御答弁をいただきたいと思っています。

ように全力を挙げなくちゃいかぬ、こう思っております。また、条約の問題でございますから、世界の国がやはりそれぞれ見ておりますから、余りこの期間になって、日本が環境問題の先頭に立とうとしておるときに、やはり環境に關係のあるものは、世界の条約は速やかに締結していきたい。もちろん外務省あるいは文化庁、それぞれ御努力はしていただいたと思っておりますが、この機会に御指摘を受けて、このことを締結へ結んでいくように、今国会中という御指摘を受けましたけれども、(岩垂委員「いや、次期国会」と呼ぶ)次の臨時国会ですね、そのように、外務省から来ておりますが、きょうのこの委員会の空気をよく察知して、外務省がやはり何といったって事なかれ主義じゃなしに前向きでこんなものは締結するように努力していただく、これは長官としての席でお願いをしておきたいと思ひます。

○岩盤委員 實は私はワシントン条約やラムサール条約について国会の中でずっと長いことやってきた経過がございます。これはどこかが決断をしななければなりません。しかし、今文化庁からも御答弁いただきましたように、それからまあ環境庁だってそれほど問題があるとは私は思いません。問題は、国内法の問題が若干残るかもしれません。しかし、それらもそうは言いながら、のんびんだらりと十年待たなければならない十年ということでは済まないと思いますので、外務省、どうかね、来年の通常国会ぐらいのところをめどにして努力をするというような気持ちでやっていらっしゃるのか、そうでなくてエンドレスなのか、その点についての御見解を、まあ課長さんに答弁いただくのは申しわけないけれども、今環境庁長官があなたに陳情しているのだから、せつかくの陳情でございまして御答弁をいただきたいと思ひます。

○鈴木説明員 先生の御指摘もございますし、環境庁長官の御発言もございました。右を踏まえまして、特に先ほども申し上げましたが、国内実施体制、今各国にも調査をしておりますので、その

点も勘案しながら検討を先に進めてまいりたいと思っておりますが、めどにつきましては、その関係省庁さんとの協議を踏まえまして、外務省独断では決められない問題でございますので、十分協議をしながら進めさせていただきたいと思っております。

○岩垂委員 環境庁でしよう、それから文化庁でしよう、それから一応外務省だわね、それで法案作成、国内法の作成ということになると、外務省が中心になってやるわけですか、環境庁が中心なんでしょうか。

○鈴木説明員 国内法の取りまとめということであれば、その所管官庁、国内の方を担当する官庁が決めることとなりますが、条約そのものをお諮りするのには外務省の仕事でございます。

○岩垂委員 そうすると、関係省庁というのは、これが中心なんですよ、ここで問題はないと言っているんですか。そうすれば、これは国内法の運びというものはそのほかのディスタブはないというふうに私は思いますが、いかがですか。

○鈴木説明員 お答えいたします。条約の問題でございますのは、それぞれ各省庁さんで協議をして検討していただくということがまず第一にあるわけでございますが、条約にはいろいろな細かい規定が盛り込まれておりまして、これは政府部内で十分、どこまで条約の各条文が規律を締約国に求めているのかということがございます。先生御承知のとおり、この条約についてはかなりの部分が努力規定ということで、はっきりとした義務規定というのは少ないのでございますが、それでも例えばどの程度まで目録を出しているのか、こういう点については条約の方では明確にこれとこれとこういう水準ということは書いてないわけでございます。そういう条約の一号一号についての解釈というものを固めていく必要がございます。今まで長い時間余りその議論に立ち入らなかったわけでございますが、今後その議論に立ち入りまして、一つ一つの条約の解釈の詳細というものを固めまして、それで初めて国内法

で最終的にこれは担保されているものなのかどうかという点を考える必要があると思っております。今の段階では、その、条約の逐条の解釈といたしまして、今後鋭意進めていくつもりでございます。

○岩垂委員 長官、これはやはり一定の目標を立てないと難しいんです。ワシントン条約のときは本当にそうでした。だから関係業界のところまで私ども陳情に行かなければいけないような場面も出てくるわけですか。そういうことは別として、とにかくやる気になればそれはどの障害はない。そして先ほど申し上げたように、世界で百十三カ国批准ということになっているんです。私どもが知る範囲においても、これはすばらしい歴史的な遺産だ、あるいは生態系だなどということが、それなりにそれぞれの国の自主的な判断と国際的な評価のもとで指定されているんだということでもございまして、日本は世界に誇るべき歴史的な遺産も自然の遺産もあるわけでございますから、そういうことについて積極的な対応をいただきたいなというふうに思っています。

○北川国務大臣 委員の再度の御指摘でございます。先ほど外務省にお断いをいたしました。が、やはり関係のある省庁に、この際先走りせずに十分連絡をとって一日も早く御理解を得て、次の国会でもこれが締結に向かうように努力したいと思っております。きょうは外務省、文化庁来てくれておりますが、よろしくこの点も環境庁が前向きで各省庁間で重ねて連絡をとって、次の国会で締結できる方途をつくっていききたい、こういう思いでございます。

○岩垂委員 それ以上押してもどうにもならぬという感じでございますが、ぜひ重ねてお願いしておきたいというふうに思っています。また来年の予算委員会でも質問されなくてもいいように、何でしたら私が立つかもしれないから、その点はひとつぜひ御配慮、御指導をいただきたいというふうに思っています。外務省さん、それから文化庁さん、林野庁さん、結構です。ありがとうございます。お忙しいところ恐縮です。この前私はその一点に絞ってお尋ねをした沖繩の新石垣空港の問題についてお尋ねをしておきたいと思っておりますが、国土庁からお越しでございますが、私の質問したのは四月二十七日でございますが、この質問の後、沖繩県から国土庁に対してこの問題に対する報告があったかどうか、あったとすればその詳細について御説明をいただきたいと思っております。

○大日向説明員 お答えいたします。御指摘の新石垣空港予定地とされております沖繩県石垣市白保カラ岳の土地につきましては、二件の無届け取引が行われたという報告を四月二十六日に、今度はこれは正式な形で沖繩県より受け取っております。

○岩垂委員 それについての県の対応はどうするかというところについての御報告はございませぬでしょうか。

○大日向説明員 本件の具体的な処分内容につきましては、現在沖繩県において慎重かつ真剣に検討中である、そのように伺っております。

○岩垂委員 慎重かつ真剣にやるにしましては、正直なところ時間がかなり過ぎていっていると思っております。私は、怠慢だなんていうことを言うつもりはありませぬけれども、これは余りにもずさんです。あれだけ社会的な問題になってから久しい時間がたっています。私が取り上げたのはむしろ後の方です。にもかかわらずそれに対する対応が行われていないというのは、私は非常に残念です。この点について、国土庁はどんな御見解をお持ちですか。

○大日向説明員 本件の重大性にかんがみ、沖繩におかれましては特に慎重を期している、その結果であると考えております。しかしながら、何でこんなに遅くなるのかということでも私もいろいろいらしているところがあるところがございます。

○岩垂委員 実は、何うところによればというよりも、私も調べたところによりますと、もとの所有者が、買った二つの業者、二つの業者なんです。社長の一人なんです。に対して所有権抹消の民事訴訟を提起しております。これは東京地裁民事三十部、平成二年第四二七二号、提訴が四月十一日、初回期日六月十八日ということと予定をされています。率直なところ、私はこの訴訟はちょっと常識で考えられない。売った、買ったがあり、登記が行われている。それは実はなかったことだという登記の抹消の訴訟を提起されている。これはもう本当に常識ではわからない。少なくとも私には判断ができません。国土法違反の事実を糊塗するためにそういうことをやっているのではないかと。そういう判断をする人もいます。本当にそう思われてもしようがないと私は思っています。こういうところで引用しては大変失礼でございます。きょう衆議院本会議場で盧泰愚大統領が、過ぎ去ったことは神様でも変えることはできませんということをおっしゃいましたけれども、まさにそうだと思うのです。

そういう意味では、現実には違反事実があったというところを県の報告を含めて国土庁がきちんと受けとめたわけですから、私に国土庁が答弁をいただいたように、国土法違反として告発を含めて厳正に指導するという沖繩県に対する指示をお変えになるということはあるまいというふうに考えてよろしいかどうか、御答弁を願わしいと思っております。

○大日向説明員 お答えいたします。御指摘の本件土地に係る民事訴訟の和解といった動きにつきましては、内容をよく承知しておりますが、違法行為者に対する処分にあわせまして、違法行為の状況をそのまゝの形で放置するということとは、私も決して好ましくありません。そういった判断から、国土庁といたしましては権利関係を違法状態のなにもとの姿まで回復するよう県を指導いたしております。このような動きはその流れの一つではなかろうかと考えてお

ります。

しかし、いずれにせよ既に発生いたしました国土利用計画法違反の事実はこのことによりまして何ら変わるものではないと考えられておりますし、それに対する国土庁の告発を含め厳正に対処するという沖縄県に対する指導も変わるものではないと考えております。

○岩垂委員 つまり、違反の事実があった、その事実は、これは憶測ですけれども、今のような訴訟で違反の事実を糊塗しようというふうなことをしていても、しよせんそれは違法状態というものをなくすることではないし、国土庁の県に対する指導というものは変わるものではない、このように——このところは大事なところでございまして、もう一遍御答弁をいただきたいと思ひます。

○大日向説明員 そのとおりでございします。

○岩垂委員 これは大日向さん、大変失礼な質問になつて恐縮ですが、今のあなたの御見解というのは、国土庁長官を含め国土庁の統一した方針であるというふうな受けとめてよろしいかどうか、当たり前のことですけれどもあえてお尋ねしていただきたいと思ひます。

○大日向説明員 そのとおりでございします。

○岩垂委員 私は、きょうここで細かく繰り返すつもりはございませんが、さきの委員会での取引の価格についても国土法二十四条に照らして問題があるということを指摘してまいりました。課長は「これは県も不動産鑑定士に第三者鑑定というふうな形で依頼してはじいた価格がこのようになつたというところでございまして、」という御答弁もいただいております。その後果がいろいろな対応をしておりますけれども、空港建設のプロジェクトの構想が持ち上がった土地がほとんど上がつていった、転がしがあつた、にもかかわらず県自身がそれを承知しながら追認をしたという事実は否めないと思ひます。県の責任は重大だと私は思ひます。それで、その後には沖縄県は石垣島全域を監視地域に指定するというようなことを

やっているんですね。それならもっと早くきちんとやればいいんですよ。騒がれてから対応しているんですよ。後手後手じゃこれは意味がないんですよ。というふうなことを私はこの際指摘しておきたいと思ひます。

そこで、環境庁に伺ひますが、先ほど長谷さんの御質問に対して、旧の予定地であつた白保の海域を海中公園にするという方針を持っていたという御答弁をいただきましたが、その点についてもう一遍御答弁をいただきたいと思ひます。

○山内政府委員 前の飛行場の計画がございました区域の南側に塊状ハマサンゴ、アオサンゴを中心とする特異な集落があることを私も確認いたしましたし、このエリアを中心に、具体的に申し上げますと西表国立公園の区域を広げて、当該サンゴ礁の区域をぜひ海中公園にしたいという考えでございします。

これは実は、昨年になりますが四月の知事の四キロ北へずらすことに対する当時の環境庁長官がこれを評価しましたときに、あわせてそのことを言明させていただいて、その事実は県当局、石垣市当局にも伝わる形で言明させていただいてるところでございします。

○岩垂委員 環境庁から配っていただく本は一生懸命読まなければいけぬということに改めて実は痛感しておりましたが、皆さん方の先輩である日下部甲太郎さんが「海中公園への道程」という論文を書いておられます。当時は国立公園局の計画課長補佐でございました。「海中公園の選定にあつて留意すべきこと」ということで幾つかの項目が書いてございします。それは、国が指定する場合に「全国の海域をいくつかの景観型式に分類し、各景観区を代表する景観を選定すること」ということが一つ。二つは「海中の景観が変化に富み、荒らされておらず、かつ、その水域が広いこと。三番目は「海水清澄で、汚濁されるおそれのないこと。すなわち、付近に汚染のおそれのある河川流入、耕地、集落、工場等がなく、又、潮流によつてもそれらの影響をうけないこと。」という

ふうなことなどを含めた幾つかの項目が書いてございします。海中公園ということをお考えになつていられる以上は、最低限そういう先輩が残したことで、そしてそれは必ずしも個人の見解ではなくて、それぞれの行政の蓄積の上でそういう論文が書かれているのだらうと思ひます。公務員の立場でお書きになつていらっしゃるわけですから、それこそよく調査をしていただきたいということなんですよ。つまり、海中公園を指定する場合に、周辺の連鎖したサンゴ礁、そういうものについて、それは関係がありませんとするわけにはいきませんよということをお申し上げたいのであります。

アセスメントというのを言えば、公有水面埋め立ての規模が、沖縄県、五十ヘクタールですが、それ以上は三省庁協議になるものだから、四十ヘクタールに縮めて環境庁のかかわることができないという形で埋立面積を縮めているわけですから、五十ヘクタール以内だからしやあないというわけにいかぬだろうと私は思ふんですがね。やはり調査すべきはきちんと調査をしていただきたいと思ふんです。

それで、北川さん、さつき御答弁をいただきましたが、議事録をきちつと読んでいただきたいんです。これは土地転がしのことを調査してという答弁じゃないんです。それをそういうふうにお読みになるとするとかなり牽強付会とでもいいますか、無理な御答弁だと思ひます。しかし、そこは環境庁がこれから海中公園を指定する場合に、そういう広域な調査というのをせざるを得ないと思ひますから、これから調査をしていただきたいということを私は申し上げたい。それ以上お尋ねするつもりはございません。

沖縄県が調査をしているというふうにある、環境庁も幾つか調査したと。本場に資料をお持ちですか。正直に私全部聞きますよ、それでは。潮流だとか風の方向、方向だとか出口だとかやりますよ。これは、国際自然保護連合の調査、WWFJの調査という形でその道の専門家がきちんと出し

ている結論に対して環境庁は、そうではないと答弁する自信があまりになるかどうかということだけども私は聞いておきたいのです。

○山内政府委員 事実関係をまず申し上げたいと思ひます。
海中公園に我々が考えております旧白保の予定地を中心とする海域につきましては、実は私ども前回の直接調査あるいはそれ以前のデータでかなりのデータを持っておりますので、ある意味では、そのアオサンゴ、塊状ハマサンゴを中心とする中核部分については、海中公園指定に伴う調査はほぼ要らないぐらいのものだというふうな内部で検討しております。ただ、おっしゃるように、陸上部分とか周辺部との関係をもしこれから具体的に海中公園の線を引きます過程で調査する必要がある、これは当然、地元自治体の意見をとるためにも調査しなければいけない面が出てくると思ひます。

それからもう一つ、先生もお触れになりました、四十数ヘクタールになりましたけれども、もちろん、これは歴然として公有水面埋立法による手続は必要でございします。もちろん、これが建設省に上がつてきて環境庁から意見を聞かれないう点では五十ヘクタールとの違いはございします。公有水面埋立法では、環境に関する図書を事業者たる沖縄県がつからなければならぬわけでございます。そのための調査は今沖縄県当局において実施されていると聞いておりますし、これは、ただもう五十ヘクタールを下回つたから環境庁の手を離れたということではなくて、たびたび国会でも答弁しておりますように、従来の経緯もございします。これについては事業者たる沖縄県のお求めがあればというところではございします。私も、私も極力技術的な指導をしていきたいと思つております。
それから第三番目に、その後いろいろ指摘がありますことも踏まえまして環境庁が調査をしたと言ひけれども、持っているデータの深みといひますか広がりについての御質問でございしますが、こ

れも幾度か国会でも答弁させていただいておりましたが、私も二十カ所の調査をしましたのは、専らアオサンゴ、塊状ハマサンゴを中心とする旧予定地を評価するためにやったのでござい

ます。その意味では、先生の御指摘されるカーラ岳東地区の全般的な調査をしていないことは事実でござい

ます。具体的に申し上げても、新予定地の北の方にステーションを置いて比較したのは事実でござい

ます。ただ、私は先ほども申し上げましたように、その調査の際の遊泳調査の所見

それから航空写真による潮流の調査などを含めまして、影響はない。ただ、完全にはないという

意味よりも、工事に細心の注意を払えばという前提は私も常々つけているつもりでござい

ます。そんなことで、二十カ所の調査の性格と、おっしゃるようなアセスメント的な調査との違い

があることは事実でござい

ますが、そのようなデーターから私も判断したのもまたこれ事実でござい

ます。それから、これはお尋ねにない件かと思

いますが、やはり石垣島に限らず沖縄県というのは日本

のサンゴ礁の代表的なエリアでござい

ますので、現在進行中の緑の国勢調査では、沖縄県に限らず

東京都も含めた南の方の多くの府県にまたが

ります。サンゴ礁の区域調査のようなものは、今度の新しい緑の国勢調査の中で項目として織り

込んでいくことが今進行中でござい

ます。○岩垂委員 埋め立てしてしまっ

たから調査をしたってだめでござい

ますので、その前にきちんと対応していただ

きたいと思

います。それから同時に、山内さんが緑の調査だとか公

有水面埋立法で上がって

れば環境庁としても無関係ではない、沖縄の調査をうのみにするものではない、沖縄のサンゴは大事だ、その点を念頭に

置きながら対応するというふうに御答弁をいただ

きましたから、その点を私は信頼して、またいつ

かお尋ねをする機会を得たいというふうに思っ

ております。国土庁、ありがとうございます。

最後に、もう時間がなくなりましたので、かす

み網の問題を通産省にちょっとお尋ねをしたいと

思うので

かねてからかすみ網の密猟問題というのが相当

問題になってきたことは通産省も環境庁も御存じ

のとおりです。実は昭和二十二年に使用が禁止さ

れた。それから何と四十二年間たつたのですが、

密猟はちっとも、ちっともというふう

に言っていないかどうか、依然として行

われている。日本野鳥の会の調査によると年間三

万羽の野鳥が被害に遭っているというこ

とが指摘されるわけでござい

ます。私はいろいろ伺っていると、かすみ網とい

わないで防鳥網というふう

に売っているんですね。ところが、あえて特定の

名前を出してかすみ網とい

わなけれども、大手の種苗会社のカタログに公然と

かすみ網のいわば宣伝が行

われている。こういう状態であれば、これは率直な

ところ、使用を禁止したとい

うことだけではどうにもならぬのではな

いか。特に私が心配なのは、国際鳥獣保護連盟か

らもことし恐らく注意を喚起されるだろうと思

いますし、輸出しているん

です。だから、国内の問題もさることながら国際

問題というのには国際的な連帯が非常に強いもの

です。から、ぜひひとつこれは法規制をきちん

としてほしい、こんなふう

に思うんですが、通産省、御答

弁をいただきたいと思

います。○広沢説明員 私どもも、先生今御指

摘のかすみ網の問題でござ

います。これは長らく大変頭を痛めてきてい

る問題でござ

います。密猟が後を絶たないわけ

でござ

います。密猟が後を絶たないわけ

でござ

います。密猟が後を絶たないわけ

でござ

います。密猟が後を絶たないわけ

でござ

います。密猟が後を絶たないわけ

でござ

います。密猟が後を絶たないわけ

でござ

います。密猟が後を絶たないわけ

でござ

います。密猟が後を絶たないわけ

でござ

います。密猟が後を絶たないわけ

○斎藤(節)委員　では、以上で終わります。どうもしななければいけないことでありますので、これからの自然公園なり鳥獣保護区を考えていきまき場合の一つの大きな政策課題と考えて検討していただくところでございます。

もありがとうございました。

○戸塚委員長 遠藤和良君。

○遠藤(和)委員 私は、この法案が提出されるきっかけとなりました例の朝日新聞のカメラマンによりサングラス破損事件ですね、その辺からお話を大臣の見解も承りたい、こう思っていたわけですが、ちょうど参議院の予算委員会の方で大臣行かれたもので、大変残念でございますが、こういった基本的な問題は残念ながら後回しにいたしました、事務的な問題から質問させていただきます。先ほど理事の皆さんの御了解をいただきましたので、大臣がお帰りになってもう一回こういう基本問題についての御見解を承りたい、このように考えております。

それでは、具体的な事務的な問題でございますが、この法律ができました後、どのように具体的にこの法案を実効性あるものにしたいのか。これはもちろん予算関連法案ではありませんから、予算がついてはいるわけではございません。したがって、今までの現行の体制の中でどのようにうまく連携をとって実効性を担保していくのかということになるかと思いますが、その辺の問題からお伺いしたいと思います。

○山内政府委員 現在御審議をお願いしております法改正で、今後の実施、施行を考えた場合に、私どもが当面取り組まなければならないもの、二つございます。

一つは、いわゆるもろもろの罰則規定に加えられましたような損傷行為、殺傷行為が、本当に法律の規定しております趣旨が行き届くように、いわば現場の広い意味での国立公園の管理体制、自然環境保全地区の管理体制を徹底させなければいけないことが一つございます。

もう一つは、区域を定めて四輪駆動車とかスノーモビルの乗り入れ規制をするわけでございしますから、まずさしあたりどういうところを指定し、そこで規制をするかという準備が入るわけでございます。

前段の罰則強化に伴う管理体制につきましても、何度か申し上げるようで恐縮でございますけれども、やはりこういった法改正を機会に国民な

り関係者の意識を高めてもらうことと同時に、それに違反する事件を摘発いたしますが、指導できるような管理体制を考えていかなければいけないと思っております。その場合、おっしゃるようによろしく国立公園の管理員がふえるわけではございませんので、例えば民間の経験者に委嘱してあります自然公園指導員の制度、あるいは先ほど御紹介しました鳥獣保護員の制度などに、こういった法改正の趣旨をさらに徹底させていただいて、いわば住民なり関係者に対するPRの意味からも理解をいただきたいというように考えております。

それから二番目の、車馬乗り入れの地域指定につきましても、これはもちろん最終的には相当な広がりが必要ではないかと思っておりますが、当座は、いろいろなところで現に問題になっていること、その問題が続くであろうことの指定を急ぎまして、地元市町村との調整も要りますけれども、そういった規制の実際の場所を決めていきたい、そのように考えております。

○遠藤(和)委員 私は日本とカナダの比較をしてみたいと思ひまして資料を要求しましたら、こういう資料をいただきました。日本では国立公園の数は二十八カ所、公園の面積は約二百五十万ヘクタール、それから管理員は百十三人、カナダでは公園の数は三十四でございまして、この面積は千八百二十万ヘクタール、管理員は約四千四百人というところで、これを見まして私は思ったのでございますが、カナダというのは、この間テレビでもやっておりましたが、GNPは関西より低い、先進国ではありますけれども国力は日本より低く、先進国ではありますけれども、自然保護、国立公園の管理というものを大変積極的にやっておる。日本は管理員は百十三人でこの広い国立公園を管理しているわけでございしますが、一体どんな管理ができるというのでございまして、

か、この実態をまずお聞かせ願いたいと思ひます。

○山内政府委員 カナダの国立公園との比較では、先生御指摘のような数字の比較でございします。ただ、これは日本の百十三名という管理員が十分であるという意味で申し上げるわけではございませんけれども、カナダの国立公園につきましても、一部の例を除きまして地面そのものが中央政府の所有地である形をとっているわけでございします。したがって、いわばそのエリアの中では約四千人と言われる管理員が専ら文字どおり地面の管理あるいは風景地の管理をしなければいけないわけですが、日本の場合は百十三名の国立公園管理事務所を中心とする環境庁の職員のか、その中に市町村の行政体制もあれば都道府県の行政体制もあるわけでございします。もちろんこれは市町村役場の職員がすべてこれに動員されているわけではございませんけれども、例えば尾瀬のような場所の例で申し上げますと、尾瀬の入りの売店などは村が直接経営しておられる。そこでの利用者に対するある程度案内的な応答も役場の職員、村の職員がなされていらっしゃるというふうな実態もございします。

それから、もう一つ申し上げなければいけないことは、日本の国立公園のすべてではございせんせんが、国立公園で言えば五割以上が国有林、林野庁の所管地であるものでございしますから、営林署の常時の活動もこの中で行われているわけでございします。

そんなことで、百十三人がやっておりますことをカナダとの比較で申し上げますと、やはり率直に認めたいと思ひますことは、許認可のようなデスクワークに非常に仕事が集まっていることは事実でございします。といいますのは、地域によっていろいろな建物の変更とか、道路の建設の許可、あるいは学者が植物を採取に来た場合の許可事項なんかがございますものから、そういった意味でデスクワークに傾いている。それに比べてカナダにつきましても、私自身はちょっとカナダ

の国立公園、現地を視察しておりますが、入ってきた利用者に対するいろいろな自然解説と申しますか、利用者に対するいろいろな働きかけをしておられる面もかなり日本とは違った印象を受けて帰ってこられる方が多いようでございします。もちろん地面が中央政府の土地でございしますから、土地の管理とか経営している売店なんかの運営についても恐らく四千人の人間の何割かの仕事は割かれていっていると思いますが、そんな違いが出てくるのは事実ではないかと考えております。

○遠藤(和)委員 確かに日本の管理員はいわゆるデスクワークになっている、許認可をどうするかとかそういう役所の出先のような形になっておるわけですね。カナダの方は実地があるわけですね。環境整備とか警察権とかそういうものが含まれておりますから、より自然保護に即した活動ができる、この違いはあると思うのですけれども、こういうことを考えますと、実際に環境庁さんが直接国立公園の管理を本当にしているのだから、こう思うわけですね。デスクワークでは確かにしているけれども、それがまた、それを取得したばかりではなくて損傷したりした場合にも取り締まることができるといふふうになるわけでございします。が、実際の管理者の方には取り締まる権限はないのです。これは地元の警察の方と連動しなければならぬ、こういうふうになっておりました、環境庁さんの仕事としては、法律はつくったのだけれども実際やっていただくのは警察であり、あるいは市町村であり、ほかの役所である、こういう形になるのではないかとありますが、どうですか。

○山内政府委員 その点はまさに御指摘のとおりでございまして、いろいろな罰則に該当する事件を見出しまして、これは警察当局、司法当局への連絡通報によって警察に動いてもらうということに、今までの捕獲行為でもそうでございしますが、頼らざるを得ないのが現在の制度の状況でございします。

○遠藤(和)委員 具体的には、やはりこうした管理能力を補完するものとしたしましては、現地で地元の警察あるいは市町村の役人の皆さんと連動するということももちろんですが、最近では警務署の職員も公益部分の森林については保護しているというふうな感じが強くなっているわけですね。私はこの警務署の問題については、国有林野事業の独立採算制はそろそろ考えなければいけないんじゃないかと思っているわけですが、特に関係部分、自然保護にかかわる部分についてはむしろ環境庁が所管をする役所にしてはどうか、警務署の職員を全部環境庁に移管をして、できれば環境省をつくってそういう手足として働いていただく、こういうふうな体制にしていかねば日本の国立公園は守れないのではないかと、このような見解を持っているわけですが、どうですか。

これは本大臣に聞きたかったのだけれども、いかがでしょう、そういう考え方について賛同いたしませんか。

○山内政府委員 正直に申し上げて非常に雄大な構想でございます。私も私からはあれでございまして、ただ実情をまず申し上げますと、私も先ほどちょっと申し上げましたように、現に国立公園の地域の中で警務署が所管しておられる地域については、パトロールといえますか巡視を警務署の職員がしていただいております。私も一、二のところで、そういう方も実際は森林の保全の一環として利用にもいろいろ言葉をかけておられることを目撃したこともございます。それから、これは先生のおっしゃる構想とは意味が違いますが、実は林野庁からいろいろの意図で人事交流あるいは人事異動もいただまして、いろいろな部門からでございますが、現在までに林野庁関係者で十数名の方が私も国立公園の管理事務所の充実のためにおいでいただいているという事実もございまして、

そういったことで、私も、現状で高山植物の盗掘防止とかいったことでは警察庁ではなくて、

国有林のエリアについては警務署なども連携、協力を深めながらいろいろな国立公園の管理の問題に役立つ方向で御協力をお願いしていきたいと考えているところでございます。

○遠藤(和)委員 それから、鳥獣保護区の管理でございますけれども、実態的には鳥獣保護を猟友会がやっているのです。猟友会というのは鳥をとる方なんですよ。その人に鳥をとらないように守らせるといふのは、これはおかしいんじゃないか。私は、鳥獣保護といふのは猟友会がやるのじゃなくて、きちっと環境庁がレンジャー、専門家を育成して鳥獣保護に当たるといふのが建前だと思っておりますが、これはどうですか。

○山内政府委員 鳥獣保護員、これは公務員ではございせんが民間の方を都道府県知事が委嘱する制度のことを言っておられると思いますが、これは確かに最近の統計でも七割くらいは特許免許を持った方でございます。ただ、一つは、私申し上げたいことは、猟友会のポストで保護員になっていただくのじゃなくて、これはあくまで鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律による保護員として発令していただきますこと、それから、私、一方的に狩猟者の立場を言うわけではございせんが、やはり鳥獣に詳しいという意味の専門知識を持っている点では有力な、言葉は悪いかもしれませんが、それだけに頼っていることではいかかという議論は都道府県からもございまして、その他の領域の方にいかにかこれを広げていくということが一つの課題かと考えております。

○遠藤(和)委員 いわゆる民間の協力をどのように仰ぐかという問題にもなると思いますが、この法案を案出された方、人材の育成をしていかなければならない。これはボランティアの人が今大体国立公園には二千人ほどいらつしやると聞いておりますが、せめてこの二千人の方に国は例えれば交通費とか弁当代とか、何かそういう手当を出すべきであると思っております。勝手にボランティアの皆さんの皆さんにおんぶにだっこして管理をしている、こういう傾向があるわけではございますが、そういうボランティアの育成、そしてボランティアに対する諸手当あるいは教育、あるいは最近では民間にボランティア保険というのがあるわけですね。ボランティアの皆さんがボランティア活動をしているときに、例えばけがをしたとかそういう場合に集団で入った保険によって保険金をいただける、こういうことがあるとボランティアもしやすくなる。こういうことについて環境庁は今まで全然タッチしていません。ですから、例えばこういうボランティア保険に対して、環境庁は少しお金を出してあげるとか、この辺を考えていかなければいけないんじゃないか、このように思いますが、どうですか。

○山内政府委員 全国に環境庁からの委嘱ということで御尽力いただいております約二千人の自然公園指導員のことの御指摘と存じます。確かに今のところ実費的なもの、それから経費にわたるものが一切出されていないのが実情でございまして、六十一年度の十月からでございましたが、一応災害補償保険制度については、どう言いますしやうか、環境庁が音頭をとりまして一つの保険の加入システムだけはつくって今日に至っております。ただこれはあくまで保険料を含めて御自分の負担というところになりますので、現在全体の二割強の方が入っております。現在全体のボランティアで御協力いただく指導員の方への一つの手がかりとしては、災害保険などに関する何らかの国としての支援ができないかということも一つの検討材料と考えておりますので、なお今後そのことを考えてまいりたいと思っております。

○遠藤(和)委員 ぜひ御検討をお願いしたいと思います。それから個別の問題でございますが、沖繩の山原地区の国設の特別鳥獣保護区、この拡大指定を、あれはたしか稲村長官のときでなかったか、かなり古い話でございますが、現地で御約束をした経緯がありますね。その後、私も何回か国会で取り上げてまいりましたわけですが、いまだにこれは実現を見ておりません。これはいつやる予定ですか。

○山内政府委員 この点につきましては、私が知っておりますだけでも四年前に、当時の環境庁長官が現地でのいろんな発言もございまして、若干の県設の鳥獣保護区はあるけれども、何とかこれを国設鳥獣保護区に広げる、できれば区域についても広げたいということを言明して今日に至っております。率直に申し上げますと、その方向で県としても、あるいは私どもとしてもかなり力を入れて協議に努めているわけではございますが、地元公共団体を通じての利害関係者との調整などについてどうしても手間取る面がございます。一番の点は、一つは地元で主産業とされております林業との関係で、非常にこの鳥獣保護区に指定されることに對する、どう言いますしやうか、言葉は適切でないかもしれませんが、警戒感というものがございまして、今のところでは地元の同意が得られない状況になっていないわけではございません。ただ、これは県が立てました長期的な鳥獣保護計画の中で、早急な機会に我々が考えておりますような国設鳥獣保護区としての扱いが実現するように、なお公共団体ともども関係者の理解と協力をいただくよう、粘り強く働きかけたいと考えているところでございます。

○遠藤(和)委員 努力する、努力する言うて四年たつたわけですね。やはり政治家というものは約束を守らないかぬわけですね。それがこういうことが重なってくると政治不信にもなってくるわけですね。それは稲村さんが言ったからどうのこうのというのではないのですが、この辺はやはり早く約束を守って結論を出してほしいと強く要望しておきたいと思っております。

それから、私も現地に行つてまいりましたが、林道は今少少できてはいるわけですね。その縁に側溝があるのですが、ちっちゃな鳥とか虫がそこで

死んでいるわけですね。これはかなり問題にもなりまして、我が党から大臣にも申し入れをやったわけですが、この側溝の改良ですね。やはりちっちゃな虫や鳥がはい上れるようにするということが大事なわけですが、階段をつけたとかスロープにするとかそういうようなことをして、側溝の中で大事な珍しい鳥やあるいは昆虫等がなくならないようにしていく。この辺は環境庁が音頭をとってやればすぐできる問題だと思っております。この辺も非常に仕事が多い、このように私は思います。早く改良してください。

○山内政府委員 この点、かねての御指摘もございましたし、私も沖繩県とも、実情を知る方方といういろいろな方法を、どういう方法があるかというのを検討しておるところでございます。県自身は、若干の場合に補助金をつけてでも側溝の今おっしゃる意味での改良に応援ができないかというところも考えておられるようでございますが、私もどうしても、少なくともそういった道路事業なら道路事業を考へる事業者に対して行政上の働きかけをすることは可能でございますので、十分その点を意を用いてまいりたいと思っております。

○遠藤(和)委員 本当に早くやってください。四年もかかったら困るのですよ。やはりきちつとそういうものは国会でやりましょう、努力しようと言ったら、それはもうぜひ実現を見ないと、国会で努力しましょう、善処しましょうということはやらぬということや、こういうふうに国民の皆さんに受けとめられると、国会自体が権威がなくなっちゃう、信頼がなくなっちゃうのですよ。ですから、これは私と環境庁の皆さんの議論であるとともに、やはり国民の皆さんと環境庁が議論をしている、そういう場ですから、ぜひ早く、できたらことしじゅうくらいにやってもいい、こう強く要望したいのですが、明快な御返事をください。

○山内政府委員 国設鳥獣保護区の設定の問題につきましては、まことに残念でございますけれども

も、ことしじゅうにということに対して明快な答弁ができないのが実情でございます。しかし、極力粘り強く働きかけると先ほど申し上げました気持ちには強く持っておりますので、御了解いただきたいと思っております。

○遠藤(和)委員 それから石垣島でございます。先ほど来お話が出ておりますが、この白保の地区を国立公園の中に入れて海中公園にするというお話でございますが、私も大賛成です。ただ、北の方に移動するからいけるのかという話をしておりますね、山内さん。これは余り根拠のない話ではないかと私は思うのです。やはり国際自然保護連合、IUCNがこのように言っていますね。北の方の代替地も白保に接近をしている、白保のサンゴ礁はカラ岳東海岸側までも含む大きな生態系の構成部分である、新旧の予定地は一体であるということも指摘しているわけですね。ですから、新しいところには優秀なサンゴはないかもわからないけれども、そこにつくることによってこの白保の海中公園に指定する地域の水も汚濁するであろうし、生態系としては一体のものであるからその部分のサンゴを損傷する、こういう危険が十分にある、このように言っているわけでございます。しかるに山内さんはこのようにおっしゃっていますね。環境庁の山内自然保護局長の話として新聞に出ておりますが、「新予定地のサンゴ生育状況は白保に比べてかなり劣る。両地域は陸地からの河川の流れて分断され、潮流も白保へ向かわず工事の影響はないと考へる。」このように言っているわけですね。私は恐らくこの飛行場はできないであろうと推測するわけでございますが、できた後この工事の影響は全くなくて、白保に全く影響がないというふうになればあなたの言っていることは正しいかもしれないが、これは少しでも影響が出たらどう責任をとりますか。その責任をとるほどの権限で、責任でこの発言をされたのでしょうか、根拠を聞きたいと思っております。

○山内政府委員 確かにそのように私国会の場でも御答弁申し上げております。これにつきましても、環境庁が直接行いました全体二十二カ所の調査の結果、そのものと、その際に調査員が遊泳によって確認した状態、それから航空写真その他で確認できる潮流の流れ、それから轟川というちやうど中央部にあります河川からの土砂の排出状況、そういったことを判断しまして、その判断は私、今時点でも責任の持てる判断と考へております。

なお、そこから出てきます土砂による影響というところは、これはだんだん広がっていく傾向にもあるわけでございますから、それ自身、私もがせつかく海中公園地区に指定すると考へている地域にも、その轟川は新しい空港予定地よりもっと近いところにあるわけでございますから、その影響に対してどういう対策をとるかということ、海中公園にすることに伴う一つの政策課題として大きな問題と思っております。その点私も、技術的なところを含めてどういう点があるかは、轟川の土砂の排出状況については、県を通じていろいろなデータをこれから集めていかなければならないと考へておる実情でございます。

○遠藤(和)委員 これはいわゆる県がアセスをやるわけですね。アセスをやったものに対して長官は法的には今度の場合は意見を言えませんが、公営水面埋立面積が五十ヘクタール以下になりますから、しかし、これは意見が言えないからといって環境庁は知らぬ顔というわけにいかぬと思うのです。やはりこの問題についてきちつとした知見を得て環境庁は態度をはっきりしなければいけない、私はこのように思っています。

それから、今自然保護局長がおっしゃったのは、アセスをやる前にそういうふうな話をすることは、本当はおかしいのじゃないかと私は思うのです。やはりアセスをやった、その実態に対して話をするというのはわかるのですが、何もアセスもやらないのに大丈夫だろうというふうな予見は非常に禁物である、このように私は指摘をしておきたいと思っております。

つと北の方に飛びまして青林林道です。これは建設中止になりましたが私も見てまいりました。白神山、ここを林野庁さんの方は森林生態系保護地区に指定をしまして、保存地区が一万百ヘクタール、保存利用地区がその他の周辺六千五百ヘクタール、合計一万六千六百ヘクタールにしようとしているわけでございますが、環境庁としてこれを自然環境保全地域に指定する考へえはありますか。

○山内政府委員 環境庁がみずから実施いたしました自然環境保全基礎調査、いわゆる緑の国勢調査というところでありますが、これによりまして御指摘の白神山が我が国有数の自然の恵まれた地域であるという認識を持っております。そういうことで、私もとしては自然環境保全地区の検討対象地域としてかねてから考へているのはそのとおりでございます。今後何とかこれを具体的な指定に向けて、林野庁を初めといたしまして関係機関との調整が成り立ちますように作業に努めてまいりたいと考へているのが実情でございます。

○遠藤(和)委員 瀬戸内海国立公園についても伺いたいと思っておりますが、私、最近瀬戸内海の上を飛行機で飛ぶことが多いのでございまして、瀬戸大橋開通前から比ますと瀬戸内海の島々の乱開発が相当進んでいるような印象を受けました。どの島もかなり土砂の採掘が広範囲に進んでおりますし、緑が少なくなっております。そして、土砂の採掘現場の近くの水は例の沖繩本島の赤水のような状況が出ておまして、かなり水が汚濁を始めておる。こういうふうな状況があるわけでございますが、最近のこの瀬戸内海国立公園の中におきます工造物の新増築に対する許可認可の申請件数、これはいかように推移しておりますか。

○山内政府委員 一つの傾向を知るために数字を申し上げたいと思っておりますが、今お話のございました瀬戸内海の国立公園内の許可あるいは国同士の協議の処理件数の最近五年間の推移を見てみますと、工造物の新築、増築というところで取り上げますと、五十九年五百四十二件、六十年三百七十

件、六十一年三百二十六件、六十二年三百四十二件、六十三年が四百一十一件となっております。五十九年の数をどう理解するかによりますが、微増というの筋ではないかと思えます。一方、全国の国立公園、これは本庁で所管しました件数だけを、過去三年間だけで恐縮でございますが、見てみますと、六十一年で七百四十一件、六十二年が八百七十七件、六十三年が八百六十五件という傾向をたどっておりますので、全国もかなり伸びておる中での数字としては一般的な国立公園内の件数の傾向に準ずる伸びといえますか、並みの伸びを示しているのが実情ではないかと理解しております。

○遠藤(和)委員 許可件数とその広がりというのはまた別問題だと思っております。例えばそのほかにも、あそこは昔から墓石だとか優良な石の採掘が進んでおりました、そういう許可件数は昔からありました。しかし最近はそのような需要ばかりでなくて、建築ブームがありますからすくすく土砂の搬出というものも多くなっているわけですね。

そこで私、この瀬戸内海国立公園におけるそういう島の部分の乱開発の状況とともに、水質の汚濁状況というの、いわゆる生活雑排水とか産業系排水の枠の中になんかいう開発による汚濁、こういうもののデータはないのではないかと思えます。したがって、もう一回この瀬戸内海国立公園の中における環境破壊はどうなっているのか、一遍総合的な調査をしてみたい、このように思うのでございます。いかがでしょうか。

○山内府委員 先生の御指摘は開発に伴う海水の問題も含めた文字どおり総合的な点での御指摘でございますが、私から申し上げることができますのは、いわゆる緑の国勢調査という形で五年に一度の区切りで瀬戸内海の沿岸を含めまして国土全体の植生と申しますか緑の現況を把握しております。ただこれは過去の数字を申し上げるよりも、むしろ具体的にその植生の一つ一つがどう変わったかということを押さなければいけないと

考えまして、実はことしが第二年度になります。現在の緑の国勢調査では改定状況を把握するため調査を始めたところでございまして。ただこれは始めたばかりでございまして、どうしても結果の概略を知る時点としても平成五年度まではかなりうなわけでございますが、その中では、瀬戸内海部分を含めた緑の状況についてはかなりの把握ができるというのを私も期待しているところでございます。

○遠藤(和)委員 それは今までやった継続としてぜひ続けてもらいたいとともに、最近人工衛星から見れば荒廃状況というのは一目瞭然とわかるわけですね。ですから、国土地理院等とも連絡を取りまして、具体的にどのように進んでいるのか、これでは危ないのではないかと、その総量的な取り締まりをやるべきかどうかということも含めて、きちっと瀬戸内海の環境保全を、環境庁は各省調整する官庁でございまして、総体的には政府のいろいろな機関と連携をとって瀬戸内海の保全というものを考えていただきたい。こういうことができる官庁ですから、ぜひお願いしたい、このように思います。どうですか。

○山内府委員 先生御指摘のような方向で何か具体的な工夫ができないか、なお少し研究してみたいと思えます。ただ私どもとしては、先ほどの環境保全現況調査というものは、これからは含めまして五年ごとにはちゃんと把握をしていきたいということで、まずそういった全国に網をかぶせた調査費について、かなり年々の予算額も大きいものでございますから、それを確保することとに力を入れているわけでございまして。それから、今人工衛星の情報を使ってということもお話ございましたが、この緑の国勢調査でも、全部を含めてそういった人工衛星データも加味しながら今調査を続けていることが実情でございます。

○遠藤(和)委員 ありがとうございます。残余の質問は大臣がお越しになってからやらさせていただきます。ありがとうございます。

○戸塚委員長 寺前殿君。

○寺前委員 お疲れさまでございます。今回のこの自然環境保全法、国立、国定公園の特別保護地区において、車馬の乗り入れに加えて動力船の使用、航空機の着陸の規制を追加することなど、自然環境を保全するための積極的な改善策をとられる、これは賛成です。賛成ですが、それを進めていく上での幾つかの問題、聞いてみたいと思うのですが、まず第一にスノーモービルの問題です。

北海道の知床国立公園では、特別保護地区までスノーモービルが入り込んでいて、植生の破壊やオジロワシの繁殖への影響も心配されているというところをこの間ある雑誌で読みました。また、高山植物や野生植物の豊富な大雪山の国立公園内にも入り込んで問題になっている新聞記事がありました。支笏洞爺国立公園特別保護地区のオコタンペ湖周辺にも入り込んでいます。スノーモービルといえは北海道の六割方が札幌に集中している。中山峠から無意根山、余市岳など近郊の山に集中している。札幌管営林署によると、無意根山には三月から五月、一日五十台から入り込んでいます。高山植物や動物を傷つけ、ナキウサギを追いついていくという姿も見られる。管営林署は、去年の十一月から国有林や道有林への乗り入れを認めないという立場に立って、十五カ所に立て札を立てたけれども、立て札だけでは余り効果がないという実態にあるようです。環境庁の北海道地区国立公園管理事務所によると、知床国立公園などで進入道路に障害物を設置したり立て札をして何とか思っておられるけれども、なかなか難しいですわとここで言っている。この間私の方で調査に行かせたら、そういう報告でした。

そこで私は、せっかく今回こういう法改正をやるのだから、やったことが効果あるようにぜひやっていただきたい。私は、まず賛成の立場から、知床や支笏、洞爺湖などこれから夏に向かっていくに当たってまた人が出入りするだろう、冬になったらまたスノーモービルも出てくるだろうというところを考えると、せっかくつくった法律

は、細則ちゃんと決めて、特別地域の指定を早くやるということは大切だと思っております。もうさんざん破壊されている事態にあるだけに。ですから少なくとも衆参法律が終わったら、六月には会期は終わるということになっているんですから、六月ないし七月には、ちゃんと準備をよくしておいて、そして具体的にそういう知床とか支笏、洞爺などの指定をすくすくやっていただきたいということが私の要求の一つです。

それから国立公園の管理官というのは北海道で見ると十名おられます。全国百十三名だ。せっかくこういう規定をやったって、さてこれだけの人数だけで果たして仕事ができるのかいなとこれまた不安です。私は、積極的にこういう管理官の定員をきっちり増員してもらい、ふさわしいようにやってもらいたいというのが第二番目の要求です。

第三番目に、このような車が入り込むわけですから、スノーモービル一つとってみてもこれは免許が要るわけじゃない。一日五十台から入っている。そうすると本人自身の交通事故の問題というのもしまわってくるんです。またこういう諸君たちが、免許があるわけではないから自然破壊の問題について平気でつぶしていくということもある。あるいは動植物に対する問題も起こってくるであろう。ですから、こういう諸君たちの指導をどうするかという問題がこれまた次に対処しなければならぬ問題としてあると思っております。それに対する対処をちゃんと準備しなかつたら、せっかくの法律が値打ちがないんじゃないか、この三点についてお答えをいただきたいと思えます。

○山内府委員 まず第一点は、せっかく法改正をお認めいただいたとした場合の実際の施行について一日も早くこれを実施すべきではないかという御指摘だと思います。特に具体的には、新しく地域指定することが可能になります国立、国定公園の中の特別地域での地域を指定してのスノーモービルの乗り入れ区域の問題であるかと思えます。これにつきましては、今お挙げになりました地例示の場所は今回改正の背景でもありますし、地

元でも問題意識が非常に高いとは思いますが、なお具体的に区域を設定します場合は地元公共団体との調整を図って逐次指定していくということが必要でございますので、先生御指摘のような、できるだけ早くこれを実現していくという方向で施行に努めてまいりたいと考えております。

そういう問題も含めて、現在の国立公園の管理員の体制、増員が必要ではないかという端的な御指摘かと思いますが、過去を振り返りますと環境庁ができました当時は五十名台の管理員が現在百十三名になっているのも一つの事実でございます。ただ、現在のいろいろな公務員の人員制度の中で今後これを大幅に伸ばしていくということにはかなり難しさはあるかと思いますが、今回の法改正を一つの材料としてその面では努力したいと思っております。また、先ほど来申し上げておりますいろいろな指導員制度、保護員制度なども組み合わせながら法的確な、効果のある運営ができるように努力していきたいと思っております。

最後に御指摘の件は、確かに一つの政策的な手だての方向として御指摘されたと思うのでございますが、今当座考えておりますのは、個々のスノーマービルの乗用者といえますか使用者に対する指導は、これは現場の問題になるわけでございまして、何かそういうものを取得する過程で、スノーマービルを購入なさる方にいろいろな留意事項が伝わるような仕組みを考えてみたいというようなことなどを考えております。なおこれもまた、何か制度的に考えるとすれば関係省庁においても議論していただかなければいけない性格のものもあるかと思っておりますので、とりあえずの方向とまた大きな方向も組み合わせながら検討させていただきたいと思っております。

○寺前委員 次に、今回の法改正で鳥獣の殺傷や卵の損傷についても新たに規制するなどの改善措置がとられております。これは私は賛成です。同じように、こういう鳥獣の殺傷や卵の損傷が起ころぬようにしようという気持ちを生かそうという、先ほどから問題になっているかすみの問

題というのはその中の重要な一つの問題になってくるところです。かすみを使つてはならないというのが提起されたのが恐らく昭和二十五年じゃないでしょうか。そうすると、あれからもう四十年たっています。昭和二十五年当時こういうかすみの規定を出したということは国際的にも積極的な意味があったとは思ふんです。ところが、看板倒れになってしまったんじゃないでしょうか。結局具体的にかすみとは何ぞや、これははっきりせぬままでしょう。防鳥網や言うたら関係ないんやとか、漁網や言うたら関係ないんやとか、名前の使い方の問題だ。これで、せつかく四十年前につくっておきながら、後具体的にかすみ網の規定を明確にすることもできなかったし、野放しになっているというのが実態じゃないだろうか。そこでちょっと聞きたい。一体どれだけ生産されているんだらうか。漁網として使われる分野は使われているのは年間にどれだけ売り出されているのか、それがわかりませんか。それもわからぬのですか。片一方で、捕まっている数字というのは確かに環境庁の資料を見ておたつて出てきます。何ですか、例えば「密猟の摘発状況」という資料を見ると、中部地域等の八県で十年間に五百七十一人の検挙者になっていくという。そういう捕まえた方は単純明快にいきます。だけれども、捕まえてないところに問題があるんだから、その問題のところにどれだけ——大したことはない、かすみ網の売り出されているのは少数なのか。かなり使われておいて、これがいつとき暴力団の資金源にもなったと言われるほどあれで小鳥をとった問題が生まれたこともあるんだから、そう野放しにするわけにはいかぬや、こういう問題として言えるのか、それがわかりませんか。漁網というのはのはだけ使われて、かすみ網というのは年間にどれだけ生産があるのか、これは調査できまつか。大体の見当でもよろしいが、言えまつか。どうです。

○広沢説明員 御指摘のかすみ網の生産でございすけれども、実際にかすみ網としてどれだけつくられておるかということについては、いろいろ試みておりますけれども把握ができておりません。

これは先ほどちょっと御説明させていただきましたが、かすみ網と申します場合に、そのものになります網生地自体は漁網と同じものが使われておるものでございす。恐らくはこれを買つてまいりまして、それをいづれかの段階でかすみ網として仕立て上げる、こういうことでございす。その仕立て上げる工程といいますが、網生地、その両端にリングをつける、それから糸を張る、こういう非常に簡単な工程でございす。それともいって自分がこれをやっておると言う人はだれもないわけではございまして、恐らくかなりの部分はかすみ網の密猟をやっておる人自身がまたつくっておるといふことも考えられます。その程度の簡単な作業でございす。したがって、今御指摘のありましたかすみ網は一体どれだけつくられておるかという点については実態がつかみづからかでないというのが残念ながら現状でございす。

○寺前委員 環境庁、国立、国定公園内でのように使われているだらうかという実態調査、恐らくこういうことになっているんじゃないだろうかという調査、あるいは国有林は林野庁が直接持っているんだから、林野庁におけるところの実態、どのようにやられているんだらうか。今通産省が製造の方から言われたが、ようわからぬかった、こう言うんだけれども、わかるような調査の仕方はないのかい。

ともかく、四十年前に世界に先駆けて積極的な役割をしたと法律上は言つたつて、絵にかいたもちであつたら直打ちがない。具体的に調査をやつて、これは大変なことになっているからこうしようじゃないかというのを関係省庁集まつて調査と検討を直ちに開始する、手の打ち方はみんなが本当に集まつて知恵を出したら、あんなに賢い人

ばかりだ、できない相談ではないと思う。そういうことを私はひとつ環境庁に率直に聞きたい。これが一つ。

それから次は、「特定鳥類の飼養状況及び輸入状況比較表」というのを見ると、八八年度で国内産のメジロは三万四千七百四十五羽、輸入鳥は三万四千四百四十五羽、マヒワの国内産は七百四十九羽で、輸入鳥は三千七百羽とか、こうなつていす。問題は、かすみ網による密猟が絶えないという問題、メジロやホオジロ、ウソ、マヒワなど国内産の鳥が輸入物として売買されるという事態が生まれているんです。国内産の方は知事の許可を受けて鳥に足輪をつける。ところが輸入の方はそうじゃない。証明書だけだから何もそういうことにならない。そうすると、国内産のものを輸入鳥やと言うて売りつけて、高くしてもうけようかというふうな事態が現に起こっているわけなんです。こういうのはやはり不合理な問題だ。この際にあわせて、こういうことに対する規制強化をどうするかという対策をきちんとしてもらふ必要があるのではないだろうか。見解を求めます。

○山内政府委員 まず、かすみ網の件でございす。これは実は先生のお言葉を返すようで恐縮でございす。二十五年度九月以降かすみ網の使用に罰則をもつて臨んだという点は、これは絵にかいたもちではございせん。現在これは生きていくわけでございす。それでそれが後を絶たないので、警察による摘発だけでは何ともならぬので、そのもとに立ち入って製造段階で禁止できないかというところで、先ほど来通産省から御答弁がございすように、製造を禁止するという法律を考えますときに、それを罰則をもつて臨むための法律的な定義がなかなかできないということでございます。ところが使用の方は、場所からいって結果からいって野鳥が明らかにひつかつていくわけでございすから、警察は別にその定義に、時々定義がひつかかる事例もございす。多くの場合はほとんど定義にこだわることなく検挙ができていくわけでございす。それが先

ほど数字もお挙げになりました、過去十年間で数百人に及ぶのでございます。ただ、先ほどもお話がございましたように、最近非常に悪質化している、逆に言いますと罰金の適用状況も最近かなり高い罰金の例が出ておりますので、検査の方もやはりそういった悪質化を反映しているかなというふうに思っております。何度か申し上げておりますように、この問題は警察当局も入れた私どもの協議機関の大きな課題でございますので、今後の問題にも持っていきたいと思っております。それから、先ほど来通産省が実態調査を踏まえて非常に踏み込んだ検討をいただいておりますが、これも、実は通産省も含めた私どもの協議の結果でございますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

ついでに申し上げますと、二十二年以前はむしろかすみ網を法定の猟具として認めていたような時代もございました。それを全く反対、百八十度転換させたところが当時画期的な猟法の禁止だと言われたというふうに理解しております。

それから、違法な捕獲との識別のために輸入鳥にも足輪をという御指摘でございます。先ほどお挙げになりました数字のとおりでございますが、例えば、国内で飼っておりましてメジロの三万四千羽というのは一回足輪をつけましてそれで大体しばらく済むわけでございますが、輸入の方は毎年三万四千羽入ってきますので、これに足輪をつけるというところは、順序は逆かもしれないけれども、まず行政体制として考えました場合にも検討しなければいけません。輸入鳥になぜ足輪まで義務つけて規制するかというところは、言いかえれば、違法につかまえて国内で飼うことを防止するための、その意味では間接的な公益上の必要から足輪を義務づけるわけでございます。そうなりますと、それによって事故が起きた場合に、果たして輸入鳥にまで足輪に及ぶことが法制としてかなうかという議論も出てくるわけでございますが、

そうはいいまして先生御指摘のように、それはそれとしても違法捕獲を直接防止する方法は何かほかにいろいろあるのではないかとお気持いかと思っておりますので、そのこともあわせて考えながら、今いろいろの意味での検討をしているのが実情でございます。

○寺前委員 次に、今度の法改正によって積極的な役割をぜひ果たしていただきたいわけですが、自然環境破壊が、こうやって一方で守るという方向を打ち出しながらリゾート開発で今度は破壊されていくという、これは大手企業の手によってやられていくという面を見逃さしておったならば、これは何をしていることかわからぬということになってくるわけですよ。

環境庁の調査を見ますと、九〇年三月現在で国立公園、国立公園内のゴルフ場の状況というのは、特別地域が四十二カ所、普通地域が二十六カ所、国立公園の特別地域が四十一カ所、普通地域が五カ所、こう書いてあります。そして七四年以降、審査指針で開発に伴う形状の変更を認めなくしたために増加していないけれども、普通地域では八六年二カ所、八七年三カ所、八八年三カ所、八九年二カ所、年々普通地域におけるところのゴルフ場は増加している。全体的に見てもゴルフ場が二カ所という方向にずっと動いてきて、総面積で二十万ヘクタール、東京都全域の面積に匹敵する。ゴルフ場がどんどんつくられていっているわけだけれども、国立、国立公園内においてもこうやって進んでいく方向を見ていると二百カ所ぐらいになっていくのではないだろうか。一割ぐらいが国立、国立の範囲に入ってくる。そうするとこのゴルフ場問題というのは、災害の分野から、保水の分野から、あるいは水質の分野から、国立、国立の場合には特別に考えなければならぬというふうに私は思っています。そういう意味において、特別地域の場合には禁止、つくらせてはダメだけれども、普通地域は許している、だから普通地域も一切認めないという方向に、この際打って出ることが必要じゃないかというふうに

私は思うんですが、いかがなものでしょうか。

○山内政府委員 私は、国立公園の普通地域について禁止的な規制をすることまでは実は考えておりません。ただ、先生御指摘の数字の中にもございましたように、最近普通地域の中でゴルフ場の建設が増加傾向にあることは事実でございます。そうなりますと、普通地域というものは本来はその地域だけで風景が成り立っているところではございませんから、今までもゴルフ場のような形のものを含めても差し支えないと判断しておったところでございますが、数が多くなればそれが本来の特別地域の風景にも連綿性を持つてくるということから、やはり何かの規制を考えなければいけないということで、禁止を考えているわけではございませんが、自然の植生の保全等に着眼した何かの規制基準を決めたいということで今検討している状況でございます。

○寺前委員 これはひとつ積極的に全面的に検討してもらう必要がある。しかもこれはリゾート法が一方でできているから、待ってましたとばかりにずつとなっていく。最近の事情を見ても、十七府県で調べてみたら、国立、国立公園内のゴルフ場数は三重県で五カ所、栃木県で五カ所などなど十四カ所が新設されるというふうに、やはり依然としてどんどんどんどん増えていっているんです。これは播るがせにできない問題だから、きちんと一切認めない方向で打ち出すのか、いずれにしたって厳しい規制をやらなかったら大変なことになるといふことを私は申し上げておきたいと思っております。

そこで最後に、実は私は驚くべきことを聞かしてもらったんです。鹿島灘にある工業地帯を建設するときに、幾つかの町から土地を提供させてあの地域をつくられたわけですから、あの地域の地帯の一つに神栖町という町がありますね。その日川地区の沖の洲のところが代替地として提供するということが神栖町の人々が鹿島工業地帯建設に協力したという歴史があるんですね。ところが、この沖の洲をゴルフ場にするとしたら

問題が出てきて、その関係するところの神栖町の公害対策町民協議会なり当該の日川部落、農民組合などがゴルフ場の建設中止ということをお願い出すし、茨城県内水面漁業協同組合連合会や常陸川漁業協同組合、波崎共栄漁業協同組合など、建設認可の取り消し、あるいは鹿島南部青果物共販連合会、土地改良組合、水利組合などなど、ずうっとのろしが上がっていくわけですよ。そして、もともこの工業地帯建設に協力してそこに土地をもらうんだ、もらったんだという方々が、何だ話が違ふじゃないか、おれらの土地だと思っておったのにいつの間にかやらそんなことをされていくのかということ、土地を返せという声まで出てきているわけですよ。この事実、知っていますか。

○山内政府委員 代替地として提供したものを返せという形での議論になっているということ、情報としては聞いております。

○寺前委員 これは環境庁は関係ないとは言わせない。なぜかというたら、ここは第三種のゴルフ場をつくられぬ地域だったんだ、この中洲は。それを知らずさんが申し出てきて、あれを何とか変えてくれぬか、普通地域にしてくれや、普通地域やったらおれの権限でゴルフ場できるさかい。そういうことでは。私はここに知事さんの申し出になったものを持っています、その文書。そう書いてある。梶木さんが環境庁長官のときです。事実、一九八三年に提起されて、そして三種から普通地域に変えてしまった。何でこれは変えたんですか。県がその土地に対しては、もうゴルフ場建設をしようという連中に対しては、明確にして土地を渡しておる。ほかの者に対しては、いまだにどこが自分の土地やわからぬというふうな、これはまた伏魔殿みたいな話なんですけれども出ておるんです。念書で土地を渡すというだけであって、どこが自分の土地やわからぬ。何ぼ聞いたらわかんないや。ところが、特定のゴルフ場をつくる者には明確に、この土地やと、こゝなる。私が聞きたいのは、何で第三種を普通地域にしたのか。もう意図的にやっているという以

識の啓蒙になるのではないかと思います。あわせてまた管理体制の充実につきましては、財政面あるいは定員の確保は非常に難しい状況にございます。

すが、その面についても十分努力をしたいと考えております。

○中井委員 尾瀬の入山料を取るとか取らないとかいう形でのかなり議論がございます。これらの論争の経過あるいは結論はどのようなになったか、お聞かせをいただきます。

○山内政府委員 尾瀬の問題につきましては、かなり各方面に議論を呼んだといえますが強い御指摘をいただいております。ある意見としては、あの中で限られた数とはいえないが宿泊ができるという状態がむしろ問題ではないか、むしろそれを減らす方向で考えられないかという根本的な議論もございしますが、私どもは、ある程度限られた状況での宿泊利用ということは、国民の国立公園の利用のために最小限度必要ではないかという前提で、しかし今のまま放置しておきますというわけの排水による沼や尾瀬ヶ原の汚濁問題が進んでくることが懸念されますので、まず排水対策をきちんとやるのが先決ではないかという考えをとったわけでございます。

ただ、こういった排水対策を、山小屋なり公衆便所などの整備しますとどうしてもメンテナン、管理に費用がかかる。それをどうするかというところで、実は私も一つの案として、これを立ち入る人から費用負担としていただけないかというのを考えたわけでございますが、入園料というような言葉で報道されたこともございまして、非常に地元の方から反発を受けておりまして、何かそういったお金で言うのじゃなくて、国が全部費用を出してでもやるべきではないかという議論が底流にあるようにも理解しております。しかしながら、その後、尾瀬の問題だけのために関係します三つの村の村長さんと三つの県の部長さんに直接お集まりいただきまして対策協議会を重ねておりますが、昨日でございしますが、ことしになって初めての対策協議会で、何とか五年計画ぐらいの間隔で排水処理対策をはっきり位置づけていこうというところまでは協議会メンバーの同意を得たところでございます。費用負担と

か管理の組織についてはこれからなお検討するという限りでの気持ちの交流はつなげたと思っておりますのでございしますが、なおこれを具体化するには我々なりにいろいろ工夫をしなければならなと思っています。

それからまた、ちょっと時間がないかもしれませんが、何か法律のような裏づけでこういって場所の入園料をいただくというようにすることもできないかということも内々検討したりしておりますのでございしますが、例えば東京都内にごさいます新宿御苑でございしますと、これは環境庁の地面でございしますので一人百五十円いただくことができるのでございしますが、尾瀬につきましては、そういう意味では私も地主でございしませんところから、直ちに簡易な法律構成で入山料を取るとは難しいのじゃないかという議論もございします。ただ、そうはいっても、一日一日尾瀬の自然は推移しているわけでございしますので、何とか理解を得ながらこの問題に取り組みたいということで、特に北川大臣からもこの問題についての対応を強く指示を受けておりますので、努力しているつもりでございします。

○中井委員 当然国民は税金をお払いになっております。国にとっては自然を保護し、守る、こういったことも国の根幹の大事な事業でありますから、改めてまたお金を取るということについてはいろいろと議論はあろうかと思っております。しかし、どんだんと都市化が進み、文化、文明が進むこの日本で自然を本当に楽しみたい、自然の中でリフレッシュをしたい、こういう声も本当に大きくなつてまいりました。同時に、休暇がどんどんとふえてまいりました。余暇利用、それもかつてのようにな男だけ遊びに行くということではなしに家族そろっての余暇利用、こういってこともふえてくるわけでございします。同時に、日本人というのは珍らしいもの、見なれていないもの、そういったものを世界でも一番見たがる、一人が行けばみんなが行きたがる、こういう国民性でもあるわけでございします。自然をそのままだれもいない形で守るな

んというところは到底できません。人数がふえればふえるほど守り通しておる自然が汚染をされていく、これは当たり前なことでもあります。したがって、みんなが行けば行くほど自然を善意の中で汚しておる。今回のこの罰則強化等も、こじつけるわけではありませぬけれども、自然を傷め、あるいは傷つけた者から罰金を取る、こういってことでありますから、善意の人たちの罰金というわけじゃありませんけれども少しの負担をいただく、そのお金でレンジャーの人たちの数をふやしていく、あるいは環境を守る、こういってことに環境庁は有効に使われるべきだと私もは考えておりますが、もう一度御答弁をお願いいたします。

○山内政府委員 私ども、尾瀬のような国立公園の特別な地域の費用負担というのはどういう性格の負担として理論構成というか制度構成していくかということも、先ほど言いました検討の中であるいろいろな議論が実はまだ整備し切れていないところでもございします。ただ、私どもとして今考えておりますことは、排水設備のメンテナンスという非常に直接的な経費にむしろ限った方が御理解も得られるし、制度的な仕組みもできるのじゃないかということ、全体的な管理体制の費用そのものに及ぶ議論まではし切っておりませんが、しかし気持ちとしては、お金の負担はあるけれども、それだけ気持ちのいい国立公園利用ができたという実感を持って帰れるような体制にすることが基本だと思っております。

なお、御存じかと思いますが、駐車場のようのものであれば、これは場所にもよりますが、私どもで自然公園の美化財団というものをつくりまして、有料にするかわりに近隣に緑化を図ったり快適な環境をつくったりするといような仕組みもございします。そんなことも、尾瀬に直接当てはめることは難しい点もございしますが、大きな一つのあり方の中では考えていく作戦ではないかと考えております。

○中井委員 尾瀬ということだけではなしに、日

本じゅうにこういう地域は幾つかあるかと思うのです。そういったこと全体でお考えをいただき、また私どもも議論を進めさせていただけたらと考えております。

それからもう一つは、鳥獣保護及び狩猟の法律の改正も行われるわけでありまして。前回改正になりましたたしか五十三年のときに私議論したことを覚えていらっしゃるわけですが、私個人の考えとして申し上げますので、環境庁も率直にお答えをいただければありがたい、このように思います。

狩猟やあるいは鉄砲の法律が環境庁管轄の法律としてあるところがあるがどうもなじまないのではないかと。鳥獣を保護する、こういう形であるならばいいけれども、一方でこれを殺傷する、捕獲をする、また、それを捕獲する鉄砲というものを許可する法律を環境庁担当で置いておくというのはどうだろうかとの委員会でも、十年ぐらい前になると思いますが議論をいたしております。この点については、政務次官おられますから率直に御感想を承たい。たしか、そのときも政務次官が御答弁になったと思うのです。当時大蔵さんが政務次官でいらしたつたかなと思うのであります。が、彼女は、狩猟というのはスポーツではあります、鳥を殺す、けもの殺すというのは私は嫌でありまして、こういう御答弁をされたように記憶をいたしているわけでございします。

同時にもう一つは、この法律の中で、鳥獣を捕獲する、あるいは狩猟をする——日本の場合には空を飛んでいる鳥、あるいは山にいたるけものといふのはみんな国民全体のものだ、だからどこでいけなく期間を設けるんだ、とってはいけない場所をつくるんだ、こういう発想で法律ができておる。しかし、環境庁の姿勢からいって、こういうやり方をいつまでも続けるべきではない、逆に、本当はとってはいけないんだ、あるいは殺してはいけないんだという中で、国民の議論をして理解の中でこの部分とこの部分で狩猟ができる、こう

いう存在にすべきではないか、こんなことを私は前々から考えております。

この二つの点で答えをいただきます。

○山内政府委員 事実におたる点だけ答弁させていただきます。

まず、最後におっしゃいました狩猟の制度の基本的な構え方を、本来認められてないものがあるところでは認めるということではどうかというところは、これは今でもかなり強い議論が関係者から提起されております。それから、逆に狩猟家の間でも、これだけ狩猟鳥獣が減ってくるとそれを考えたいという声もございまして、これは大きな考えとして十分検討しなければならぬ課題だと私も思っております。

なお、環境庁という役所が鳥獣保護の面と狩猟制度の面を預かっていること、説明としては、メリットの面もございしますが、これは林野庁にございまして行政を一体として環境庁に持ってきたという経緯のもとで、いわば今としては環境行政、自然保護行政の一つの中身としては私一身に背負っておりますものから、ここでもちょっと私からの感想は申し上げにくいところでございます。

○木宮政府委員 先生の御意見、全くそのとおりだと思います。私も原則禁止でもってこれから行政をやっていくべきだろうと思いますが、大いに検討させていただくようにしたいと思っております。

○中井委員 また十年たったと同じ質問をせぬでいいように、ぜひともお願い申し上げます。

それから、あるいは今までの委員会が議論があったかもしれませんが、私初めてこの委員会に出てまいりましたものですから、党としてお尋ねをいたしますが、長野県で一九九八年の冬季オリンピックの招致運動が行われております。この場所設定等をめぐりまして自然保護団体といろいろなあれがございまして、ついには場所を変更する、こういう形で現在招致運動が行われている。このように承知をいたしております。昔、環境委員会におりましたときに、何年でしたか、北海道札幌オリ

ンピックの跡を見に行つたことがございます。恵庭山が何かの滑走コース、これはつくつてはならないところをオリンピックだということで無理やり開発をして、条件として、使つた後またもとどおりやり直すということ、それがうまくいってどうかどうかを視察に委員会として行きました。大変むなしというか、残念な思いをしたことを思い出しております。今回そういったことがなく場所変更という形で解決をして。このことは、その当時から今日までの間に環境問題というのが随分重要になった、このことを痛感すると同時に大変うれしく思うことでございます。この間の経過と、そして今回新しく候補地として挙げられた地区も国立公園で特別地域になつておる場所だ、このように聞いております。こういう場所でもコース変更が行われて、環境庁としてこれを承認されておるのか、その点も含めてお答えをいただきます。

○山内政府委員 札幌オリンピックの恵庭岳コースの復元状況につきまして専門家の目からもかなりの成果を上げたという評価はいただいておりますが、確かにこれは一般的な景観としても、復元といひましてはまだ初期の段階でございまして、これから相当の年月を要してもとに戻るといふ状態というふうに私は理解しております。

長野県での滑走コースの問題でございしますが、実はかねて問題になつておりました場所は国立公園の普通地域であるところから、このコースについて直接環境庁としての判断を申し上げたことはございせん。ただ、もしコースが非常に高いところになれば特別地域に上ってくるから十分な審査をしなければならぬという態度で対応をしておりましたが、むしろ環境庁の意向ということとは別の次元でこのコースが変更されたというふうに私は理解しております。

先生御指摘のように、既設のスキー場である八万尾根ともう一つ予定があると思いますが、ここにつきましても現在のスキー場そのものは国立公園の区域外あるいは問題のないところと理解して

おりますが、さらにオリンピックで使うとなれば若干の拡張などが議論として出てくるのではないかと思います。そのときには、場合によっては国立公園に及ぶことも考えられますので、その段階では十分注意しなければならぬと思っております。すが、裏岩山のように新しく斜面を使うという話とは違ひまして、今のところ関係者の方からも特に大きな問題の指摘はないものと私は理解をしております。なお、今申しましたように、具体的な段階では相当注意をして自然公園法に基づいた手続で対応しなければならぬと考えております。

○中井委員 繰り返しますが、事前に相談があるわけですが、環境庁も今の場所なら、今度使おうという形で計画されている場所ならいいと許可を出されている、そういうふうに理解していいわけですか。

○山内政府委員 そうではございませんで、今の段階では八方尾根コースをオリンピックとしてどう使うかまだ決まつたわけではございませんので、現状は問題のないスキー場であるけれども、それを増築するような場合にはその段階で手続あるいは事前の調整が必要なケースというふうにあるから受けとめていくわけでございます。

○中井委員 そういうことをやっておりますと、うまくオリンピックの招致ができてそしてコースをいじらなければならぬとかということになりますと、また札幌オリンピックと同じような情けないことをやらなければならぬ。私は心配をいたします。十分地元と調整やら、あるいは地元の計画やらを環境庁はお聞きになつて、早目早目に対応される、そしてだめなものだめ、いいものはいいいという形で前進になる、このことを強く要望いたします。もう一度お答えいただきます。

○山内政府委員 そのように十分注意してまいりたいと思ひます。

○中井委員 次に、ゴルフ場の農業問題についてお尋ねをいたします。

ここ二、三年ゴルフ場の農業汚染ということで大変問題が大きくなつてまいりました。政府もいろいろと御協議はいただいておりますが、一向に何らの指針が出ない。随分心配をいたしておりますところ、過日環境庁がある程度の目安が何かをつくられた、このように新聞等で聞かせていただいておりますが、お答えをいただきます。

○安橋政府委員 環境庁におきましては昨日五月二十四日に、地方公共団体がゴルフ場の農業について水質の面から都道府県を指導する際の参考となりますような指針値を定めまして、都道府県に通知したところでございます。この指針値では、ゴルフ場からの排水中の農業に関する数値を定めておりました、これを超えるような場合がございしますれば、県がゴルフ場に対して農業使用の量の削減その他適切な指導を行うように定めていくわけでございます。

今後は、ゴルフ場からの排水中の農業濃度の状態をさらにつかむようにいたしますとともに、その調査結果に基づきまして、必要に応じてゴルフ場に対して具体的な改善措置を求めるといふようなことで、ゴルフ場からの農業が環境中に悪影響を与えないようにいろいろと指導してまいりたい、こういうふうに考えております。

○中井委員 水道水にあらわれておる濃度の十倍という形で指針を定めたと報じられておりますが、事実ですか。

○安橋政府委員 水道の取り入れ口におきます値の十倍ということでゴルフ場の排水口における基準値を定めたということは、そのとおりでございます。

それから、私、先ほどの答弁で自治体が県を指導するというふうに申し上げましたが、間違ひでございまして、都道府県がゴルフ場を指導する際の参考になるようなところで指針値を定めたわけでございます。

○中井委員 これを参考となるような指針値という形で、しかも十倍というふうなくくり方でやっ

○安橋政府委員　十倍と申しますのは、従来工場排水等におきまして、工場の排出口における排出の値とそれから環境基準がございます場合の環境との値というものが十倍というような関係になってございます。つまり、いろいろなところで希釈されたりあるいは分解したりというようなことがございますので、十倍の関係というのは特段緩いというようなことで設けたものではございません。

それから、この値そのものは、農業なりあるいは残留なりに関する専門家の御意見もお聞きいたしまして慎重に決めたわけでございますので、この指針値が守られる限り、少なくともゴルフ場からの農薬という面については安全が確保できるのではないかと考えているところでございます。

○中井委員 昨今、安全とかあるいは環境とかいうことに関して非常に市民運動が盛んになってきておる、これは非常に結構なことだと私は思っています。しかし同時に、市民運動というのなかなか難しいものです、私どももいろいろな話し合いをいたしますけれども、何が何でも危険だと言う人たちもおられる。しかし、科学的に信頼ができるのならその範囲できちっとやればいいじゃないかと、いう形で御理解をいただける方もおられる。そういう人たちに対して環境庁としては早くしかも確信の置ける科学的な指針、知見というものを打ち出していく、こういうことが一番大事なことでたと考えております。この十倍の指針というものがきっちりとしたものだ、そしてこれを守っていけば、ゴルフ場の農業による水の汚染といったものは心配ない、こういうことが周知徹底をされるような御努力、PRあるいはそれに伴う科学的な裏づけ

同時に、水はそれで十倍ということではないと思
うのでありますが、ゴルフ場における農業からく
るそこに働く人たちの人体に対する影響とか、そ
ういったものに対する調査、これはどのようにな
っておるのか。あるいは同時に、ここまで申し上げ
ていいのかわかりませんが、ゴルフ場以上
に農業を使っておると言われておる農業、ある
いはこの農業からくる排水、これらに対して環境
庁は農業そのものを含めてどういう対応、どうい

う研究をされておるのか、お尋ねをいたします。
○安橋政府委員　まず第一点目の周知徹底の件でございしますが、私どもは、先生の御趣旨を踏まえまして、機会あるごとに周知徹底を図っていききたい、努力したいと思っております。

それから、第二点目の農業の方の問題でございしますが、農業に關します製造販売の登録保留基準

というのを私も環境庁の責任で決めさせていた
だいているわけですが、これの充実とい
うようなものもさらに図ってまいりたいと思いま
すし、農業の面での農薬の適正な使用というよう
なことで主管庁でございます農林水産省の方に十
分申し入れをいたしまして、適正な使用というこ

要は、環境中に農薬の心配がないような状態にしたいというようなことを目指して私どもも今後とも努力したいと思っております。

○中井委員　時間ですので、終わります。

○戸塚委員長 速記をとめて。
〔速記中止〕
○戸塚委員長 速記を起こして。

遠藤和良君。
○遠藤(和)委員 大臣お越しいただきましたの

この事件は、平成元年四月に沖縄県の西表島の崎山湾で、朝日新聞社のカメラマンがサンゴの表面にKYの文字を刻みつけるといふ事件が発生したのでございます。しかもその報道は、だれがこのKYという文字を刻みつけたのか、こういうことで、自然保護を喚起するような記事を書きました。しかし実際やったのはカメラマン自身であつた。こういう大変残念な事件が起こったわけでございます。当初、この崎山湾というところが自然

環境保全地域でございますから、このことがサンゴ採捕という行為に当たるのではないかとということで捜査をしたわけでございますが、実際は採捕には当たらないということで不起訴になった経緯があるわけですね。したがって、やはり採捕だけではいけない、損傷だとか殺傷という行為、こういうものを付加しようということからこの法律

もともと自然保護で、自分のものにしようという行為はある程度理解できるけれども、自分のものとしないうで単に傷をつけるだけという行為は想定されなかった時代にこの法律があったと思うのですね。

ですねところが、そういうことが起こり始めた。これは私はまことに残念な、人心の荒廃といえますが、世相がこういう世相になってきたというものをこの事件の背景に考えなければならぬと思うのですね。もう一つは、報道機関のいわゆるやらせといいますが、言論の自由と言論の勇み

足といいますが横暴、こういうものに對してけじめのある態度をやはり示していく、こういう問題が非常に大事になってきておる、私はこのように

認識するわけですが、この事件のてんまつを通して、大臣の見解並びに現在のこうい

ただいま遠藤委員のKY事件に対する御質問でございまして、御指摘のように、自然環境保全地域の貴重なアザミサンゴを傷つけた事件でございまして、極めて残念な事件と言わざるを得ない、こう思っております。事件の当事者におきましては、是事柄を厳しく受けとめて対応されなくてはいか

ないと思つておりますし、こういう点もまた理解をしながら、二度とこういうことがあつてはならない、こういうことも思つておる問題でございまして、そういう意味からこのたびの法案の御審議を願ひながら、自然環境、そして物を言わないのをですからね、生きておりましても人間以外の物を言えないものに傷つけていくことはまこと

に慎まなくちゃいけない、こんな思いをいたして
おります。

○遠藤(和)委員 具体的にこの事件を通してま
して、新聞社の幹部を環境庁に呼んで厳重注意をし
たのか。そういう経過はありますか。

○北川国務大臣 お答えいたします。

今回の事件につきましては、朝日新聞社の社長から当時の環境庁長官に対しまして陳謝の表明があつたことを御報告いたしておきたいと思ひます。また、同社の幹部から環境庁に対しても再三釈明に参りましたことも御報告いたしておきたい、このように思っております。

○遠藤(和)委員 新聞社というのは、ともすれば自分のところに都合の悪い記事は余り出さない傾向があるのですね。私は、それは本当に公正な報

道とは言えないと思うのですよ。したがって、こういう朝日新聞の事件があった結果、今まさにこ

の法律が審議されておる、しかも、それが立案をされ、成立をしようとしておる、この法律は朝日新聞の事件があつてつくられた法律なんだということを、私は朝日新聞はみずから報道すべきだと思ふのです。それが公正な新聞だと思ふ。こういうことを環境庁長官が指示するというのはおかしい話でございますが、私は報道のモラルとしてこういうことは公正に報道すべきであるというのを要望しますが、環境庁長官はその私の見解に対してどのように思ひますか。

○北川国務大臣 ただいまの委員の公正にして報道しなくちゃいけない、ごもつともだと思ひます。私は常に、記者の皆さんと話すときに、皆さんの筆はよく人殺し、筆はよく人を殺す、古来そのように言われておるから、どうか今後そのことを踏まえて、環境行政が国民の理解を、そのこととちよつと違ひますけれども、環境の理解と自覚をしていただくようにPRをお願いしたいということをしよつちやう申し上げておるのでございまして、報道のとうとさというものは御指摘のとおりだと思ひます。

○遠藤(和)委員 私は朝日新聞の良識に期待をしたいと思ひますけれども、やはりこういう地球環境の問題についてもみずから強いリーダーシップをおとりになつておるわけですから、こうしたものは公正に報道して、過去の事件というものはやはり消すことができない部分があるのです、それを教訓にしなければならぬわけですから、みずから報道してもらいたい、こういうことを強く要望しておきたいと思ひます。

それから、大臣にお伺ひしたいのですが、こういう法案を出さなければならぬというものは、私はこの法案自体には賛成なんです、しかし、まことに残念である。これはむしろ道徳であり、モラルの問題なんです。こんな法律を出さなくてもいいような世の中になつてもらいたい、これが自然保護を考へる国民の声だと思ふのです。この法案というものはまさに現在の心の貧困を映し出す法案ではないかな、私はこのように感じております。

すが、大臣の感想はどうですか。

○北川国務大臣 まさに委員のおっしゃるとおり、法律によつて厳しく罰し、あるいはそれによつて人の自由な心も束縛してはいけない、その人その人みずから良心と公衆道徳というものをわきまえてやつていただければありがたいと思ひます。この法律を出さなくてはいいかない環境が悪いのじやないかというところの御指摘もごもつともだと思ひますし、私はそういう環境を思ひますときに、これからの環境教育といひますか、環境に対する国民の皆様の、これは企業も含めて、そして政治家ももちろん、すべてを含んで、人間と語り得ないものまでもよい環境の中に生きとし生ける喜びを感じてほしい、こんな思ひをいたしております。

○遠藤(和)委員 私は、人間が悪くなればなるほど法律を厳しくしなければならぬというものは、悪の循環であると思ふのです。本当は、法三章という精神がありまされども、法律は少なければ少ないほどいいと思ふのです。それがこういうふうな法を厳しくしなければモラルが保てないというものは、まことに残念なことであると思ひます。このことを、この法律を審議する間に、報道機関の皆さんも含めて、やはり自然保護を考へる場合の根本的な理念としていかなければいけないのではないかな、このように思ひますが、どうでしょうか。

○北川国務大臣 委員のお説のとおりであります。

○遠藤(和)委員 では、具体的な問題で、先ほどずっと審議をさせていただいたのですが、大臣がお見えでございませんでしたので、要所要所だけ大臣の見解を承りたいと思ひます。

個別の問題ですが、これは長い間歴代の長官が考へられてきたことだと思ひますが、沖繩の山原地区に対する園設の特別鳥獣保護区の拡大指定、これを早急にやつてもらいたいと思ふのです。これは歴代の長官が地元の方々に約束したこと

でございますから、先ほどできるだけ早くやるという話があつたのですけれども、長官、長官の一言をお願いしたいと思ひます。

○北川国務大臣 委員御指摘の点につきまして、今後ともなお努力を重ねていきたい、このように思つております。

○遠藤(和)委員 ちよつと早く終わりたいと思ひますので、三項目続けてお願いいたします。

一つは、石垣島、これの飛行場の建設が今議題になつておるわけでございますが、これは、北に移行することによりまして長官がアセスに対して意見を言う機会がなくなつたわけでございます。しかし、なくなつたからといって環境行政に対して物が言えないわけではありませぬ。したがつて、この問題について環境保護の立場から明確に発言をしてもらいたい。

それから、瀬戸内海の国立公園の中におきまして、私の考えでは建設ブームに相まつてかなり乱開発が進んでおるのを見受けまします。したがつて、総合的な環境保全の実態調査をお願いしたい。

最後は、白神山地区でございますが、環境庁はこれに対して自然環境保全地域に早く指定してもらいたい。

この三項目の要望をいたしまして、質問を終わりたいと思ひます。

○北川国務大臣 ただいまの遠藤委員の三項目の御指摘の点につきましては、ごもつともでございまして、努力をしていきたい、このように思つております。

○遠藤(和)委員 どうもありがとうございます。また、

○戸塚委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

自然環境保全法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

○戸塚委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○戸塚委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○戸塚委員長 次に、内閣提出、水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案を議題といたします。政府より趣旨の説明を聴取いたします。北川環境庁長官。

水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○北川国務大臣 ただいま議題となりました水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国の水質汚濁の現状を見ますと、水銀、カドミウム等の人の健康に関する項目に係る環境基準はほぼ全水域で達成しているものの、有機汚濁等、生活環境項目に係る環境基準については、代表的な指標であるBODまたはCODで見ると、東京湾等の閉鎖性海域、都市内中小河川等を中心

す。

この汚濁の見通しをすることができない要因の一つは、日常生活に伴い台所等から出る生活排水にあります。

しかしながら、これまでの水質保全行政においては、工場または事業場からの産業系排水に対する取り組みに比べ、生活排水対策の総合的推進という観点からは、対策推進の責任の所在等を含め、制度として整備されておらず、必ずしも十分な取り組みがなされてきたとは言えない状況にあります。

このため、生活排水対策の総合的推進を図るための制度の創設が急務となっております。

また、現在、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の周辺地域においては、排水基準による規制に加え、汚濁負荷量の総量規制を実施しているところであり、これらの水域における水質の改善状況は依然として十分ではなく、より一層積極的な水質改善対策の推進が必要でございます。

この法律案は、こうした状況にかんがみ、地域の住民の生活に最も近く、また、生活排水を処理する各種施設の整備の主体となる市町村が中心となつて生活排水対策の推進を図り、身近な河川などの水質汚濁の防止を進めていくための制度を創設するとともに、あわせて、東京湾などの総量規制地域においてのみ規制対象となる施設を追加するための制度を創設するものでございます。

次に、この法律案の主要事項について、その概略を御説明申し上げます。

第一に、目的規定の改正についてであります。本法律案の成立に伴い、本法の目的として生活排水対策の実施を推進することによって、公共用水域の水質の汚濁の防止を図ることを加えることとしたしております。

第二に、行政及び国民の責務の明確化についてであります。生活排水の発生源の中心は一般家庭であり、人の生活に伴い必ず生じるものでございます。したがって、生活排水対策は住民の自覚と協力のもとに行政と住民がともに協力して進められるべき行政分野でございます。このため、炊事、

洗濯、入浴等、人の生活に伴い排出される水を「生活排水」とし、その排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための対策の実施について、市町村が処理施設の整備及び生活排水対策に関する啓発等を行うことを中心としつつ、国及び地方公共団体の責務を明らかにすることとする

とともに、国民の責務として、公共用水域の水質の保全のため、調理くずの処理等を適正に行うよう心がけることなどを定めることとしたしております。

第三に、生活排水対策重点地域の指定についてであります。都道府県知事は、水質環境基準が確保されていない公共用水域等において生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、関係市町村長の意見を聞いた上で、当該公共用水域の水質の汚濁に係る地域を生活排水対策重点地域として指定することとしたしております。

第四に、生活排水対策推進計画の策定についてであります。生活排水対策重点地域をその区域内に含む市町村は、生活排水対策推進計画を策定することとし、生活排水対策推進計画においては、生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針、生活排水処理施設の整備に関する事項、生活排水対策に係る啓発に関する事項等を定めることとしたしております。

第五に、生活排水対策推進計画の推進についてであります。生活排水対策推進計画を策定した市町村は、当該計画に定められた生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針に従い、生活排水対策の実施に必要な措置を講ずることとしたしております。また、当該市町村長は、計画推進のために必要と認めるときは、生活排水を排出する者に対して指導、助言及び勧告をすることができることとしたしております。

第六に、総量規制地域等における規制対象施設の拡大についてであります。現在、特定施設として全国一律に規制対象とされている施設に加え、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措

置法に基づく東京湾周辺地域等の総量規制地域においてのみ規制対象となる施設を追加し、排水規制等を行うための制度を創設することとしたしております。

この法律案の施行時期は、公布の日から起算して三月を経過した日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○戸塚委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十九日火曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時十一分散会

水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案

水質汚濁防止法等の一部を改正する法律

(水質汚濁防止法の一部改正)

第一条 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中第二章 排出水の排出の規制等(第三

条第十四条の二)を第二章 排出水の排出

の規制等(第三條第十四条の二)に

改める。

第一条中「規制すること等によつて」を「規制

するとともに、生活排水対策の実施を推進する

こと等によつて、」に改める。

第二条第五項中「特定施設(」を「特定施設(指

定地域特定施設を除く。に改め、同項を同条第

六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条

第三項中「特定施設」の下に「(指定地域特定施設

を含む。以下同じ。)」を加え、同項を同条第四

項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「指定地域特定施設」と

は、第四条の二第二項に規定する指定水域の水質にとつて前項第二号に規定する程度の汚水又は廃液を排出する施設として政令で定める施設で同条第一項に規定する指定地域に設置されるものをいう。

第二条に次の一項を加える。

7 この法律において「生活排水」とは、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水(排出水を除く)をいう。

第三条第二項中「同項第二号」を「前条第二項第二号」に改める。

第四条の二第二項中「次項において」を「以下」に改める。

第六条第一項中「一の施設が特定施設」の下に「(指定地域特定施設を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該施設につき既に指定地域特定施設について前条第一項又は次項(瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第十二条の二の規定又は湖水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第十四条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む)の規定による届出がされているときは、当該届出をした者は、当該施設につきこの項の規定による届出をしたものとみなす。

第六条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 一の施設が指定地域特定施設となつた際現に指定地域においてその施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。以下この項において同じ。又は一の地域が指定地域となつた際現にその地域において指定地域特定施設を設置している者であつて、排出水を排出するものは、当該施設が指定地域特定施設となつた日又は当該地域が指定地域となつた日から三十日以内に、総理府令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を

都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該施設につき既に湖沼水質保全特別措置法第十四条の規定により指定地域特定施設とみなされる施設についての同条の規定により適用される前条第一項又はこの項の規定による届出がされているときは、当該届出をした者は、当該施設につきこの項の規定による届出をしたものとみなす。

第十条及び第十一條第一項から第三項までの規定中「第六條第一項の下に」若しくは「第二項」を加える。

第十二條第二項中「一の施設が特定施設」の下に「指定地域特定施設を除く。以下この項において同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定は、一の施設が指定地域特定施設となつた際現に指定地域においてその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。以下この項において同じ。）又は一の地域が指定地域となつた際現にその地域において指定地域特定施設を設置している者の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が指定地域特定施設となつた日又は当該地域が指定地域となつた日から一年間（当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、三年間）は、適用しない。ただし、当該施設が指定地域特定施設となつた際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第一項の規定に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

第十三條第二項中「第十一條第二項」の下に「及び第三項」を加え、同条第四項中「第二條第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第十三條の二第一項中「定めて特定施設」の下に「指定地域特定施設を除く。以下この条において同じ。」を加える。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 生活排水対策の推進

（国及び地方公共団体の責務）

第十四條の三 市町村（特別区を含む。以下この章において同じ。）は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策（以下「生活排水対策」という。）として、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷を低減するために必要な施設（以下「生活排水処理施設」という。）の整備、生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成その他の生活排水対策に係る施策の実施に努めなければならない。

2 都道府県は、生活排水対策に係る広域にわたる施策の実施及び市町村が行う生活排水対策に係る施策の総合調整に努めなければならない。

3 国は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁に関する知識の普及を図るとともに、地方公共団体が行う生活排水対策に係る施策を推進するために必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならない。

（国民の責務）

第十四條の四 何人も、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう心がけるとともに、国又は地方公共団体による生活排水対策の実施に協力しなければならない。

（生活排水を排出する者の努力）

第十四條の五 生活排水を排出する者は、下水道法その他の法律の規定に基づき生活排水の処理に係る措置を採るべきこととされている場合を除き、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷の低減に資する設備の整備に努めなければならない。

（生活排水対策重点地域の指定等）

第十四條の六 都道府県知事は、次に掲げる公共用水域において生活排水の排出による当該公共用水域の水質の汚濁を防止するために生活排水対策の実施を推進することが特に必要

であると認めるときは、当該公共用水域の水質の汚濁に係る当該都道府県の区域内に生活排水対策重点地域を指定しなければならない。

一 水質環境基準が現に確保されておらず、又は確保されないこととなるおそれが著しい公共用水域

二 前号に掲げるもののほか、自然的及び社会的条件に照らし、水質の保全を図ることが特に重要な公共用水域であつて水質の汚濁が進行し、又は進行することとなるおそれが著しいもの

2 都道府県知事は、生活排水対策重点地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 生活排水対策重点地域の指定をしようとする地域に係る公共用水域が他の都道府県の区域にわたる場合においては、都道府県知事は、その指定をしようとする旨を当該他の都道府県の都道府県知事に通知しなければならない。

4 都道府県知事は、生活排水対策重点地域の指定をしたときは、その旨を公表するとともに、当該生活排水対策重点地域をその区域に含む市町村（以下「生活排水対策推進市町村」という。）に通知しなければならない。

5 前三項の規定は、生活排水対策重点地域の変更について準用する。

（生活排水対策推進計画の策定等）

第十四條の七 生活排水対策推進市町村は、生活排水対策重点地域における生活排水対策の実施を推進するための計画（以下「生活排水対策推進計画」という。）を定めなければならない。

2 生活排水対策推進計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針

二 生活排水処理施設の整備に関する事項

三 生活排水対策に係る啓発に関する事項

四 その他生活排水対策の実施の推進に関し必要な事項

3 生活排水対策推進市町村が生活排水対策推進計画を定めようとするときは、当該生活排水対策重点地域内の他の生活排水対策推進市町村と連携を図らなければならない。

4 生活排水対策推進市町村は、生活排水対策推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、その生活排水対策重点地域を指定した都道府県知事に通知しなければならない。

5 前項の通知を受けた都道府県知事は、当該市町村に対し、生活排水対策の推進に関し助言をし、その推進に関し特に必要があると認める場合にあつては勧告をすることができ

6 生活排水対策推進市町村は、生活排水対策推進計画を定めたときは、その内容を公表しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、生活排水対策推進計画の変更について準用する。

（生活排水対策推進計画の推進）

第十四條の八 生活排水対策推進市町村は、当該生活排水対策重点地域内の他の生活排水対策推進市町村と連携を図りながら、生活排水対策推進計画に定められた生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針に従い、生活排水処理施設の整備、生活排水対策に係る啓発その他生活排水対策の実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（指導等）

第十四條の九 生活排水対策推進市町村の長は、生活排水対策推進計画を推進するために必要と認める場合には、その生活排水対策重点地域において生活排水を排出する者に対し、指導、助言及び勧告をすることができ

第二十八條第一項中「第二項」の下に「第十四條の六第一項、第十四條の七第五項」を加える。

(瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正)
第二条 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条の二」を「第十二条の三」に、「第十二条の三」を「第十二条の四」に、「第十二条の四」を「第十二条の五」に、「第十二条の五」を「第十二条の六」に、「第十二条の六」を「第十二条の七」に改める。

第五条第一項中「排出される排水水(同条第三項に規定する排水水をいう。以下同じ。)」を「公共用水域に排出される水(以下「排水水」という。)」に改める。
第七条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、当該施設につき既に第十二条の二又は湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第十四条の規定により適用される水質汚濁防止法第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出がされているときは、当該届出をした者は、当該施設につきこの項の規定による届出をしたものとみなす。

第十二条第一項中「第二条第五項」を「第二条第六項」に改め、同条第二項中「第六条第二項」を「第六条第三項」に改める。

第十二条の七を第十二条の八とし、第十二条の六を第十二条の七とし、第三章第二節中第十二条の五を第十二条の六とし、第十二条の四を第十二条の五とし、第十二条の三を第十二条の四とし、同章第一節中第十二条の二を第十二条の三とし、第十二条の次に次の一条を加える。
(みなし指定地域特定施設に係る排水水の排出の規制等)

第十二条の二 第五条第一項に規定する区域においては、第二条第一項に規定する瀬戸内海の水質にとつて水質汚濁防止法第二条第二項第二号に規定する程度の汚水又は廃液を排出する施設として政令で定める施設について、これを同条第三項に規定する指定地域特定施設

設とみなし、同法の規定を適用する。この場合において、同法第六条第二項及び第十二条第三項中「指定地域において」とあるのは「瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項に規定する区域(以下この項において「特定区域」という。))において」と、「指定地域となつた」とあるのは「特定区域となつた」とする。
第二十五条第二号中「第十二条の五」を「第十二条の六」に改める。

(湖沼水質保全特別措置法の一部改正)
第三条 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
第七条第一項中「当該特定施設」を「同法第二条第三項に規定する指定地域特定施設」に改める。
第八条中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第十一条第一項中「第五条」を「第五条第一項」に、「第五条第四号から第八号まで」を「第五条第一項第四号から第八号まで」に改める。
第十四条の見出し中「みなし特定施設」を「みなし指定地域特定施設」に改め、同条中「同項に規定する特定施設」を「同条第三項に規定する指定地域特定施設」に改め、「第五条第二項、第十二条の三及び第十三条の二を除く。」を削り、同条後段を次のように改める。

この場合において、同法第六条第二項及び第十二条第三項中「指定地域において」とあるのは「湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の指定地域(以下この項において「特定地域」という。))において」と、「指定地域となつた」とあるのは「特定地域となつた」とし、同法第六条第二項中「湖沼水質保全特別措置法第十四条の規定により指定地域特定施設とみなされる施設について」とあるのは「前条第一項又はこの項」とあるのは「前条第一項又はこの項(瀬戸内海環境保全特別措置法第十二条の二の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。)」と、同法第十三条

第四項中「第二条第二項若しくは第三項」とあるのは「湖沼水質保全特別措置法第十四条」と、「政令又は」とあるのは「政令若しくは」と、「改正」とあるのは「改正又は同法第三条第二項の指定地域の指定若しくはその変更」とする。
第二十二條中「第五条」を「第五条第一項」に改める。
第二十三條第六項中「第二条第三項中「特定施設」を「第二条第四項中「特定施設(指定地域特定施設を含む。以下同じ。)」に、「規定により特定施設」を「規定により指定地域特定施設」に、「第六条第二項」を「第六条第三項」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の湖沼水質保全特別措置法又は同法第十四条の規定により適用される改正前の水質汚濁防止法の規定により国の機関に対してされている届出又は国の機関がした命令その他の行為は、第三条の規定による改正後の湖沼水質保全特別措置法又は同法第十四条の規定により適用される改正後の水質汚濁防止法の相当規定に基づいて、相当する国の機関に対してされた届出又は相当する国の機関がした命令その他の行為とみなす。
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)
第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六條第二項第二号ロ及び附則第十四條第二号中「当該特定施設」を「水質汚濁防止法第二条第三項に規定する指定地域特定施設」に改める。

(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の一部改正)
第四条 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第七号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第二号ロ中「第二条第五項」を「第二条第六項」に改める。

理由

生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、生活排水対策の実施に関する国、地方公共団体等の責務等生活排水対策の実施の推進に関する措置等を定めるとともに、総量削減基本方針に係る指定水域の水質汚濁の防止の一層の推進を図るため、指定地域における規制対象施設を追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

環境委員会議録第二号中正誤

一ページ一段、出席政府委員の最初に次のように加える。
公害等調整委員 勝見 嘉美君
会委員長

平成二年六月五日印刷

平成二年六月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局